

令和 7 年 第 3 回（9 月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和 7 年 9 月 10 日 開会

令和 7 年 9 月 30 日 閉会

東伊豆町議会

令和
七年

第三回
〔九月〕定例会

東伊豆町議会会議録

令和 7 年第 3 回東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月10日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	14
楠 山 節 雄 君	14
笠 井 政 明 君	32
西 塚 孝 男 君	45
稻 葉 義 仁 君	57
山 田 直 志 君	67
○散会の宣告	85

第 2 号 (9月11日)

○議事日程	87
○出席議員	88
○欠席議員	88
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
○職務のため出席した者の職氏名	88

○開議の宣告	90
○議事日程の報告	90
○一般質問	89
須佐衛君	89
鈴木伸和君	108
山田豪彦君	127
○議案第43号 東伊豆町職員駐車場使用料徴収条例の制定について	137
○議案第44号 東伊豆町観光振興基金条例の一部を改正する条例について	139
○議案第45号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	140
○議案第46号 東伊豆町庁舎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	142
○議案第47号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	144
○議案第48号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について	146
○議案第49号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	147
○議案第50号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	149
○議案第51号 財産の取得について	151
○議案第52号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）	153
○議案第53号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	163
○議案第54号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	165
○議案第55号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）	168
○議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）	170
○報告第3号 専決処分の報告について	180
○報告第4号 令和6年度東伊豆町健全化判断比率の報告について	182
○報告第5号 令和6年度東伊豆町資金不足比率の報告について	182
○報告第6号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）	184
○散会の宣告	185

第 3 号 (9月12日)

○議事日程	187
○出席議員	187
○欠席議員	187
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	187
○職務のため出席した者の職氏名	188
○開議の宣告	189
○議事日程の報告	189
○議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第61号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第63号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	190
○散会の宣告	203

第 4 号 (9月30日)

○議事日程	205
○出席議員	206
○欠席議員	206
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	206

○職務のため出席した者の職氏名	206
○開議の宣告	207
○議事日程の報告	207
○日程の追加について	207
○発議第 1 号 議案第 56 号令和 7 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議について	208
○議案第 57 号 令和 6 年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	209
○議案第 58 号 令和 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	210
○議案第 59 号 令和 6 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	210
○議案第 60 号 令和 6 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	210
○議案第 61 号 令和 6 年度東伊豆町稻取財産区特別会計歳入歳出決算認定について	210
○議案第 62 号 令和 6 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	210
○議案第 63 号 令和 6 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	210
○議案第 64 号 令和 6 年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	210
○議案第 65 号 令和 7 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 3 号）	221
○議員派遣について	224
○陳情・要望書等の審査について	224
○常任委員会所管事務調査の報告について	224
○意見書案第 1 号 水道施設の耐震化等の整備に対する財政支援を求める意見書について	228
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について	230
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	230
○閉会の宣告	231

○署名議員..... 2 3 3

令和7年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年9月10日（水）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠山 節雄 君

1) 公共交通について

2) 町長の政治姿勢について

3) 町営墓地の管理運営について

2. 5番 笠井 政明 君

1) ごみの堆肥化プロジェクトについて

2) 自治体DXとAIの活用について

3. 8番 西塚 孝男 君

1) ラーニングについて

2) 観光客の変化について

3) 花壇について

4) 消防団について

4. 6番 稲葉 義仁 君

1) 道路沿い民有地の危険木について

5. 14番 山田 直志 君

1) 文教厚生常任委員会の提言について

2) 町有林等の森林整備計画策定等について

3) 学校統合等について

出席議員（12名）

1番	山 田 豪 彦 君	2番	鈴 木 伸 和 君
3番	楠 山 節 雄 君	5番	笠 井 政 明 君
6番	稻 葉 義 仁 君	7番	栗 原 京 子 君
8番	西 塚 孝 男 君	10番	須 佐 衛 君
11番	村 木 僚 君	12番	内 山 慎 一 君
13番	定 居 利 子 君	14番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
企画調整課長	太 田 正 浩 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 貞 雄 君
健康づくり 課 長	中 山 和 彦 君	健 康 づ く り 課 事 参	柴 田 美 保 子 君
観 光 産 業 課 長	梅 原 巧 君	建 設 整 備 課 課 長 準	山 西 和 孝 君
防 災 課 長	加 藤 宏 司 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	齋 藤 和 也 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 木 善 幸 君	書 記	相 馬 奨 君
--------	-----------	-----	---------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

令和7年東伊豆町議会第3回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、条例の制定・一部改正、令和7年度補正予算、令和6年度一般会計及び特別会計の決算認定などがそれぞれ日程に組み込まれておりますので、諸議案とともに十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第3回定例会は成立しましたので、開会します。

なお、建設整備課長に代わり、建設整備課長補佐が会議に出席するとの届出がありましたので、報告します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（栗原京子君） 議会運営委員長の報告を求めます。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 議会運営委員会より、令和7年第3回定例会の運営について協議した結果を報告します。

本定例会では、8名の議員より19問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

町長には反問権の行使が認められております。

なお、反間に要する時間は制限時間には含みません。

質問通告者の中で、3番議員、10番議員及び14番議員より掲示板使用の願いが、10番議員及び14番議員より資料配付の願いがそれぞれ提出されております。

本定例会の提出案件は、条例の制定及び一部改正8件、財産の取得1件、補正予算5件、

報告4件、令和6年度一般会計決算認定及び特別会計決算認定がそれぞれ日程に組み込まれています。

議会からは、議員派遣、文教厚生常任委員会の所管事務調査報告、また、総務経済常任委員長より令和8年第1回定例会までの期間において、観光業に携わる外国人労働者の実態調査についての所管事務調査事項届が提出されておりますので、よろしくお願ひいたします。

財政健全化に関する報告第4号及び第5号並びに一般会計及び7つの特別会計の決算認定につきましては、それぞれ一括議題とします。

補正予算の説明につきましては、一般会計でおおむね200万円以上、特別会計でおおむね50万円以上で説明すること、会計管理者の決算概要の説明につきましては、歳入では、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出では、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額とすること、水道課長の説明につきましては、従前どおりにすることを確認しました。

令和6年度の決算審査につきましては、一つの特別委員会を設置し、付託案件の審議を行います。

また、一般会計の審査におきましては、課ごとで行うことを確認しています。

決算審査特別委員会の報告は9月30日としますので、御承知ください。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期につきましては、本日から9月30日までの21日間とします。

なお、閉会中に提出されました東伊豆町小中学校及び稻取高校の統合に関する嘆願書及び東伊豆町小中学校及び県立稻取高校の統合に関する陳情書につきましては、東伊豆町議会陳情書・要望書の取扱いについての申合せ事項に基づき、委員会付託することが協議、決定しましたので、御承知ください。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告とします。よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりでございます。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（栗原京子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、楠山議員、5番、笠井議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（栗原京子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの21日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（栗原京子君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告及び令和6年度の各会計の

決算審査意見書につきましては、既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（栗原京子君）　日程第4　町長より行政報告を行います。

町長。

（町長　岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君）　皆様、おはようございます。

令和7年第3回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、令和7年8月27日に内閣府から発表された月例経済報告によりますと、我が国の景気は、米国の通商政策等による影響が一部に見られるものの、緩やかに回復しているとされております。

本町の経済状況は、基幹産業である観光業について、直近のデータによれば、宿泊、飲食サービス業の生産性は、賀茂地域の中でも比較的高い状況にあることが示されており、特に首都圏からの来訪者が多く、50代以上のリピーター層が町の観光を支えております。

人口動態に目を向けると、本町の人口は辛うじて1万人台を維持しているものの、少子高齢化の進行や、特に若年層の転出が顕著であり、長期的には町の持続可能性に大きな影響を及ぼす懸念がございます。

こうした中で、今後の町の経済を下支えするには、第1に、観光の質的向上が不可欠であり、例えば、滞在型観光の推進、ワーケーションや2地域居住の受入れ、さらにはデジタル化を活用した観光サービスの拡充が求められます。

また、地場産業との連携強化も重要であり、観光と農漁業との相乗効果を高めることにより、町全体の経済循環を拡大させることが重要であると捉えており、持続可能な成長の基盤

を築くため、引き続き力を注いでまいります。

ここからは、それぞれ分野ごとに行政諸般の報告をいたします。

初めに、企画関係について御報告いたします。

ノッカルひがしいずの本年度の実績は、8月末までの5か月間で481ライド、698名の方に御利用いただいております。これは、昨年度の同時期と比較して381%の増となり、順調に推移している状況であります。利用者の皆様の声を参考にしながら、今後、さらに利便性を高め、より多くの方に御利用いただけるよう、利用者目線に立ったサービスの向上を心がけてまいります。

また、夜間の交通利便性の向上を目的としたナイトノッカルは、実証実験を6月2日から13日まで実施しました。利用実績は7ライド、13名となり、周知が十分に行き届かなかつた点は、今後の改善点であると認識しております。今年度中に、再度、実施する予定ですので、事前広報を強化して、利用者増につながるよう工夫しながら、実証実験を進めたいと考えております。

7月13日には、ドライバー講習会を開催したところであり、新たに一般参加者2名及び役場職員1名がノッカルのドライバーとして活動してくださることとなりました。現在のドライバー数は、一般ドライバー13名、役場職員29名の計42名体制となっております。運行基盤の強化を図り、安全で安定的な運行ができるよう、引き続きドライバーの登録促進と育成に注力してまいります。

7月22日には、巡回型グリーン・スロー・モビリティーの試乗を行いました。私自身も実際に乗車しましたが、思った以上にスピード感があり、観光利用や日常の移動手段として、大きな可能性を感じました。来年1月からの実証実験に向けて関係機関と連携し、準備を進めてまいります。

これらの地域交通政策については、今後も運転手の確保・育成に力を入れるとともに、オンラインタイム予約の導入や、旅館が運行するバスとの連携強化を進めてまいります。加えて、ノッカルひがしいず以外の地域交通も選択肢として視野に入れ、観光客や移住者、そして町民全ての方が快適に移動できる仕組みを整えていく所存であります。

次に、よりみち135、旧稻取幼稚園の改修工事ですが、6月20日には建築工事、機械設備工事、電気設備工事の入札3件を執行し、7月1日の議会臨時会において、建築工事の本契約に関する議決をいただいたことから、改修工事を本格的に進める体制が整いました。今後は、安全かつ快適な施設整備を着実に推進してまいります。

6月15日には、稻取中学校吹奏楽部及び国立大学のリトミックサークルをお招きし、稻取幼稚園さよならコンサートを開催しました。参加者は100名に上り、町民にとって思い出に残る盛大な催しとなりました。

6月28日には、「さわって！はずして！つなげよう！よりみち135」のイベントを開催し、壁に感謝の絵を書いたり、完成後にワークショップで再利用するための黒板及び棚の取り出し作業を体験していただきました。これらの取組を通じて、工事の進捗を町民と共有するとともに、完成前から施設に愛着を持っていただくファンづくりを進めています。今後も、安全第一で工事を進めながら、町民に親しまれる拠点づくりを進めてまいります。

8月20日には、プロサッカーチーム、アスルクラロ沼津との協定を締結いたしました。今後、スポーツを通じて観光振興、スポーツ振興、健全育成、高齢者の生きがいづくりなど多方面での連携を図ってまいります。

デジタル化の取組といたしましては、8月4日から月曜日を中心に、月4回のスマホ講習会を開催しております。本年度は、保健福祉センター及び奈良本地区を中心に展開しており、10月まで継続する予定です。急速に進むデジタル社会の中で、「誰一人取り残さない」を目標に、町民の生活の質を高める支援を進めてまいります。

次に税務関係ですが、歳入の根幹をなす町税の令和6年度決算における収納状況は、現年課税分の収納率が95.45%、現年課税分及び滞納繰越分を合わせた町税全体では91.99%となり、前年度を0.08ポイント上回る結果となりました。

課税面の主な概要について、前年度比では、個人町民税の現年調定額が、定額減税の影響により4.68%、2,097万1,000円の減となり、固定資産税の現年調定額が、評価替えなどの影響により1.73%、2,024万円の減となりました。また、入湯税におきましては、観光需要が回復している状況の中、6.84%、654万4,000円の増となっております。

町税を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いておりますが、歳入の根幹をなす町税の公平な負担に力を注ぎ、納税者の利便性向上を推進するとともに、今後も静岡地方税滞納整理機構及び賀茂地方税債権整理回収協議会などとの連携により、収入未済額の圧縮を図り、町政運営における貴重な自主財源の確保と、町民の信頼に応える納税秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康づくり関係ですが、生活習慣病の早期発見、重症化予防等を目的とした特定健診査及び後期高齢者を対象とした一般健康診査につきましては、役場庁舎、保健福祉センター及び奈良本公民館を会場に、6月8日から7月29日までの20日間で1,231人が受診

されました。

今後の予定につきましては、9月18日から12月4日までの間に、7回の集団健診を予定しております。また、9月より健育会熱川温泉病院並びに康心会伊豆東部病院の協力の下、個別対応による特定健康診査を実施いたします。一方、既に病院や人間ドックで検診を済ませている方からは、健診結果の提出をお願いするなど、各種健診に対する受診率向上に努めております。なお、健診の予約につきましては、昨年同様、コールセンター及びインターネットからお気軽に申込みください。

受診後の対応につきましては、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防などの保健指導を受ける必要のある方に対し、別途御案内をしております。健康寿命の延伸のため、御自身の生活習慣を見直す機会と捉え、保健指導を受けてくださいますようお願いいたします。

今年度の新規事業といたしましては、保健福祉センターを会場とした9月28日開催予定の健康まつりを準備しております。元NHK「ためしてガッテン」ディレクターの北折一先生による健康寿命の延伸を目的とした、お口の健康を踏まえた内容の講演会を予定しております。

また、ベジチェックや身体の各部位ごとに筋力が分かる体組成の計測や、血圧・血糖の測定を実施予定です。そのほかにも電気刺激による筋肉の収縮を行うEMS機器の体験会を予定しております。

講演だけでなく体験等を通じて、健康に親しむ機会にしたいと考えておりますので、皆様の御参加をお待ちしております。

次に住民福祉関係ですが、物価高騰対策、給付金給付事業のうち、令和6年度住民税非課税世帯への3万円の給付及びこども加算2万円の給付が7月31日をもって受付完了となりました。実績は、非課税世帯1,824世帯、こども加算93人分の給付となりました。

また、物価高騰により生活を圧迫されている子育て世帯を支援するため、子ども支援給付金を支給いたします。平成19年4月2日から令和6年12月31日までに出生した児童のうち、令和6年12月31日時点において、町内に住民登録のある対象児童を養育する方などに、対象児童1人につき2万円を支給いたします。

町から児童手当を受給されている方には、届出不要の支給通知書を、児童手当を受給していない方などには、申請のための必要書類を送付しますので、9月末までに申請していただきますようよろしくお願ひいたします。

次に観光関係ですが、今年3月から6月末までの入湯客数は21万6,633人で、前年対比で

見ますと、0.7%の増となりました。宿泊客数として大きな伸びは見られないようですが、昨年の宿泊者数が好調であったため、同様に推移をしていると言えます。

インバウンドのお客様の割合も、ますます増えていると聞いております。インバウンド需要の伸びはとても重要という認識ではおりますが、社会情勢の変化等、何らかのきっかけにより鈍化してしまうことが心配されますので、リピーターとして、当町を訪れる観光客をはじめとした国内のお客様から求められる観光地として、資源を掘り起こし、魅力創出等の方策にも力を入れていかないといけないと考えております。

今年の夏も酷暑に見舞われ、夏と言えば海水浴という考えが通用しなくなってきております。東伊豆町は海だけでなく、山にも細野高原というすばらしいスポットがありますので、真夏であっても風が涼しく感じられる高原の気候を生かし、暑い中でもお客様に楽しんでもらえるよう、資源を活用していく必要があると捉えております。

次に、イベント関係についてですが、7月12日には、北川温泉において、ねこさいの日・星空シネマ初コラボイベントが開催されました。このイベントは、有志により町の活性化を図るために行われたものです。今年は北川温泉のムーンロードテラスを会場として、屋外映画鑑賞を中心に、ショートムービーの上映、サザエのつかみ取り、浜焼きによる魚介類の振る舞い、餅まき、楽団による生演奏等が行われました。当日は、700名のお客様が訪れ、大盛況であったとお伺いしております。

また、同日、伊豆急行による観光専用ビール列車が、熱川温泉のゆけむり夜市を目的地として運行されました。首都圏をはじめ県内からも参加があり、乗客177名の皆様に、台湾提灯と湯けむりの幻想的な風景を楽しんでいただきました。町では、今後もこうした特別列車の運行を伊豆急行にお願いしていくとともに、目的となるメニューを増やしていくよう、町内各地域の磨き上げを行っていきたいと考えております。

7月26日には、第56回熱川温泉海上花火大会が開催されました。海沿いの道路いっぱいに夜店が並び、バンド演奏と夜空を彩る花火の打ち上げが行われ、2,000人ものお客様でにぎわいました。私も御挨拶に伺った傍ら、各種イベントに参加させていただきました。各会場にて、お客様が本当に楽しそうに過ごしている姿を見ますと、人の幸せにとって観光は、非日常体験による精神的リフレッシュ、新しい感動による価値観の変化、そして深い思い出づくりや自己成長の機会を提供する点で重要な役割を果たしているということを、改めて実感した次第でございます。

8月11日の祝日には、細野高原にて東伊豆アドベンチャーラリーが開催されました。細野

高原内の数あるチェックポイントを通過し、ゴールを目指すタイムレース形式の競技で、県内外からこれまでの最多となる70チーム、210名の参加がありました。当日は荒天となり、参加者には過酷な状況でしたが、大きな事故もなく全員がゴールできました。悪天候であるがゆえに大きな達成感が得られたようで、とても満足している印象であったと伺っております。帰りには、日帰り温泉やお土産を求める声もあったと伺い、毎年、開催いただいているこのイベントが、町の観光振興に貢献していることに感謝しております。

次に、住宅リフォーム補助金についてですが、これまでのところ、補助金額は720万7,000円、実工事費6,541万6,000円、件数は49件となっております。町民の皆様にとって住環境の充実に活用いただけるほか、町内の住宅改修関連の事業者にとっても仕事を生む制度となっております。お住まいの改修や改善を考えている皆様に、積極的に活用していただければと願っております。

ふるさと納税につきましては、7月末までに7,981万700円と、前年同月までに比べ1,083万8,500円の増となっております。現在のところ、好調に推移しておりますので、さらに寄附額を増やすよう、魅力ある商品を提供していく努力と、効果的な宣伝を打ち出していく所存です。

次に、建設整備関係ですが、伊豆縦貫道、建設発生土を活用した農地基盤整備事業を稻取地区の小杉山工区と中川工区で計画しているところですが、8月25日に事業実施に向けた稻取地区基盤整備推進協議会の設立総会を開催し、協議会規約を制定、会長・副会長等の役員を選任していただきました。引き続き、賀茂農林事務所、協議会と連携の下、事業を推進してまいります。

次に、防災関係ですが、7月30日にカムチャツカ半島付近でマグニチュード8.8の地震が発生し、日本の沿岸部には津波警報が発表されました。本町においても、各地区自主防災会の協力をいただき、避難所の開設等、対応を図りました。幸い人的被害等大きな影響はありませんでしたが、長時間にわたり津波警報が継続したため、JR伊東線及び伊豆急行線の運転見合わせが続き、伊豆稲取駅や伊豆熱川駅には取り残された観光客が多数滞留する状況となりました。

これらの帰宅困難者を解消すべく、津波警報の影響を受けず、安全に運行を継続している東海道新幹線や、伊豆箱根鉄道・駿豆線を利用し脱出させるため、本町、伊豆急行、東伊豆町観光協会等の観光関係者と協力し、35名の帰宅困難者を修善寺駅まで送迎し、帰宅困難者の解消に努めました。

昨年の南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意や、本年7月30日のカムチャツカ半島付近で起きたマグニチュード8.8の地震で、日本の沿岸部に津波警報が発表されたように、災害はいつ発生するか分かりませんので、これを機に、町民の皆様におかれましては、自分の身の安全を守るため、1人1人が取り組む自助の重要性に改めて意識を傾けていただきますようお願いいたします。

次に、消防関係ですが、6月29日に稲取新グラウンド駐車場において、消防団員65名が参加し、大雨に備えた水害対策として、土のうの作り方及び土のうの積み方の熟練度向上を目的とする水防訓練が実施されました。また、7月2日には、東伊豆町消防団、女性消防団員と駿東伊豆消防組合職員による花火教室をひがしいず幼稚園及びひがしいず認定こども園で行い、花火の安全な取扱いについて、実演を交えて子供たちに指導を行いました。引き続き、駿東伊豆消防組合と連携し、消防・防災に関する訓練のほか、啓発活動も併せて実施してまいります。

次に、交通安全関係ですが、7月11日から20日まで夏の交通安全県民運動が実施されました。11日には、交通指導員、消防団、学校、PTA等の御協力をいただき、子供たちが安全に登校できるよう、朝の街頭指導が行われました。御参加いただいた関係各位にお礼を申し上げます。

次に、教育関係ですが、物価高騰により生活を圧迫されている子育て世帯を支援するため、国の物価高騰対応、重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年12月から令和8年3月までの4か月間、小中学生の学校給食費を無償とする補正予算を計上いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

新しい学校教育の環境整備につきましては、住民説明会の後、パブリックコメントを実施し、広く皆様からの御意見を伺いました。精査すべき課題を解決しながら、引き続き当町にとってふさわしい学校の在り方を検討していくきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

岡谷市との姉妹都市児童交流につきましては、今年は7月31日、8月1日の2日間、東伊豆町内の小学5年生45名と岡谷市から五、六年生の30名が参加し、本町で開催する予定でしたが、前日に発令された津波警報により、子供たちの安全を第一に考えて、やむなく中止といたしました。準備に御協力いただきました関係各所の皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。

夏休み期間の社会教育事業といたしまして、7月26日から30日までの5日間にわたり、稲

取小学校プールにおいて、小学校の低学年を中心とした親子を対象に、親と子の水泳教室を開催いたしました。期間中13組23名の親子が参加し、教育委員会職員やスポーツ推進委員の指導の下、親子で水に慣れることや泳ぎ方を学んでいきました。

同じく稻取小学校で寺子屋事業を4回開催いたしました。東伊豆町学校支援、地域本部実行委員会の方が主体となり、今年度は学習交流も目的として、稻取小学校だけでなく、熱川小学校の小学生も対象に、3年生から6年生の児童62名の申込みがありました。また、指導員には、稻取、熱川両中学校の3年生22名の協力をいただきとともに、稻取高校ボランティア部にも協力をいただきながら、夏休みの課題に取り組みました。今回、稻取地区と熱川地区的垣根を越えた児童生徒の交流の場になったものと考えております。

7月22日には、静岡県市町対抗駅伝競走大会の町内説明会を実施し、参加をお願いしている児童生徒や社会人の方々34名に、今年度の開催概要をお知らせしました。12月6日の大会に向け、暑さの厳しい時期ではありますが、8月21日から練習を始めております。

7月28日には、今年で開館33年となった町立図書館の開館記念イベントを開催いたしました。開館記念イベントは、図書館に親しんでいただくことを目的に、毎年、趣向を凝らして実施しています。今回は、稻取中学校吹奏楽部の演奏や町内ダンスチームの発表、さらに上原美術館の学芸員によるワークショップを催し、子供を中心に延べ160の方に楽しんでいただきました。

次に、水道事業関係ですが、現在、稻取地区の町道入谷天城1号線、配水管更新工事及び町道藤三線どんづく通りの配水管更新工事のための設計業務委託を行っております。どちらも耐震性のない古い配水管を耐震管路に更新することで、今後、発生が懸念されております大規模地震等に備えたインフラ整備及び安定的な水道水の供給に寄与するものと考えております。また、A Iを活用した水道管理システムの導入にも着手しており、現在、システム構築に必要な作業を行っております。今後はシステムを活用した管路更新計画などを基に、耐震管路への更新を継続的に実施していく予定でありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、朝夕は大分過ごしやすくなったとはいえ、まだまだ厳しい残暑が続くと思われますので、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意され、御活躍されますよう祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 07 分

再開 午前 10 時 08 分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第5 一般質問

○議長（栗原京子君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

◇ 楠山節雄君

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員より、一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

3番、楠山議員の第1問、公共交通についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） おはようございます。

今回も3問お願いしてありますので、すみません、順次お答えをいただきたいと思います。

1問目、公共交通について。

当町では高齢者対策として、また来遊客の移動手段等の利便性を高めるため、ノッカルひがしいずをはじめとした様々な公共交通の実証実験を行ってきているが、以下について伺う。

1点目、今後変更の可能性は出てくると思われるが、いつまでに全体像をつくり上げるのか。

2点目、公共交通については様々な交通手段がお互いに補完しながらになると思われるが、その中心になると思われるノッカルひがしいずの登録ドライバー数と、そのうち役場職員の登録ドライバーは何人か。

3点目、登録ドライバーの中で運行回数の隔たりは見られるか。

4点目、現在の利用料はあまりにも安価で、利用者からも恐縮の声がある。また、事故等が起きた場合、登録ドライバーの自動車保険適応となっている。利用料の見直しや自動車保険加入を町で行う等の考え方はありますか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員の質問にお答えをさせていただきます。

公共交通についてということで、特にノッカル、あとはたぶんグリーン・スローの話が出てくるかと思いますけれども、まず、1問目でございます。今後の変更の可能性、全体像についてという御質問でありますけれども、これまでの東伊豆町の公共交通は5つの駅を中心とした鉄道、そして路線バス、加えてタクシーがその役割を担ってまいりました。

しかし、これらの交通手段には人口減少に伴う利用者減や、事業者、運転手の減少、そして運行エリアや時間帯の制約といった問題点がいろいろ点在をしているという状況でございます。これらの課題に対応するため、これまでも様々な施策に取り組んでまいりましたけれども、特に住民同士が移動を助け合う公共ライドシェアを導入し、コミュニティーベースの新しい交通サービスを確立したところでございます。

また、今年度、ナイトノッカルの実証実験を行い、夜間の移動手段の確保を試みるとともに、観光客の2次交通や高齢者の移動支援として、巡回型グリーン・スロー・モビリティーの実証実験も実施する予定です。

御質問の全体像をいつまでにつくるのかという点につきましては、現状、まだ、最終的に全体像をお知らせする形には至っておりません。しかし、ある程度の全体像は既に描いておりまして、その中心となるのが公共ライドシェアです。これを核として夜間運行、オンライン予約、タクシーとの連携を導入し、利便性を高めていきたいと考えています。

さらに、巡回型グリーン・スロー・モビリティーやライドシェアとしての旅館バス利用も組み合わせ、多様な移動手段を整備していく所存です。また、将来的にはこれらの全ての交

通手段の決済を統一するMaaSを実現したいと考えております、例えば、定額で乗り放題となるサブスクリプションサービスも視野に入れているところです。

これらの将来像は、ただ机上で描くだけでなく、今後も様々な実証実験の成果に基づいて構想していきたいと考えております、これらの取組が本当に可能かどうかを判断するためには、もう少し時間がかかると認識をしております。町といたしましては、今後も実証実験を着実に進め、そこで得られる知見を基に、町民の皆様にしっかりと絵として示せるよう、全体像の策定を急いでいきたいと考えております。

続きまして、公共交通について、様々な交通手段があって、その中でノッカルひがしいずというのがやはり肝になってくるということでございまして、そのあたりについての御質問、ドライバーについての御質問をいただきました。現在のノッカルひがしいずドライバー登録状況について、まず御説明をいたします。

現在、ドライバーは一般ドライバーが13名、役場職員が29名となっており、合計で42名が登録しております。ドライバーとして活動していただくためには、国土交通省の認定を受けた講習を受講し、運輸支局への登録が必要となります。本事業の成功は、ドライバーの人数にかかっており、現在も随時、ドライバーを募集しております。運行に当たっては、できる限り一般のドライバーの皆様を優先的に配置し、一般ドライバーが不在の場合に、役場職員が運転する体制を取っております。この事業は、ドライバーが確保できなければ欠便となり、町民の皆様に御不便をおかけすることになってしまいます。これをできる限り避けるためにも、今後もドライバーの確保に努めてまいります。将来的には、一般ドライバーの皆様の登録数をさらに増やし、役場職員が運転する比率を減らしていくことを目指しております。

続きまして、そのドライバーの運行回数の隔たりについて、御質問をいただきました。

運行回数の隔たりについては、一部の一般ドライバーに運転が集中しているという現状が確かにございます。具体的にはある1名の一般ドライバーが、全体の運行の約6割を担っていただいている。これ、物すごくボランティア精神に富んで、地域愛というか地域のためにという思いが多分強い方だというふうに大変感謝をしているところでございますが、この状況は、運行の安定性という観点から大きな課題があるとも実は認識しております。もし、この方が何らかの理由で運転ができなくなった場合、欠便が発生するリスクが高まるだけでなく、運行の不足分を補うために役場職員の負担が著しく増加してしまうことになります。したがって、町としては運行の安定化と特定ドライバーへの負担集中を解消するために、状況が整い次第、早急に一般ドライバーの拡充を図る必要があると考えております。今後も

積極的に広報活動を行い、より多くの町民の皆様にドライバーとして御協力いただけるよう努めてまいります。

続きまして、利用料についての御質問もいただきました。

御指摘のとおり、利用者やドライバーの皆様から、利用料やドライバーの報酬が安いという御意見があることは認識をしております。本事業の利用件数は順調に伸びており、昨年度は月平均20運行でしたが、今年の7月には113運行と大幅に増加しました。これは、住民の皆様が地域交通を一番の課題と感じており、このサービスへの期待が大きいことの表れだと考えております。この事業の成功は、ひとえにドライバーの人数にかかっており、報酬が見合わないとドライバーが集まらないという御意見も真摯に受け止め、ノッカル事業の進捗状況を確認しながら、ドライバーの皆様がある程度、ある意味稼げるように、早ければ新年度から報酬の見直しを行っていけたらとも考えております。

また、保険につきましても御指摘いただいております。

現在、ドライバーの保険を利用し、足りなかつたときに町が入る保険でカバーする内容の保険としていますが、町が全て負担した場合、ドライバー1人当たり1日1,800円の費用がかかってしまいまして、この辺のコスト負担を考えると、なかなか持続的な制度ではなくなってしまう懸念があるかなと思っています。これを料金に転嫁すると、利用者の皆様には多分大きな負担を強いることになる。そのため、当面ドライバー御自身の保険を御利用いただくという方針でいかせていただければというふうに思っております。幸いこれまでに事故の報告はございませんが、今後も安心・安全な運行をお願いするとともに、持続的な制度となるよう、常に改善するところが多分いろいろ出てくると思います。

もともと、このノッカル、ライドシェアの導入というのは、全国に先駆けて東伊豆町、当町が導入をいたしました。最初から走らせながら、いろいろ課題が出てくることに対して、その対策を1個1個打っていくということによって、最終的には本当に使いやすいものにしたいという思いでやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

今回、質問がちょっと多岐にわたっているから、頭の中で整理できるか分からないでけれども、まず、1点目の変更の可能性が出てくるというのは、町長が言われたように、いろ

いろいろな取組も、まだこれからもしたいよということもあるでしょうし、それから先進的な事例というのが、日本全国でいろいろなところから、もしかしたら出てくる。そうしたものもやっぱり取り入れるということで、なかなかすぐに将来像を固めるということはできないとは思いますけれども、そうはいっても、やっぱりいつまでも実証実験を繰り返すということはいかがなものかなというふうに私は思っているんですよ、町長の認識と、もしかしたら違うと思うんですけども。本当にこの一、二年で、今年度とか来年度とかは言わないんですけども、もうこの一、二年で、最終的なある程度骨子を固める時期に来ているんじゃないかなというふうに思いますけれども、まず、その部分を再度お伺いをしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

あくまでも目的は、地域の方々が使い勝手のいい公共交通、加えて、お話をしますと、東伊豆町は人口減があと二、三十年で本当に半分ぐらいになってしまうという予想、これは当町においてだけではなくて、全国的にもそのような傾向があるという中で、町民がなるべく移動しやすい環境づくりをやることが、町の活力を持続する大きなポイントになるのかなと思っています中での公共交通の充実という話であります。

早くやるのが目的ではなくて、町民の皆様がいかに使いやすい制度設計をするかというのが目的ですので、あと加えて言うと、やっぱり財政的な制限もあったり、特に最近は役場のマンパワー的な制限、つまり役場職員が全体的に、これも全国的な傾向ですけれども、減っている中で、あまりにも多くのことをなかなか切れないというところも事実関係であります。そのあたりを考えながら、優先順位を決めながらやるべきことをやっていくということですので、できれば議員が言われるように、二年、三年先に大きなビジョンがちゃんとぴしっと決まればいいんでしょうねけれども、まだ、なかなかその決めるための基礎的なデータが収集し切れていないのではないかなと思っています。

ライドシェアについても、いろんなやり方が今、全国で広がっています。それをちゃんと見極めながら、言い方がちょっと誤解を受けるかもしれませんけれども、いいとこ取りのところをやりながらやっていくのがいいのかなと思っていますので、その辺、まだ変動の余地があるということと、あと、ライドシェア的なラストワンマイルの公共交通ではなくて、どちらかというと、誰でも観光客も予約なしに普通に乗れるという体系で、また違う意味でグリーン・スロー・モビリティという実証実験を来年やりたいなと思っています。まず、や

ってみないと分からなくて、それが出た結果をまたフィードバックして、それをある意味、ノックカルに反映させたりという、この何と言いますか、P D C Aじゃないですけれども、それを回しながらいろいろ詰めていきたいと思います。なるべく早くやれるように努力はいたしますけれども、あまりそれは第一目的になって本末転倒にならないように、気を配りながらやっていきたいと思っております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） この公共交通については、町長が就任してから特に力を入れて動き始めた部分だと思うんですよ。もう3年ぐらい計画しているというところですので、いつまでもということはそういう意味合いも含めて。町長、私は言っているじゃないですか、変更は今後もあるだろうけれども、ある程度の形はつくり上げていくべきじゃないのかなというのが、自分の考え方だったので、今回、質問させていただきました。町長の考え方も了解をしましたので、ぜひよりよいものをつくっていただきたいと思います。

それから、2点目の登録ドライバーの関係なんですけれども、町長の言葉からちょっとあったと思うんですけれども、一般が13名、役場職員が29名ということで、なかなか一般の人たちに広がりが見えていない。今年2名、また新たに講習を受けてから登録はされるということですけれども、本来は一般ドライバーが数字をやっぱり上回って、役場職員は補助的にそれらを支えていくという形が私は理想だと思うんですよ。そういう意味で、次の3点目、4点目と関わってくると思うですけれども、やっぱり待遇改善も含めて、その辺の見直しをぜひお願いしたいということで、町長、新年度に料金等の改定を一応視野に入れているという先ほどのお話であったんですけども、それは間違いないということでよろしいですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

間違いないというよりは、環境が整えばやる余地はあるかなと思っています。ドライバーの待遇改善の話もあるんですけども、やはり全てのことにおいて、改善すべき点がまだまだたくさんあるのも事実です。予約の仕方も今まで前日予約だったり、あとは対価の支払い方も事前チケット制だったり、そういうことをどうやってクリアしていくかというの中身を少しちゃんと決めていかないといけないのかな。自分の中ではそれが最優先の項目だと思っています。そこに至るまでは、ドライバーの皆様には、現状のように役場職員がフォローさせていただきながらの運営ということになろうかと思います。

ただし、最終形については、これは自分たちの町の中で自分たちのためにやる話ですので、その辺の意識改革についてもう少し力を入れて、御理解いただくような努力というのは行政としてもやらなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） すみません、ありがとうございます。

先ほど町長から答弁があった、1人の方が6割を担っている、隔たりがあるかどうかの確認をさせていただいたんですけども、実は多分この方じゃないかなと思う方とちょっと話をさせていただいたんですよ。するとやっぱり、なかなか断りにくいというそういう性格もあると思うんですけども、その過程では、あまりにも安い。それから、通信費なんかも必要になってくるということで、どっちかというと持ち出しがあって、ボランティアの域を超えてるというお話、それは、そこの配偶者の方からお伺いをしたんですけども、どっちかというと、そういう配偶者からの理解が得られないような、こういう体制というのはいかがなものかということで、それは待遇改善をぜひ図っていただきたい。保険料については、1回に1,800円ということは、なかなか行政が負担をするということは、先ほど言ったように持続可能ということからすると無理ですから、何らかのちょっと保険料の支援みたいなものができないのかなというふうに思っています。

6割というのは本当にちょっと異常で、ほかの方が受けてくれないからその人に集中するような形というのは、町長から言うと問題もあって、その人がもしできなくなったらという弊害もありますので、その辺の改善を私からするとボランティア、この事業はボランティアという考え方方が基本になっているということはもう重々承知なんですけれども、その域を超えてるんじゃないかなというふうに思っています。

自分はちょっと考えたんですけども、登録者数を増やすのには、さっき言ったように、対価の部分もちょっと見直しをしていただいたら、あるいは登録者数を増やすには、地域で使える地域商品券を登録時に配付をするようなそんな考え方もできるんじゃないかな。地域商品券はあくまでも一例ということになると思うんですけども、そういう考え方も必要じゃないかというふうに思いますけれども、町長、そこをお伺いできますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） このノッカルについては、当初はノッカル自体がボランティア的な意味合いがちょっとあったのかなと思いますけれども、多分、これは持続的な制度を考えると、

それプラスアルファ、ある程度、収益が出せるようになるのが安定的な運用につながるのかなと現状では思っています。

今、民間事業者さんと連携をしてこの事業を進めておりますけれども、今年に入ってからだったと思いますけれども、その辺の御相談はさせていただいております。なので、今の価格帯とかはあくまでも仮の状況だと思っていまして、実際の状況を見ながら、その辺は変えていく必要があるのかな、制度も当然変えていかなければいけないのかなと思っています。

それと、将来的な話ですけれども、基本的な考え方を変えないと、この制度はうまくいかないのかなと思っています。常日頃からお話をしています自助、共助、公助というのがありますが、自助の部分をもう少し考えていく必要があるのかなと。地域の公共交通を守るためにには、回りの方の協力をするというのも当然ですし、それをやることによって、自分も協力していただけるというお互いさまという精神を、町の中に少しずつ広げていけるととてもいいのかなというふうに思っています。

商品券については、昔から地域通貨的なものは必要かなと実は今も思っています。それもどういうツールがいいのかなというところはあります。この間、ちょっと東北に出張に行ってきたんですけども、いい事例があったので、その辺も考えながら、将来的にはこういう公共交通の対価としてその地域交通の中で地域通貨的なものと交換ができるとかその辺で、例えば健康マイルズも何かラップしてくるみたいな話ができると、町民のいろいろな動きの中でプラスになってくるのかなというふうに感じております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 最後に、交通施策が単なる移動手段ではなく、家庭に閉じこもらず町の中で活動し続けるためのインフラである。言い換えれば、採算性より暮らし重視の施策である。また、高齢者が自分で移動できることは健康寿命を伸ばす大きな要因で、本当に重要な施策である。それは、私はノッカルが中心となって動く公共交通の姿だなと思っていて、これは町長も同じような認識をしていると思うんですけども、最後に、ナイトノッカルの関係なんですけれども、今回は利用者数が本当に少なかった。要因は広報不足だよみたいなことが報告の中でもあったんですけども、担当者からもその辺ちょっと聞いたりもしたんですけども、私は、今回の期間が短過ぎて、1か月も満たない期間で実施をしたこと、自分もやっぱりお酒を飲みますので、本当にこの制度というのはありがたいなというふうに思ったんですけども、たまたま外出してお酒を飲むというそういう機会に巡り会えなかった

から、今回利用できなかつたんですけれども、確かに広報不足というのもあると思うんですけれども、期間の部分ですとかあるいはどうでしょう、そういう広報の重要性はもちろん分かることですけれども、利用者だけじゃなく、例えばアルコール提供をしているその事業者、お店、そういうところの小売店なんかちょっと伺って、どういうことでこれがちょっと利用が少なかつたか、その辺の調べもする必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、最後にそこをちょっとお聞かせください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

多分いろいろな要因があつたと思います。確かにやつてゐる期間も短かつたし、いきなり夜、ノッカルが使えますみたいな話をしても、ふだん例えば飲みに行って、そのお店の人に送つてもらつたりとか、そういう状況が固まつてゐる場合、なかなかそれからノッカルといつのに行くのに多分時間がかかるので、御指摘のようなことがあつたかと思います。

現場サイドの話を聞いてゐるか聞いていないか等については、担当課のほうから少し御答弁させていただければと思います。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） ナイトノッカルにつきましては、最初、各お店のほうに職員が回らせていただきて、ポスターを貼つていただきたり、こういった制度があるので利用していただきたいというところで、最初はちょっと行つたんですが、その後は原因を聞いておりません。ただ、今後もう一度、実験はやるつもりで、前回の事業は繰越しの事業でありまして、本来は令和6年度に行おうとしたのが、令和7年度のほうにちょっと延びてしまつたところであります。今度、令和7年度予算でもう一度やりますので、そこは同じ失敗をしないような形で、そういったところを改善して行いたいと考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、町長の政治姿勢についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 今回のメインというか、マスコミも含めて皆さんのがん心事じゃないかなと思います。

2問目、町長の政治姿勢について。

驚きと期待を背にスタートした岩井町政だが、早いもので来年3月には町長選挙が行われ

る。そこで以下について伺う。

1点目、身近な政治をしたいと言っていた思いは、今も変わっていないか。

2点目、一時的なポストではなく、本気で地域に根を張ろうとした言葉は今も変わっていないか。

3点目、任期まで残り少なくなったが、町民からは継続を望む声がある。御自身として次の任期についてどう考えているか。

4点目、懸念の声もある。さきの人事では多くの職員の退職者があった。また、総務課付等の職員もいる。こうしたことに対する町長の認識は。

以上、すみません、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問、私の政治姿勢についてという、これがメインになっているかどうかというのは分からぬんですけども、御答弁申し上げます。

まず、身近な政治という基本的な考え方について変わってないでしょかという話でございますけれども、初めに、私の町政運営に対して、驚きと期待を持っていただいたとの言葉をいただきましたことを、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

私にとって町政の根幹は、常に町民との対話にあるというふうに考えておりまして、これまでその思いを基に町政運営を努めてまいりました。なかなかやり切れていないところもあるかもしれませんけれども、基本スタンスは、もともと建設会社の現場監督をやっておりましたので、実際に現場に出て、現場の情報がとても大事だというのはそのときに身にしみているということだと思います。それを生かしながら、政治家となった今でも、現場第一主義というふうに自分でも思っております。

私はこれまで参議院議員として2期にわたり国政の仕事、例えば、経済産業省とか農林水産省、それから復興庁、内閣府、また、国土交通省などで様々な仕事、結構大事な仕事と思われることもやらせていただきました。多くの知見と経験、そして何と言ってもいろいろな方との、人とのつながりというのを築いてきたというのは、まさに自分の宝になっているのかなというふうに今でも思っております。

4年前の町長選挙への出馬要請に関しては、東伊豆の有志の方からぜひこれまでの経験、今お話をようなものを東伊豆町のために役立ててほしいというような声もいただきまして、

町長選に当選をいただき、現在の職責をおあずかりするということになりました。

就任当初に申し上げた身近な政治を実現するという思いは今も搖るぐことなく、今、お話ししましたけれども、むしろ町政をやっている中で、その現場の大切さというのは今でも思っているということです。行政の役割は、制度や予算を動かすことだけではなくて、現場に足を運び、町民の皆様から暮らしの声を直接聞き、その声に基づいた政策を形にしていくものだと考えております。

その思いの中で、この4年間、町長と語ろう まちづくりの会で懇談や、広報「ひがしいず」の町民の声での広報活動、また事業ごとに行う地区住民説明会、現場視察などを通じて、できる限り直接対話の機会を持ち、顔の見える行政に取り組んでまいりました。

令和6年3月に策定をいたしました東伊豆町まちづくり総合指針においても、各産業の関係者をはじめ延べ425人の方々に御参画をいただいて、これは異例だと思うんですけれども、私もその委員の1人として議論の輪に加わって、皆様の御意見を伺う中で、当町の将来像を描くことができたというふうに思っております。

今後もこの姿勢は一切変わることなく、町民にとって近い存在であり続けるまちの町政運営を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、一時的なポストというお話がありましたけれども、一時的なポストと考えたことは特になくて、とにかく目の前のことをやるということなんすけれども、町政に限つたことではございませんが、基本的に自分自身のスタンスとして、中長期のイメージを持つつ、目の前のやらなければならないこととか課題解決に集中して、そのために全力を上げる、こんなスタイルを私は基本としております。全体を見ながらも、目の前の課題に対してなるべく先延ばしにしないというふうに思っています。先延ばしにする余裕はもうない、今の時代、もうなくなっているかな、とにかく解決をしていかなければいけないのかなというふうに認識しております。これは町長就任当初も今も変わらずであります、東伊豆町の町長に就任してからこれまで、この思いで町政を担ってまいりました。

御質問にあったこの発言は、就任当初に私が申し上げたものであり、単なる意気込みではなくて、東伊豆町の課題を解決するためには、少し長期的な展望が必要かと感じていた思いを込めた言葉でございました、当時ですね。

国政で得た経験やネットワークを地元である東伊豆町の発展につなげていくということ、東伊豆町の課題を解決し、それをさらに伊豆半島に横展開をし、可能ならば静岡県に広げていける、一見突破的な考え方なんでしょうけれども、そんなことにより地域の幸福度が上が

っていくのではないか、こんなことを考えながら、これまで町の様々な課題から逃げることなく、町の未来のために正面から向き合ってまいりました。

ふるさと納税の拡充や入湯税の引上げにより、やりたい施策を実現するための財源確保に努めました。同時にやりたいこと、例えば、今後の原動力となる関係人口の創出拡大をはじめ、世代を超えた地域コミュニティーの実現のための旧稻取幼稚園の活用プロジェクト、また夜の観光の磨き上げを狙った熱川九份化計画、そして伊豆縦貫自動車道の建設発生土を活用した新しい農地の創出、そして人口減少の中で町の活力を保つために必要な新しい公共交通の導入、先ほど御質問もありましたけれども、また、町民の安心・安全を守るために防災力強化や将来を担う子供たちのために手掛け始めた新しい学校教育環境の創出など、本当に多くの課題を解決するための様々な施策の種をまき、育て、一部は収穫目前まで来ているものももしかしたらあるのかなというふうに感じております。冒頭の答弁にも重なりますが、引き続き目の前のやらなければならないことや課題解決に集中し、そのために全力をまずは上げていきたいなというふうに考えております。

そして、任期まで残り僅かになったけれども、御自身として次の任期をどうするかという、これは直球勝負の質問をいただきました。なかなかこれをそのままクリーンヒットというわけにはいかないかもしれませんけれども、任期満了を来年3月に控えた中、町民の皆様から町政を継続してほしいという激励や感謝の声をいただいて、大変ありがたく思っております。

今年、びっくりしたんですけれども、自分の誕生日のときに、ある電話が役場にありますて、またクレームの電話か、またってそんなにないですよ、と思って聞いたら、何か、町長、誕生日おめでとうと言っていたよというお電話をいただいたみたみたいです。これは初めてなんですけれども、何かそういうふうに言っていただけると、とてもうれしいし、ありがたいなというふうに思ったんですけども、町民の声の中でも、最近、特に頑張ってほしいというような内容が増えているように思います。その辺のことは十分認識をしております。

今、お話したように、町民の声での広報活動とかお手紙など温かい言葉とともに、今後の期待が込められた御意見が本当に多いというふうに思っています、ありがたいなとか身の引き締まる思いで拝読をさせていただいております。

一方で、一部の重要施策や事業については、全ての町民の皆様から十分な御理解をいただけたとは言えず、町政のかじ取りは難しいなとも思っています。学校の統廃合の話がそうだと思いませんけれども。

現時点においては、今、任期の職責を最後まで全うすることにまずは集中したいなと思つ

ております。本当に日々、課題が出てくるので、そのことにまず集中したいなと思っています。町政の継続性、未解決の課題、そして何よりも町民の声を真摯に受け止めた上で、しかるべき時期にいろいろ判断させていただければありがたいなと思っています。

そして、最後になりますか、2番目の最後の質問になりますけれども、懸念の声ということで、退職者の数と総務課付の職員のことを言わされました。これ、結構大きな話で、個人的な問題以外のものがあると思っています。情報化社会において、まずは正しい情報を得るのがとても大切だと思うので、数字を交えて少し御説明をいたします。

平成16年度から令和5年度まで過去の10年間の退職者の推移を見ますと、過去ピーク時には11人、年平均で6.7人、7人弱の職員が毎年退職をしております。多分、辞められる方と入ってくる方のバランスがとても重要なと思っていまして、その辺も一つのポイントかなと思いますが、また令和6年度には10人の職員が退職しております、総務課付等の職員が散見される状況については、職員が退職されること自体、町政に影響があると思います。総務課付になるのも、本来の仕事がちょっとできない状況だということなので、そのあたりは重くは受け止めております。

ただ、当町だけ職員が辞めているかというと、実はそれ以上に退職をする職員がいる自治体もあるのは事実でございます。それを踏まえますと、職員が退職される背景には、そのときの社会情勢や役場職員の年齢構成など、さまざまな要因も影響していると考えております。その上で原因を的確に把握し、対応していくことが必要かと考えています。

役場の管理職やほかの自治体の首長ともよく話すんですけれども、国、地方自治体を問わず職員が辞めてしまう傾向は全国的にあるとのことです。恐らく、全国共通する理由はあるのではないかというふうにも感じております。考えられる理由の一つとして、雇用の流動化が挙げられるのではないでしょうか。

現在の労働市場においては、急速な人材不足という状況を背景に、かつ働き方の多様化が進展し、終身雇用を前提としないキャリア志向が広がりを見せております。このような社会的背景の下に、公務員の皆さんにおいても若年層を中心に、自らの成長やキャリア形成を重視して転職を選択するといった傾向が最近顕著になってきているようにも感じます。時代の流れかもしれません。

また、民間企業における労働条件の改善や、リモートワーク等の柔軟な働き方の普及も、行政職員にとって他の職種への転職を現実的な選択肢とする一因になっているのかもしれません。さらに、従来の定年退職に加えて、早期退職や自己都合退職の割合が増加していると

いうことも、退職者数の全体の増加に寄与しているとか、その要因が今言ったような話だと思います。

こうした状況に対して、職員の職務満足度の向上やキャリア支援体制の充実、柔軟な働き方の導入など優秀な人材の確保、定着に向けた取組を今後さらにしていかなければいけないとも思っております。また、国レベルで顕在化をしている要因もあろうかと思います。これまで多くの地方自治体が人口減少を見据え、職員の削減を進めており、当町も同様に人員の削減を進めてまいりましたが、高齢化の進行により保健福祉関係の行政サービスは増加傾向にあること、道路や橋梁等インフラ関係の維持・管理も必要となることから、職員1人当たりの業務量はむしろ増加傾向にあるのではないかと思っています。

現在では、ワークライフバランス、これは仕事と生活の両立という言葉なんですけれども、それが重要視されるようになっておりまして、過度の業務量や長時間労働が自治体職員の離職の一要因になっていることも挙げられるのではないかと思います。いずれにしても、職員1人1人が安心して能力を発揮できる組織として、また若手職員をはじめとした職員の意欲を高める機会として、より健全な方向へ導いていくということが責務ではないかなと感じております。

以上、雑駁なお話でございましたけれども、御質問にお答えさせていただきましたが、今後とも町民の幸せとは何か、本来ならば、町民のために働くというところにやりがいを持つて、そして自分の人生設計をしていくというところでございますが、その辺がなかなか変わってきた中で、それをどうやって取り戻すのか、もしくは新しい考え方をうまく入れていくのか等、これからやっていかなければいけないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 時間がないので、端的に質問させていただきたいと思います。

所信が変わっていないということですので、その当時は、町長、やる気満々ということの認識で今もいるということでしょうから、町長から目の前の課題、山積をしている課題解決に全力を尽くして、まだその時期ではないというふうなことは聞かれないので、ああ、次もやりますよみたいなお言葉が返ってくるのかなと思ったんですけども。それと、町長は前にも町長自身の言葉の中で、1期の年じや何もできないよという、そういう言葉もおっしゃったと思うのですけれども、本当に1期4年で何にもできないという部分も出てきている

と思うんですけども、その辺でもう次、頑張っているから継続をしますみたいな、そういう御返事はないんですか。

それと、それをちょっと聞いて、そこは最後にしたいなと思うんですけども、退職者の関係については、これは前にも2階級特進の関係で私が質問したときも、こういうことというのは、やっぱり議員が触れるべき事項じゃないのかなと思ったんですけども、ただ去年も退職者が多くて、今年もやっぱり多いということを聞いていますので、何らかの要因があるのか。退職者個人の事情だとか家庭の事情だとか様々だと思うんですけども、そういう部分の中で、私が心配するのは、町長からやっぱり事業推進のために高圧的な態度だとか恫喝だとか、早くしなければ駄目だよみたいなこと、そういうことがちょっと心配されるんですけども、そういうことというのではないと、自分の杞憂だというふうに思ってよろしいですか。最後、そこをお聞きして終わります。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まずは、4年で仕事ができるか、4年じゃ結構厳しいですよ。予定どおり種をまいたかなと思います。ただ、まだ、まき切れていないところもあるのかなというふうに思います。

あと、職員について、高圧的な態度と恫喝というのをどう捉えるかということもあります。その辺は明確に、これ、うわさ話とかあると思うんですけども、それは極めて責任の所在が曖昧だということなので、なかなかそういうところに惑わされずにやるべきことをしっかりやっていく。ただ、職員とのコミュニケーションというのはとても重要だと思っておりますので、その辺はうまく一丸となって、目の前の課題に解決できるような取組というのはこれからも続けていきたいというふうに思っています。

○議長（栗原京子君） 次に、第3問、町営墓地の管理運営についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 3問目、町営墓地の管理運営について。

町営の墓地は稻取地区の多くの家庭が利用しているが、そこで以下について伺う。

1点目、墓地台帳存在の有無は。

2点目、総区画数は幾つか。そのうち管理がされていない区画のおおむねの数は。

3点目、管理がされていない区画で、所在不明等連絡が取れない区画数の状況確認はできているか。

4点目、今後の管理は、どのようにすべきと考えているか。

以上、4点、すみません、お願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の答弁を申し上げます。

町営墓地の管理運営についてということで、この問題については、定期的というか、いつも議員の皆様から御質問をいただける内容でもあり、とても重要な内容だと思っています。

まず最初に、墓地台帳の存在の有無ということではありますけれども、東伊豆町町営の稲取上野墓園につきましては、計17ブロックの区分けで運営しており、13冊の台帳で管理をしております。総区画数は幾つかということで、その上で管理されていない区画のおおむねの数ということなんですけれども、総区画数につきましては、1,839区画となっております。内訳ですが、旧墓地が1,510区画、新墓地が329区画、管理がされていない区画につきましては、これはおおむねなんですけれども、130区画程度という認識を持っております。

そして次の管理がされていない区画で、所在が不明等連絡が取れないという、こういう状況はどうなっているかというお話でありますけれども、管理されていない区画のうち連絡が取れていない区画について、把握は実はできておりません。所在不明等使用者の住所、氏名が正確に把握できていない区画につきましては、現状169区画となっています。

今後、管理はどのようにすべきか。また所有者が不明みたいな話の中で、そこだけが管理がされないと、周りにも影響が出てくるという御指摘だと思いますけれども、そのようなものにどう対応するかというお話でありますが、町営墓地における管理不十分な墓地につきましては、近年その数は増加傾向にありますし、草木が繁茂して周囲に迷惑を及ぼすケースも実際に見受けられます。

墓所の管理は墓地使用許可を受けた方、すなわち使用者の責任で行っていただくことが基本であります。しかしながら、転居や死亡などにより使用者や御遺族と連絡が取れない場合、結果として、近隣区画の使用者や町がやむを得ず対応しているのが現状でございます。今後、こうした使用者不明墓所については、草木の繁茂にとどまらず墓石等の老朽化や転倒といった安全管理の問題に発展することも懸念されます。町といたしましては、いろいろ考えたんですけれども、以下のような対応が考えられるというふうに思っております。

まず、1つ目、使用者不明墓所の把握強化ということで、定期的に墓地全体を巡視し、使

用者不明の区画や管理不十分な区画をリスト化するとともに、可能な限り戸籍住民基本台帳等を活用し、使用者または御遺族の調査に努めていくということあります。

2番目として、適切な維持管理のための制度検討ということでありますと、墓所の草刈りや安全管理を町が代行する場合の費用負担の在り方や無縁墓地としての整備、合祀するための基準や手続について、ほかの地方自治体の事例などをまず参考にして、研究する必要があるのかなと思っています。

そして、3番目、使用者への周知、啓発ということで、現在使用中の方に対しても、墓所の管理責任や将来の継承手続について、墓地使用許可更新時や町の広報紙等を通じて周知を図り、将来的な使用者不明墓所の発生を抑制しなければいけないとも思っております。

以上の取組を通じて、町営墓地が引き続き町民の皆様が安心して利用できる場となるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ここに写真を撮ってから掲示をしてあるんですけども、本当に一部で、私がざっと目視したところでも50を下らないぐらいの区画が草がぼうぼうだったり、木が生えたりという状況です。

この問題を取り上げたのは、自分の墓地に行くのに通れないもので、木の剪定をしたり草を刈ったりして自分の墓地に行く。これ、通常のことじゃなんですよね。そういうことというのは、何にもそんなこともせずにお墓参りができるという、そういうところが多い中で、そういうことというのはやっぱりあってはならないことだなということで、今回、取上げをさせていただきました。

ぜひ、いろいろやらなければならぬことというのはいっぱいあると思うんですけども、今はその時期に来ているなというふうに思いますので、町長が言われたように改善を図っていただきたい。

例えば、こういうものは調査するのにも、さっきも言ったように、町長、マンパワーが絶対足りないじゃないですか。今のスタッフではなかなかやり切れないという部分があると思いますので、こういう部分について、例えば任用職員を活用して、これらをしっかりとさせて調査を行って、どういう形がいいのか、現状、どうなっているのかというのを、やっぱり正確なものをつくり上げていくというのが必要じゃないかなというふうに思っていますけれ

ども、その辺のお考え方をお聞かせください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御提案ありがとうございます。

調査をやるにもマンパワーが大変だということで、今回の御質問をいただいたときも、多分担当課の職員はそれを見に行って、ちょっと時間がかかったりしたというふうに聞いています。そこを一つ取っても、職員の負担というのはあるのかなという中で、任用職員という御提案をいただきありがとうございます。

可能性としては、そういうこともあるかなと思いますし、繰り返しになるんですけども、自助、共助、公助の部分があって、人口減少の中で町民の数が減ってくる。役場自体もそれに伴って、体力が少し低下をしてくるという中で、どうやってその状況を乗り越えられるかというと、やはり町民であり役場であり、第三者で関係人口と言われる方々、こういう方々が協力して、一つのものに当たるという姿勢はありかなとちょっと思っておりまして、このお墓の問題一つを取っても、そのようなスタンスで、町だけが勝手にやるのではなくて、地域住民とも話をしながら、また、檀家さんという話もあろうかと思いますので、そういうところと話をしながらやるべきことを、ある意味、シェアリングかもしれません、そういうことを工夫しながらやっていくというのも一つのやり方かなと思っています。

いずれにしても、とても重要な視点ですので、これから担当課と協議をしながら、場合によればいろんな方の御意見も聞きながら、方向性について決めていきたいと思っています。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ちょっと最後に提案的なものですから答弁は要らないんですけども、繁茂しているところの整備をしても、中にお骨が入っていたりしている可能性もありますので、さっき町長が言ったように、合祀の施設もやっぱり造って、そちらのほうに納骨をするような、そんなこともやっぱり必要じゃないかなというふうに思っています。

墓園条例の第13条第1項第5号では、所在不明から3年を経過すると取消しができるということですので、取消しをすれば、もう当然、それは町の管理になってくると思うんですけども、さっき言ったように、お骨等の問題もあったりするものですから、ぜひそうしたものの整備も図っていただきたいなと思います。これから墓じまいもどんどん進んで行って、そのまま置いておくと、やっぱり草木が繁茂するというような状況が見受けられると思いますので、ぜひ、その辺の改善をお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

ざいました。

○議長（栗原京子君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時20分まで休憩とします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 笠井政明君

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員の第1問、ごみの堆肥化プロジェクトについてを許します。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 皆さん、こんにちは。

今回は、2つ質問のほうを通告させていただいておりますので、1つずつお答えのほうをよろしくお願ひいたします。

それでは、1つ目のごみの堆肥化プロジェクトについてをお伺いします。

昨年から取組が始まりました生ごみの堆肥化プロジェクトについて、設備関係は完了したと考えておりますが、その後の計画等をお伺いしていきます。

1つ目、プロジェクトの現在までの進捗と今後のスケジュールはどのようにになっておりますか。また、現在において計画等に何か支障はないか教えてください。

2つ目、農業法人の立ち上げと、この堆肥を使った有機野菜の栽培等の計画があったと思いますが、こちらはどのような計画で進んでいるのか教えてください。

3つ目、現在、プロジェクトに参加していただいている旅館、ホテルを全地域に拡大する予定はありますか。

4番目、先進地としての先行優位な部分があると感じておりますが、町は今後どのように

セキュラーシティとしてアピール、ブランディングを行っていくのか教えてください。お願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 笠井議員からの質問にお答えいたします。

最初の質問でございます。ごみの堆肥化プロジェクトについてということで、質問をいたしました。プロジェクト自体の現在までの進捗と今後のスケジュールという点でございます。

まず、この事業は令和6年1月29日に委託契約を結び、正式にスタートをいたしました。まず、堆肥を作るための機械の設置が必要でしたが、世界的な半導体不足や電線の供給停止などの影響で設置が遅れてしまいまして、最終的に機械が設置、完了したのは令和6年7月26日ということでございます。

その間に、その設置した後の話ですけれども、令和5年度の決算審査でこの事業についての指摘を受けました。私は、いつもそういうのを真摯に受け止めているんですけども、その対応のために契約書や仕様書の内容を見直す必要があると判断させていただきまして、昨年末、令和6年12月だったと思いますけれども、に受託業者と協議を行って、契約内容の見直しをすることを提案し、合意をいただきました。現在は、顧問弁護士にも相談をしながら契約書の修正作業を進めているということでございます。

ただし、契約の見直しが完了するまでは元の契約は有効ですので、それに基づいて事業を現状進めているということでございます。

事業開始後、消防設備の整備が必要となりまして、補正予算を組んだ上で令和7年3月に整備が完了いたしました。その後、令和6年度の稼働が1回のみで、食品残渣の受入れが1,000キログラム、出来上がった堆肥が800キログラムでございました。今年度、令和7年度は4月から7月までの間に、関係者の協力を得ながら暫定的にプラントを稼働させて、食品残渣は1万9,259キログラム、約20トン受け入れて、堆肥は1万7,969キログラム、約18トン製造をしたという状況でございます。

一方で、事業を進める中で課題も出てまいりました。例えば、食品残渣を提供してくれているホテル、旅館の方々と、収集運搬に係る費用負担についての話がまだまとまっていなかったということとか、堆肥化設備の費用負担について受託業者との合意ができていないとい

った問題が生じております。

これらの課題に対処するには、契約書や仕様書に沿った判断が必要となりますけれども、現在、その見直し作業中であるため、十分な対応ができず、事業も一時停止しているという状況です。本来であれば、順調に事業を進めていきたいところですが、今は、課題解決を最優先して進めているという段階です。

続きまして、農業法人の立ち上げについてでありますけれども、質問の農業法人の立ち上げと、有機野菜栽培の進捗について御説明いたします。

当町は、株式会社グリーナーと以下の5つの項目に関する包括連携協定を締結しております。

1つ目が廃棄物リサイクル減量化推進に関すること、2つ目が有機栽培推進に関すること、3つ目が循環型まちづくりPR戦略に関すること、4つ目が地場産品出口戦略に関すること、5つ目が有事の際、食料確保に関すること。この協定に基づき町内で発生した食品残渣を堆肥化し、その堆肥を利用した有機野菜栽培を進め、オーガニックビレッジへの登録を目指することで、循環型社会、循環型観光地の実現を図っていきたいと考えています。具体的には、旅館から出た食品残渣を堆肥にし、その堆肥で育てた有機野菜を観光客の皆様に提供するという循環を構築する計画です。

町内の農業者の皆様が有機野菜栽培に高い関心をお持ちですが、まだ経験がないのが現状です。農業法人には、製造した堆肥を利用して有機栽培野菜を進めながら、そのノウハウを町内農業者の皆様に広げていくことも約束していただいております。しかしながら、現時点では肝心の堆肥化が進んでいないため、有機野菜栽培についても本格的な進捗には至っておりません。ただ、今後、堆肥の試験場で実際に栽培していくと同時に、オーガニックビレッジへの登録を進め、農業法人による有機栽培の町内展開を進めていく予定です。堆肥は出来次第、有機野菜栽培の推進を加速させてまいりますので、御理解をお願いをいたします。

続きまして、プロジェクトに参加いただいているホテル、旅館を全域に拡大する予定はあるかということですが、食品残渣の処理につきましては、まず初めの取りかかりとして、稻取地区のホテル、旅館の残渣を活用することからスタートしております。エリアにつきましては、事業開始時からの計画として、稻取地区での処理が軌道に乗ったら熱川地区にも拡大して、町全域での事業実施を想定をしています。

最後の質問でありますけれども、先進地としてこの取組をサーキュラーシティとして、またはブランディングをしっかりと立ててやっていくのかという話でありますが、今後どのよう

に、サーキュラーシティ、これはこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄のリニアエコノミーから脱却をして資源を循環する、そんな循環経済に移行するということでございますが、そのようなまちとしてアピールをし、ブランディングをどうするかについて、御説明をいたします。

当町と株式会社グリーナーとの包括連携協定にも循環型まちづくりPR戦略に関することが盛り込まれており、この事業を町のブランディングの中核に据えております。今後の観光、特に、インバウンドに対応していくためにはSDGsへの取組が不可欠です。単にごみを堆肥化するだけでなく、その堆肥を利用して有機野菜を栽培し、再び観光客に提供するという循環型観光地が実現すれば、これは非常に大きなブランディング戦略として効果的なPRとなります。この先進的な取組は全国でも初めての試みであり、既に「東伊豆モデル」と呼ばれているということです。私たちはこの先行優勢を最大限に生かし、日本全国、そして世界に向けて発信していきたいと考えております。当然ながら初めての事業であり、多くの課題を抱えていることも認識しております。しかし、その一つ一つを丁寧に解決していくことが重要かと考えております。

課題は幾つかございますが、何とかその課題を乗り越えていきたいと考えております、東伊豆モデルを確立するために、町、委託業者、そして旅館事業者、旅館組合、運送事業者など、町が一丸となって課題を乗り越えてまいりたい。そして、この堆肥化事業を軌道に何とか乗せ、循環型観光地、有機栽培を成功させることが大事と考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 御答弁ありがとうございます。

今、今までの流れというのを御説明をいただきまして、契約の見直しの御説明があって、まだ、今、そこの契約書に関して詰めているところというところで、なかなかここが完成しないと、今、説明があったとおり進んでいかないという部分、また、当初計画より動き出してから見えてきた部分というのも非常にあるのかもしれないかなと思いましたが、まず、収集運搬と、あとは費用等の負担、そういうところに関しては、たしか稻取の旅館さん、ホテルさんと一緒に話し合っていたところがあったかと思うんですけども、まず、導入していく段階で、このような懸念事項というのを潰すというのはなかなか難しかったのかというのを、一つお伺いをしておきたいと思います。

機械が入ったけれども、稼働自体が暫定的に動いているというところで、その契約書ができるないと本格稼働がなかなか難しいという御説明だったと思いますが、逆に言ってしまうと、それはいつぐらいに完成して、本格稼働をさせたいなと考えているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

投入段階でのそういう課題を潰せなかつたかということについては、御指摘のとおり潰せるものがあったんではないかなと個人的には思っておりますが、ただ、新しいプロジェクトということで、潰し切れないところもあったのかなと思っています。現状、やらなければいけないことは、目の前にある課題を、現状、今見えている課題を潰していくことだというふうに思っております。

いつまでに完成をしてというお話なんですけれども、この話、先ほどの答弁の中にも御答弁申し上げましたけれども、グリーナーさんと契約書の見直しの合意ができたのは昨年の暮れの話でございまして、そこからある程度、契約書については見直しをしなければいけないという問題意識がございました。多分、それでもいまだにできていないというところが大きな問題であると認識はしております。なので、先般も私自身が弁護士さんのところに行って、直接話す努力を始めました。

具体的にそれを踏まえて、今月、こちらで体制を整えて、弁護士さんと具体的な話を詰めることになっております。契約書改定案と仕様書については、もう改定案のほうはできているので、それを弁護士さんと相談をして、一つ一つ確認をしながら落とし込んでいくという作業を今月からやるということあります。具体的なまだ打合せをやっていないので、そこについては、どこのタイミングでというのはなかなかちょっと言い切れない。無責任なことはなかなか言えないんですが、個人的には年内には何とか形をつけたい、しかもなるべく早いタイミングでとは思っておりますが、いかんせん弁護士さんと具体的な話をしてことと、その後に、最終的にその中で出来上がった改正案をグリーナーさんと調整を図るという作業が残っているというところなので、そこをやっていかなければいけないのかなと私は思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） ありがとうございます。

なかなかそこの改定案といつても、時間がかかるのは承知の上なんですけれども、ただ、ちょっとさっきからお話を聞いていると、まず、そこがちょっと固まっているかないと問題解決というのはできないのかなと思っております。特に、契約を結んでいますグリーナーさんとのお話、すり合わせというのも今後やらなければいけないというところがあると、ちょっと時間がかかるてくるよと。そうなってくると、変な話、2番目の農業法人の話とかもそうだし、有機農法のほうもそうだし、3番目に書いてある旅館、ホテルの全域化というのも、4番目のブランディング等もなかなか難しくなってくる話になってくるので、まず、将来的な構想というのは、僕はいつも言いますけれども、大きく持つ必要があるんだけれども、それを逆に言ってしまうと、いつぐらいまでにどうこうしようという目標を立てて進めていただければなと思います。その契約が進まないというか、契約書の見直しが進まないと、なかなか、今、難しいというのは、説明の中でも重々分かったかなと思いますが、とにかくその部分を早めていただかないと、せっかく先行優位で始めたんですけども、変な話、行政と業者とこういう形でやっていくというのがほかがきっちり決めてしまって、先にやられてしまうと、せっかくうちが先行優位だった部分が無駄になってしまふよというところがあると思いますので、そこら辺はスピード感は当然持っていただいてやっていたいと思っていますけれども、しっかりやっていたい、この事業に対して何が悪かったのかというところですね。まず、そこを糧にしていただいて、1個ずつサイクルを回して潰しながら、いいものに変えていただければと思っております。

こここのオーガニックビレッジの登録であったりとかいう部分で、国のはうが一応認定をやっていますけれども、こここの部分も出来上がらないと、なかなか登録ができるといふところもあって、難しいところもありますけれども、進めていただくしかないかなと思っております。町長の任期も近くはなっているので、ある程度、形にしていただかないと、今後引き継いでいく職員等々もいつまでに何をするかというところがあると思いますので、その辺はお願いしたいと思います。

ここ、グリーナーさんのホームページにもゼロテックファームというところですか、同じような実用を受けているところにも書いてあります。僕が思うブランディングというのは、先ほど言った循環型のSDGsというのもうなんですかけども、先行優位に立っていただいて、うちが視察先であったりとか、要は行政視察の受け入れというのをばんばん受けていただいて、正直この事業だけでもうかると個人的には思っていません。なので、この事業に関

しては、ブランディングとそういうところを見に来ていただいたりとか視察をしていただい
て、二次的、三次的な経済の波及というのも、ちょっと僕は期待をしておりますけれども、
その辺の受入れだったりとかいうのは、町としてはどのように考えているのか、ちょっとお
聞かせいただきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

この事業を推進するまでに実証実験をやったり、当然、それによってできる堆肥の品質の
確認とかというのもやっていて、そのあたりはもう確認はできておりまして、今年に入って、
一部作った堆肥についても販売はしているというふうにたしか聞いていたので、そのあたり
はできているんですけども、議員が御指摘のとおり、まさにその根幹となる契約のところ
ができていなかったというふうに思っています。

対応策としてなんですかけれども、当町に関わる様々な課題について、これまで一つの担
当課で受け持っていたところを、やはり役場全体の目で見て確認をしていこうということで、
管理職会議の中でこういう重要案件については、それぞれの管理職からしっかりと意見を聴
取するというスキームをこの間から始めたばかりです。同じようなことが起こらないように、
何が足りない、不備がないような対策ということでこれを考えております。

ブランディングについては、それについてもスキームはある程度、事前にもう出来上がっ
ております。詳しくはちょっと担当課長のほうからさせていただきます。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） この堆肥化のプロジェクトにつきましては、もう既に令和6
年3月末に、一度旅館の事業者ですとか農業者、飲食店の方に、ちょっとまだ正式に委嘱を
出したわけではないのですが集まっていたので、町としては今後こんなことをやっていき
たい、そして最終的には視察を受けてということで、みんなでこれからやっていきましょう
という形で集まっております。

そういった中で、これからさらに回を重ねて進めていこうとして、まずはこの後、堆肥の
機械が入るので、それを見てやっていきましょうといったところで、ちょっとそこがまだで
きていないかったところであります。今後、その機械等が入って本格的に動き出したら、その
メンバーにももう一度集まさせていただきながら進めていく。そういった予定で、今、進めて
おります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） ありがとうございます。

今の話をまとめると、まずは契約の見直し、しっかりやっていただかないと将来的な話が進まないのかなというのが、今日お話を聞いて分かりました。ただ、ここに関しては、時間をかければいいとかいう話ではなくて、しっかり業者が納得がいって、今後、うまく拡大ができるように進めていただかないと、せっかくいいと思って議会のほうも承認をして、こういう契約を進めてきたところでございますので、一日でも早く本格稼働ができるようにお願いを申し上げまして、1問目の質問はここで終わりにしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、自治体DXとAIの活用についてを許します。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） じゃ、すみません、2つ目の自治体DXとAIの活用について。

全国的に職員数の減少や働き方改革などで業務の効率化が求められていますが、そこで以下の点をお伺いします。

1点目、当町における業務改善に向けたDX化の取組は。

2番目、自治体向けのAI導入、先日、これを出した後に町長が、ニュースにもありました、AI国王と手を結ぶということでニュースになっていましたが、AI業務で業務改善を行う予定はあるかということをお伺いします。

3つ目、これはもうすぐできるかなと思いますけれども、AIコンシェルジュの導入ですね。窓口業務の効率化や住民サービスの向上が期待できますが、検討のほうはされているか、3つ教えてください。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

自治体DXとAIの活用についてということで、まさに今、重要、とても興味を皆さん持っていて、とても重要なポイントな御質問いただきました。

まず、最初に当町における業務改善に向けたDX化の取組ということでございます。御質問の当町のDX化の取組について、御説明をします。

当町では、将来的に人口減少に比例して職員数も減少していくことが懸念されております。一方で、行政サービスの多様化により業務量は増加しており、働き方改革の推進も喫緊の課題となっております。また、離職者や精神的な不調を訴える職員も増加しており、この状況を改善するためには、A I やD Xの導入が不可欠であると強く感じております。

これまで自治体のデジタル化は遅れていると言われてきました。当町も高齢化率が高いという地域特性から、デジタルへの移行には慎重な面もありました。特に、アナログからデジタルへの移行期間は最も大変な時期であり、例えば10万円の定額給付金支給の際には、紙で提出された内容を職員が手作業で打ち込むといった非効率な業務もございました。しかし、このような状況を抜本的に改善するため、当町では今年度から伝票を除く電子決済の導入を始め、タイムカードの電子化や電子契約の導入を進めております。また、議事録作成において自動文字起こしとしてA I 要約も活用し、業務の効率化も図っております。

そして、このD Xをさらに加速させるため、今回、元石川県副知事の西垣氏をまちづくりアドバイザー兼C D O、これは最高デジタル責任者ということなんですが、その補佐官としてお迎えするための補正予算も計上させていただきました。西垣氏には業務の棚卸しや見直しを行いながら、D X化を推進していただくことをお願いする予定です。

限られた財政的、人的資源をどこに投資するのか、その判断には専門的な知見が必要です。今後は西垣氏のアドバイスを中心に、職員も町民も手続や処理を簡素化し、より効率的に、そして働きやすくなるよう、D Xを利用した業務の見直しを強力に進めてまいりたいと考えております。

2番目ですが、自治体向けのA I 導入で業務改善を行う予定はあるかということですが、笠井議員から質問をいただいたから顧問を決めたわけではありませんので、たまたまタイミングが、問題意識が同じだったということが言えるかと思います。

お答えをいたします。D Xと同様、今後の行政運営においてA I の活用は必須であると考えております。近年のA I の進化は目覚ましく、その可能性は無限大であると認識しております。現在、一部の業務や職員が独自にA I を活用している状況でございますが、どのA I が業務に適しているのか、その判断が難しいのが状況です。多分、データ的な安全管理みたいな話もあると思います。

そこで、このA I 活用を本格的に進めるため、先日新聞でも報道されましたが、松崎町出身のA I 国王こと斎藤 潤氏に当町のA I 顧問をお願いいたしました。

斎藤氏はY MM D合同会社のC E Oで、これまでに大手I Tゲーム企業で10年間ソーシャ

ルゲームの開発をされてきた人物です。現在は、本人以外従業員は全てA I の会社で、A I 関連のセミナー運営やA I 、D X関連のコンサルティング事業の運営をされている方でございます。

斎藤氏には、9月29日、今月に職員研修を開催していただき、今後も勉強会を定期的に開催していく予定です。既に、一部の職員から、その斎藤さんが自らヒアリングをしていただきまして、日々の業務における困り事やA I で効率化できないかといった相談を進めているところであります。研修会では、これらの課題に対する具体的なレクチャーをしていただく予定です。今後は斎藤氏のアドバイスをいただきながら勉強会を開催し、A I を導入することで業務効率化を進めていきたいと考えております。職員1人1人がA I を使いこなし、1人当たりの業務負担の軽減、より質の高い行政サービスを提供できるよう、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

そして、最後の3番目でございます。

A I コンシェルジュという話もいただきました。御質問の役場窓口におけるA I コンシェルジュの導入予定について御説明をいたします。

幾つかの自治体でA I コンシェルジュが導入されていることは承知をしておりまして、その有効性についても認識をしています。当町でも昨年度、職員を東京ビッグサイトで開催されたD X展に行かせるなど、情報収集に努めております。そこで得た知見を生かし、既に議事録の自動文字起こしとして、A I 要約を導入しています。

また、窓口業務のデジタル化の第一歩として、現在、マイナンバーカード事務において書かない窓口を試験的に導入し、手続の簡素化を進めているところです。A I コンシェルジュの導入については、承知もしておりますが、現時点では詳細な検討にはまだ至っておりません。否定的ではないです。導入すれば業務が効率化するとは理解しておりますが、いろいろな取組を今やっているところで、全てを一度に導入するというのは、先ほどのマンパワーのことから言っても、財政的なところから言っても、なかなかすぐにはいかないところがあるのは事実でございます。A I 、D X関係では、今年度電子決済や電子契約、書かない窓口の試行を行っており、順次進めていきたいと考えております。A I コンシェルジュの必要性は強く感じており、ただ同時にほかに導入したいということもございまして、その辺の調整を図らなければいけないと考えております。

今後は、町のアドバイザーである、先ほどお話をした元石川県副知事の西垣氏や、A I 顧問の斎藤氏に御相談をし、業務の棚卸しと見直しを行いながら進めていきたいと考えております。

す。彼らの専門的な知見を借りながら、一つ一つ順次新しい技術を導入することで、段階的に業務効率化を進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

このDXに関しては、僕が議員になってから、前の町長のときからもICTだとか、そういう活用をどうですかとずっと言い続けてきて、名前が変わりつつDXだったりとかAIが身近になってきたと。変な話ですけれども、この10年で、こういうものの業務改善というのは一気に飛躍をしていきました。日々変わっていくものでございまして、今回、西垣氏に一応来ていただいて、アドバイスを受けるというところなんですけれども、確かに費用的な部分とかもあるんですけれども、先ほど楠山議員のところでもありました、職員の数というのがちょっと人数が減りながら、人口も減っていく中で、やっぱりここは急務だと思っております。

AIに関しては、本当に2023年ぐらいから急速に進んで、もう当たり前のように身近になっています。そのリスクもあるんですけれども、3番目のAIコンシェルジュというところなんですすけれども、例えば窓口とは一つ書きましたけれども、ホームページの改修等々で一つつけて、どこの窓口に行っていいのか、スマートフォンで音声ないし入力で簡単にできる。どこの何をするか、例えば分かりやすいのは、ごみの処理とかこういうのが全部使えてくるかなと思います。例えば缶のごみを捨てたいんだけれどもみたいなね。そうすると、何曜日のいつですよとか全部出てくる。これを今までだったら、例えば役場に電話がかかってきて、いつですかとか、このホームページを見てくださいというのが、そこもしなくていい、これだけで5分、10分の業務改善というのは全然できると思います。

なので、費用対効果はあるんですけども、こういうところの研究、せっかく今回2名の方にアドバイザーという形で来ていただくので、ぜひ急激に進んでいかないと、要は皆さんの知識が上がったときには、世の中はもうちょっと先に進んでいたりするので、物すごいスピードでいかないといけないと思っています。

AIに関しては、私自身もいろいろ参考にはさせていただいている部分が非常にあります。例えば、この一般質問の要約なんかも、今、録音もさせていただいているし、録画もしております。そこから、話のところにまだ一言一句戻って聞いていたものを、取りあえず

まとめてもらって、それを聞きながら要約と見比べて足らない部分は足していく、要らない部分は削っていくということで、かなり作業の時間というのは短縮できています。

先ほど言ったように、議事録のA I 要約というのは非常にいいと思いますし、精度が上がります。また、データが蓄積してくると、過去にこういうことがあったということで、先にA I のほうが教えてくれます。なので、こういうのもデータ蓄積というのも、非常に大事になってきますので、町としては費用の部分はあるとは思いますが、ぜひ積極的にやっていただいて、特に観光地ですので、いろんなものに活用ができます。

行政の中が、皆さんのがA I に対しての知識を広めていただくことによって、それが派生して、いろんなところに使える。例えば、観光だったりとか商店だったりとか、いろんな部分に使って、あなたたちがアドバイザーにできるというところがあると思いますので、ぜひ、町長、ちょうど出したタイミングで本当にニュースが出てきて、ちょっとびっくりして、えって思ったんですけども、そういうのもありますので、町のほうで一生懸命進めていただいて、進捗具合とかこういうことをやっていくよというのは、ぜひ、議会にも共有していただきたいと思います。

また、資料とかに関してもこういうのが進んでいくと、iPad一つ、僕は正直ほぼほぼ毎回これしか持ってきていないんですけども、この中にデータがあって、それがやっぱり僕の中でもそうですけれども、データベースになっているので、いつ何をしゃべったとかいうものがメモしてずっと残っていますので、そういうものを進めていただければと思います。

もう一度だけ、今後そういう2名の方のアドバイスを受け、町長としては業務改善と言つていきましたけれども、理想的な業務改善とは何かだけちょっと教えていただければと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

理想的な業務改善、とても重要かつ答えるのが難しい質問でありますけれども、ちょっと付随して少しだけお話をしたいと思います。

私自身もA I の認識はしていたんですけども、最近やっと自分もA I を使い始めました。使っていて思うんですけども、何も分からぬで使うと多分A I に使われることになるかなと、何も分からぬだけの状況が変わらない。それだとよくなくて、分かっているが前提条件でA I を使うと時間短縮になって、その質がよくなっていく、本人も向上していくとい

うふうになるのかなとちょっと個人的には思っています。

それで、理想の業務改善のお話をいただきました。これ、ちょっと斎藤さんをA Iの顧問に入れたときにとても共感した言葉があります。まず一つは、斎藤さん自身が松崎の生まれということで地元、地元というのは伊豆全体の話を言われていたんですけども、伊豆のために貢献したいなというお話が一つと、あと、改めて言われたら、そうだよなと思ったことなんですけれども、A Iを使うのが目的ではなくて、A Iを使うことによって、まず行政サービスの向上というのがあるんですが、それに加えて、今言われたような、役場職員の数が全体的に日本全国減ってきている中で、1人当たりの仕事量が増えていて、それに追い立てられるような毎日を送っている職員がだんだん疲れてきて、という傾向が一部あると思います。それは間違いないと思います。

それを改善するための方策として、議員が言われているように、まさにA Iの活用があるんですけども、斎藤さんは何て言っていたかというと、A Iを使うことによって業務改善が図られて自分の時間に余裕ができますよね。ぜひ、その余裕の時間をつくっていただいて、職員の皆様には、その余裕の時間で自分らしさを生かした仕事のやり方ができるようになる。そうなるとインセンティブが湧いて、毎日のやる気も出てくる。そんなことを言われていました。

現在、ワークライフバランスというお話がありますけれども、仕事だけではなくて生活の向上というのも、人間が生きる上でとても重要な視点になってきています。その辺が今なかなか、今の現状でそれを実現できていないのが大きな問題なので、それをやるために時間づくりのためにA Iを使っていく。そのための業務改善という、行政のためというよりは行政のためなんですけれども、その根本となる1人1人の職員の皆さんのが余裕を持って仕事ができるような環境づくり、それをまずやることによって、行政の質も上がっていくということだと思うので、その辺を狙って取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） ありがとうございます。

今、理想のということで、質問自体がちょっと意地悪じゃないですかけども、答えにくかったかなと思いましたけれども、今、町長のお話を聞いて、僕が考えていた、要は先ほど言ったように、業務に追い立てられるのではなくて、やらなくていい仕事は機械に任せて、自

分の時間を空けて、そこに余裕を持って、自分が興味があるものに対して知見を広めましょう。それが仕事に役に立つし、余裕が出てくることによって、そのいろんな見えなかつた部分というのが見えてきたりとかするんだろうなというのが僕は理想として、事実そう思つてゐるんですけども、そういう考え方町長も持つていただいていたということで、非常にうれしく思うし、いい方向で考えていただいているなと思いますので、ぜひ、この辺は積極的に活用をしていただき、せっかくいい2人が来てアドバイスをしていただけるということで、業務改善をしていくと願いながら、この質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（栗原京子君） 以上で、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 西塚孝男君

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員の第1問、ラーニングについてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 私の質問は4問ですので、1問ずつやっていきたいと思います。

第1問目、ラーニングについて。

今年度から始まったラーニングについて伺う。

1、告知はどのようにしたのか。

2、現在、どのくらいの利用があったのかを教えてください。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） この案件は教育委員会の関係ですので、教育長に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） 1問目につきましては、ラーニングについて2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1問目についてですけれども、告知はどのように行ったかということですが、昨年の夏に小中学生の保護者を対象にラーニングの日についてアンケート調査を実施しました。その結果に基づき、今年度4月から9月までを試行期間として事業実施し、期間中の課題や成果を検証し、令和8年度、来年度からの本格実施の有無について検討する旨の案内文と、「ラーニングの日in東伊豆」というリーフレットを作成し、3月に保護者向けに配付し、周知しところです。

続いて、第2問ですが、現在どのくらいの利用があったかということですけれども、4月から夏休み前までの7月までの実績になりますが、稻取小学校で1名の利用、1日です。熱川小学校で11名の利用、14日間です。稻取中学校で1名、1日、熱川中学校で2名、2日、合計で15名、18日間の制度利用があったというところです。

試行期間終了後、利用内容を検証し、児童生徒及び保護者向けのアンケートを実施し、次年度以降の実施の有無を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今のあれだと3月ですか、いっぱい配ったと、お知らせを。というんですけれども、何かあまり知らなくて、利用している母親から聞きましたけれども、あまり知らなかったというようで、せっかく大阪万博というこういい機会なのに、そういうお知らせの仕方がちょっとあまりにも充実していなかったのかなと思っているんですけども、どうですかね、周知度は。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 通知は子供から保護者向けに案内を出しましたので、それを知らなかつたと言われても、ちょっとなかなか困るところがあるんですけれども、全ての通知が完

全に保護者の手元に届くかどうかというところとなると、なかなか家庭における状況等もあって難しいところがあるんですけれども、周知に関しては、各学校で確実に行っていると思います。3月に1回配付して、4月にも1回配付しているもので、2回周知はしていると思いますので、完全に伝わっていなかったといって、なかなか難しいところですね。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当にせっかくラーニングを試験的にやったのに、いわゆる稻取地区なんかは本当に小学生1名とか中学生も1名だったりというのは、ただ知らせました、4月も知らせましたではなくて、いわゆるこういう時期だから、そういう今、観光立町で土日忙しい親とかが、ふだんの日にこういうせっかくの万博を見に行ったらどうだとか、そういう優しさ。いわゆる教室でも担任でも、そういう形の中でそういう告知ができなかつたのかなと、非常にそういうところが残念だなと思いました。万博だって一生に1回あるか分からない、そういう中の体験の大変なときに、本当にもったいなかつたなという気持ちでいっぱいです。

この件についてはもういいです。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、観光客の変化についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 2番、観光客の変化について。

近年、外国人観光客が増加している。そこで次の点を伺う。

1、町の中を外国の方が運転する大きなワンボックスカーが道の真ん中を走り、カーブなど冷や冷やする場面がある。そこで、カーブなどに白線、中央線などを引く等の対応はできないか。

2問目、まちの中を大きなキャリーバッグを押しながらスマートでホテルの道を検索し、道の真ん中を歩いている外国人観光客が多く、危険な声がある。いろいろな国からの訪日をしてくる観光客に優しい、多言語の案内看板を考えたらどうかをお伺いします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員の質問にお答えをいたします。

2番目の観光客の変化ということで御質問いただいております。

まず、インバウンドのお客様が増えて、当町でもそういう外国のお客様を結構お見かけするようになってまいりました。その中で、それに関係するかどうかあれですけれども、ワンボックスカーが道路、今まであまり見かけたことのないような、多分、観光客のお客様を乗せた車だと思われる車が町内を走っている姿を見かけるようになって、そのときに道路の走り方が少し気になるということと、道路の中央部分、白線のラインを引けないかという御質問をいただきました。

御質問いただきいろいろ調べてみたんですけども、まず法的な問題が1個あるということで、国が示す道路構造令や道路標識表示例の基準の中で、車道の中央線を引くには幅員が5.5メートル以上必要と定められております。これがルールで決まっているということで、5.5メートル未満の道路には中央線を引くことができないということで、まずは西塚議員の御指摘いただいているエリア、箇所について、場所を教えていただいて確認をさせていただければと思います。

町内でも比較的幅員が取れているところに関しては、中央線が引いてあるような気がします。引いてないところ、多分、一部あると思うんですけども、そこはもしかしたら5.5メートルよりも狭いところなのかなという気がしておりますので、まずは現場を確認させていただければと思います。

それと、同じインバウンドのお客様に絡む話かもしれませんけれども、まちの中で大きなキャリーバッグを押しながら歩いている観光客の皆様、私も散見をすることがあるんですけども、たくさん来てくれてうれしいなと思うのと反面、危ないなと思うようなところがあるという御指摘をいただきました。

その対応として多言語の案内看板という御指摘をいただいたんですけども、まず東伊豆町を訪れる観光客の方々が近年、町なかを歩かれている姿が増えていることは、今お話ししたように私も実感をしておりまして、特に稲取駅周辺では旅館による送迎サービスがある一方で、送迎時間に間に合わなかった方や、まちの景色を楽しむためにあえて歩かれている方もいらっしゃるようです。

また、大きなキャリーケースを引いて歩かれている方の中には海外からのお客様が多く、駅での案内が十分でないために、やむを得ず歩いているケースもあるのではないかと推察がされます。多くのお客様にお越しいただけることは大変ありがたいことですが、その一方で歩行中の事故やけがといった事態は避けなければならないとも思っております。

このような中で、駅に案内看板を設置するという御提案をいただき、感謝を申し上げます。看板設置に当たっては、まずはどこに設置をしたいのか、またどのような内容を記載するのかが大きなポイントになると考えております。例えば車道にはみ出さないようにという注意喚起であれば、その注意が必要な場所の近くに設置が必要だと思いますし、交通ルールの周知というのが目的であれば、駅前の目立つ場所への設置が適しているとも考えられます。

また、お客様によっては送迎を希望する方と徒歩で移動される方の両方がいらっしゃるため、案内の内容についても工夫が必要かなとも思います。さらに、町の観光協会では現在、多言語対応の観光案内やマップをウェブ上で提供しております。これらの活用についても積極的に御案内していくことが有効かとも思います。

いずれにいたしましても、お越しいただいたお客様が事故や危険な目に遭うことなく、安心して町内を移動できるよう、どのような方法が最適かを検討しながら、看板設置の可否も含め、今後も検討を進めていきたいと思います。お客様に東伊豆町はよいところだったと感動していただけるような環境づくりを、引き続き進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 8番、西塙議員。

（8番 西塙孝男君登壇）

○8番（西塙孝男君） まず、いわゆる危ないという箇所は温泉場の、いわゆる文化公園とイオンに行くほうとの幅が広くなっていて、どっちがというところが分かりにくい、非常に。上から、いわゆる警察のほうから下りてきた車とイオンから来る車、そういう車、それで下から来る車、そのところが、いわゆる上から来るのが非常に道が広く、幅があそこは三差路になっていて広くなっていて、膨らんでくるんですよね。そうしてこっちへ止まっているイオンから下りてきた車とか上がっていく車、あそこのところが非常に危ないなというのと、いわゆる元のヤオハンがあったところはちゃんと白線が引かれているけれども、それからちょっと狭くなるとなくなる。けれども、ルールでは白線は引けないけれども、何かうまく点線がどこかにでも打てないのかなど。何しろカーブだけでもあったらいいのかなと思うんですよ。

非常に外国の方の運転手なんかは、一方通行と間違えたぐらいにど真ん中を走ってくる。いわゆる線がないところだと思うんですよね。だから、そういう箇所が稻取は道が狭いからいっぱいあるんですけども、そういうところをやっぱり何か、ルールはルールだけども、何か違うものでできないのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今お話ししたように、場所をまず特定をしていただいて、そこを現地確認をまずさせていただければと思います。それで、その後に県と相談するのかちょっとまだあれですけれども、道路管理者、関係者で協議をしてやれるかどうかということだと思います。まず、場所を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） あと、いわゆるキャリーバッグ持って、道の件です。いわゆる温泉場に行くのに国道のほうを回って県道ですか、県道のほうを上がっていったり、かや寺のほうの道を行ったり。先ほどスマートフォンで道を検索していると思うんですけども、いろんなところへ行っているんですね。こんなところ通ってきてと思うような、しているもので、やっぱり温泉場のほうへ行くのか港のほうへ行くのか。昨日、うちへ来たお客様でも、いわゆる温泉場へ行こうと思ったら港のほうへ行ってしまったとかという、分かりにくさとかがあるんじゃないかなと。前、一回、赤い看板でナンバーが振ってあって、5番、3番とか町の中に稻取の中にあるんですよね。けれども、それがちゃんと基になっている案内看板がないのかなと思うんですけども。

だから、そういうのを思うと、やっぱり日本人でさえも間違えたりする。なおさら、外国の方がスマートフォンで、先ほど言ったように検索していると、自分で近道だと思って違う道に入っていくとかそうなってくるので、先ほど町長がどこに設置するのかという問題ですけれども、それはやっぱり歩いたり、自分たちで見てどうかなというのを研究しなかつたら無理かなと思うんですけども。

せっかく旅行に来て、いわゆるあれだけの重いものを持って疲れさせるではなくて楽しめる。さっき言ったように風景を見ながら歩かせるという中にも、ちゃんとした道しるべがあったほうがいいなと自分は思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

今のお話を伺っていると、当町における観光を念頭に置いたサイン計画みたいな話をどうするかだと思います。スマホを見て歩くことが危ないということだと御指摘もいただいたんですけども、私自身、知らない場所へ行ったときに、正直、スマホの地図アプリを使って目的地まで行くということは多々ございます。そんなに案内看板が、観光地ではない場合は

特にそんなに設置されていないということもあって、スマホのアプリというのもかなり精度よく現在地まで連れていっていただける。ただ、それを見ながらというところはあると思うんですけども。

一般論ですけれども、看板や紙の地図に頼らないで、今の世の中、スマホで観光案内や目的地案内を完結するという取組というのは実際に行われていたりして、メリットとしても環境への配慮とか多言語対応、つまり言葉というのは一つではないので、いろんなジャンルの言葉を全部その看板に入れ込むと何が何だか分かなくなるという話の中で、アプリ上で選択をして、自分の話せる言語を見ると、やり方もあるのかなということなど、いろいろ検討する余地があるのかなと思います。看板とアプリを連携させるやり方もあるかもしれませんし、また現在でも町の観光協会が多言語化した観光案内とマップをウェブ上で用意してありますので、その辺も活用するのが重要なかなと思います。

議員御提案の御趣旨が観光客の通行マナーについてであれば、道路の要所にはみ出し禁止の看板を設置するというのも、もしかしたらいいかもしれません、ただ景観上の問題とかもあると思いますので、その辺は今この時点でそれがいいということも言えないのかなと思います。

ただ一方で、安全上の話だけを言うと、今まだ実現はしていませんけれども、検討段階ですけれども、稲取駅だけに関していうと、インバウンドのお客様が電車でいらっしゃったときに、稲取の要領を活用しようかという話がございます。駅である程度チェックインできるような体制づくりができるのかというのを関係者で今、相談をしているところでありますし、もしそれができると、大きな荷物は駅で預けて、御本人は身軽な形で東伊豆の町内を観光していただけるという環境づくりができるのかなとちょっと思っています。

そんなこともちょっとイメージしながら、来年年明けのグリーンスローモビリティー、稲取を大体40分ぐらいですかね、一周するというのを、予約せずに来れば乗れるというようなものを考えているのは、実はその辺のところもあって、なるべく観光客、町民のみならず観光のお客様にもそのグリーンスローモビリティーに乗っていただいて、好きなところで降りていただいて歩いてもらうということができるんではないかなということを今、検討しております。

なので、この話はサイン計画と、あとは交通計画というか公共交通の連携みたいな話もあるので、とても重要な視点なので、これから何かその辺の話はしっかりと検討していきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今、本当にスマホでって、町長は大きなキャリーバッグ持てないからスマホでいいけれども、キャリーバッグを町長言うように預かってくれて、届けてくれる。そして、体一つでまちの中を探索しながら宿へ行くと。それが一番最高な案なのかなと思います。重たいのざらざら、この暑い中を、本当によく持って歩くなと。だったら、先ほど町長言ったように預けて、旅館に荷物だけを運んでくれるとか、そういう視点で話し合ってできれば、非常に優しいまちづくりになるのかなと思います。また町長に力を発揮してもらって、よろしくお願ひします。これで2問目は終わります。

○議長（栗原京子君） 次に、第3問、花壇についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 3問目の花壇について。

国道稻取南口にある花壇が今まできれいに四季を飾り、花を咲かせ、目を楽しませててくれたが、今は雑草が生えて見る影もない状態である。そこで、次の点を伺う。

管理している組織・団体はどこなのか。

2、このような状態になった原因は。

よろしくお願ひします。

○議長（栗原京子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の質問に御答弁申し上げます。

花壇についてということで、御質問の花壇につきましては、これまで東伊豆町花の会田町支部と入谷支部の皆様が長年にわたって御尽力をいただいて、季節ごとの花で地域の景観を彩っていただいておりました。しかしながら、支部の解散に伴いまして、管理主体が不在となった結果、十分な手入れができず、雑草が繁茂する状況に現状なっております。

人口減少や様々な分野での人手不足が進行する中、地域の皆様の御協力をこれまでのよう心得ることがなかなか難しい状況であります。そのため、町直営での維持管理について、次の3つの方法が、やり方としては、全部やれるわけではないかもしれません、一応考えております。

1つ目は、町職員による直営管理です。景観美化や道路維持、観光振興を担当する職員等で連携し、町職員が定期的に除草や植栽を行う方法です。責任主体を町に明確化できる一方、既存業務との兼ね合いから職員の負担増が懸念されます。正直、これはちょっと厳しいかなと思っています。

2つ目は、シルバー人材センターや民間事業者等への委託です。町が管理責任を持ちつつ、実際の作業をシルバー人材センターや地元事業者に委託する方法で、安定的な維持管理が可能となる反面、委託費用の確保が継続的に必要となります。財政的な問題がここに多分あるのかなと思います。

3つ目は、低管理型花壇への転換ということでございます。多年草や低木、グラウンドカバー植物など管理頻度が少なくて済む植栽へと切り替える方法で、初期整備に一定の予算を要しますが、長期的には管理コストを削減でき、持続性の高い仕組みとなるのではないかと考えております。

町といたしましては、これらのことのうち3つ目の低管理型花壇への転換というのが、今のところ有効なのかなというそんなイメージは受けております。長年、花壇を守っていただいた花の会の皆様に改めて感謝を申し上げますとともに、町といたしましても、そのあたりの今までの御苦労ですね、敬意を表しながら、責任を持って美しい景観を何とか維持できるようなやり方というのを検討していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に今まで花の会の人ですか、自分も見ていたんですけども、だんだんと人数も減って、最後は二、三人で運営していたのかなというのを見ていましたけれども、いわゆるだんだんと皆さん、お年を召してきて、体力的にもいろんな問題が出てきて、会がなくなったのかなと思うんですけれども、いわゆるせっかく観光客が車で通ったときに見えるところですし、そういうところは町長が言うように町の管理の下でやってもらえば一番いいことだなと思うんですけども、ひとつ、町長の手腕で、いい花壇を造ってもらいたいと思います。これでいいです。

○議長（栗原京子君） 次に、第4問、消防団についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 消防団について。

消防団員の報酬は個人に支払われている中で、消防団の本部・分団運営費はどのようになっているかを伺う。

○議長（栗原京子君） 第4問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第4問の御答弁を申し上げます。

消防団についてということでございますが、消防団員の報酬は今、個人に支払われているということで、昔は消防団に1回入ってという、多分いろいろな経過があって今こうなっていると思います。

その流れということでございますが、消防団本部の運営費の支給については、東伊豆町消防団の組織・消防団員の階級等に関する規則によりまして、消防団本部は役場庁舎内に置くことになっておりまして、したがって光熱水費や電話代等が発生しておりません。また、消耗品や車両の修繕費についても担当課で対応しているため、運営費というのは支給をしていないという状況です。分団への運営費の支給については、消防団運営活動負担金として支給しております。今年度については光熱水費、テレビ視聴料、電話台、消耗品費等に係る経費として総額177万6,600円を各分団に支給をしているということでございます。

消防団員については、職務全体の報酬として支払われる年額報酬と災害対応や訓練、警戒活動など特定の活動に参加した際に支払われる出動報酬がございます。どちらの報酬も町からは団員個人に支払われているということでございます。年額報酬については、消防団員活動をしていない消防団員に対し不合理な報酬の支給を是正するため、消防団員の活動状況を確認し、器具等の点検、維持管理等の活動を行った消防団員に対して全額報酬を支給することとしております。各分団の運営費については個人に支給された後、分団員の合意の下、年額報酬の一部を運営費として積み立てている分団もあるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今、スタートの運営費まで、光熱費とかそういう問題で、けれども、いわゆるこの前も伊東と合同訓練とか新聞に載っていましたけれども、そういうときにだつて本部だって打合せしたりいろいろする。そのときの本部だって運営費が必要ではないかな

と。活動費というんですか。それは、じゃ町長が今言ったように年報酬とか活動、出た日の日報とかでもらえたお金から、じゃ物事を集めるのかなと、ではないと思うんですよ。

やっぱり活動費というのは必要なものではないかなと。そういう訓練のためには話合いもする。各分団長呼んで、またそこで会議を開く。いわゆる練習もしたりいろいろする。そういう中で、やっぱり活動費というものを別枠でちゃんとやっておかないと、自分たちのもらった金の中からそこから集めて出すって、それはちょっとおかしいじゃないかと。

昔は、町長が先ほど言ったように、自分たちのときは全部プールでやっていたんすけれども、今はそうやって個人に全部払われているというと、活動費というものを、いわゆる訓練に出ても、じゃ昼飯代は自分で自腹で払うのかと、そうなったり、そうではないでしょう。消防団って自己犠牲のたまもので、いわゆる人助けのために一生懸命やっている人たちに、運営費というものは必要なお金ではないかなと思うんですけども、どうですか、町長。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。そのあたりのことはちょっと担当課のほうから御説明させていただければと。

○議長（栗原京子君） 防災課長。

○防災課長（加藤宏司君） 消防団の運営費ということなんすけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように、分団と本部等に支払われる必要な経費につきましては、予算計上させていただいて支払っております。また、それぞれの訓練に出動した際には、訓練報酬という形の中で個人宛てに報酬のほうをお支払いしているところであります。あと、年額報酬ということで、その辺の消防団の年間を通しての活動というような中で、年報酬の中にその辺の経費というか報酬も含まれているということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 年報酬といつても団員3万2,000円ですか、団長、8万円いかないのかな、その年収ですよ。そういう中で本当にそれでそこからと思いませんか。俺、違うと思いますよ。みんなの人助けのために訓練して、みんなのためにやっている。その人たちに、たったのそれだけの年報酬からの金を出して、自分たちで集めて運営しろって。それはちょっと間違いではないか。ほかの町は活動費というものをちゃんと出していると思うんですけども、どうですか。

○議長（栗原京子君） 防災課長。

○防災課長（加藤宏司君） 金額につきましては、うちの町の条例等で定められております。

ほかの町につきましては、うちの町と同じような状況の市町があるというようなことも聞いております。この辺、今後その辺のことをもう一回、確認をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

これまでにやっていたことだからそのまま続けるというわけではなくて、状況をちょっと確認をさせていただいて、何が適切かというのをちょっと検討する必要もあるかなとは思います。

同時に、今、消防団の在り方ももともといろいろ課題がある中でスタートしておりますので、その中でもそういうようなことをちょっと検討しながら、なるべく地域の安全・安心を守っていただいている消防団の皆様が、やりがいを持って続けていただけるような環境づくりというのを担当課とともに進めていかなければと思います。

○議長（栗原京子君） 8番、西塙議員。

（8番 西塙孝男君登壇）

○8番（西塙孝男君） 本当に改革、昔と違っていて、今は自分のときと全然違う消防団の組織になってきて、だけれども、いわゆる聞くところによると、年2回出れば認められるとか、はじめに出ていた人と年2回出て年報酬が一緒だとか。そうすると、何かやっていてばかりしくなるとか、そういう感じの子だって出てくると思いますよ。

だから、やっぱりそういうためには、出た人にはちゃんとしたものを皆でしてやるというような組織の在り方が一番ではないかなと。こうなったのは、自分がやった頃は、先ほど言ったように全部プール、出てきた人でちゃんと使うというのがルールでやってきたから、だからみんな一生懸命出る、頑張る。いわゆる人助けのためだったらいいよって、頑張るよっていう中で訓練をいろいろやってきた。

けれども、今はそういう形の中であまりにも個人、個人となってきた中で、ちょっとそういう面で団の運営というのも少しおかしくなってきたのかなと思うんですよ。だから、やっぱりお金を出すところにはちゃんと出して、それで運営というものを団、本部というものはやっていくのが、いわゆる一つの報酬が出ているといつてもボランティア的な報酬ですので、本当にそのところよく考えてもらって、消防団運営をお願いしたいですけれども、よろし

くお願いします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

少し違った切り口かもしれませんけれども、消防団の皆さんのもチベーションというところで、昔は1回消防団に入って、それで全体に広がるコミュニケーション取っていたということを聞いております。それがなくなったので、1人1人が独立してしまって希薄になっていっているという御指摘も聞いたことがあるので、例えば報酬は個人に支給されるということが決まっているので、なかなかそれは変えられないというところなんですけれども、モチベーションを上げるための機会である、いろいろコミュニケーションを図ったりするということで、例えば役場なんかは職員が給料の中から積立てをして、それでそのお金で時々そういうコミュニケーションを図るような場をつくったりしているので、そういう取組も含めて、幅広に考えていくのがいいのかなとちょっと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 以上で西塚議員の一般質問を終結します。

この際、13時50分まで休憩とします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時50分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 稲葉義仁君

○議長（栗原京子君） 6番、稲葉議員の第1問、道路沿い民有地の危険木についてを許します。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） では、よろしくお願ひいたします。

道路沿い民有地の危険木についてということで、先日、町民の方よりナラ枯れなのか、立ち枯れる木が非常に目立ってきており、特に道路沿いの枯れ木等の対応について非常に苦労しているというような趣旨のお話をいただきました。また、熱川中学校の入り口の桜の木、こちらの木の枝が落ちて危ないよみたいな話をいただいたいたようなケースがあるようにも伺っております。

こここのところの気候変動等の影響なのか、また大雨や強風の影響で倒木が発生して交通に支障を来すというようなことが実際増えてきているような実感もあるんですが、今後こういったものに対してどのような対応を取っていくべきなのか、その方向性について伺います。

1、道路沿い民有地をはじめ倒れた場合に、周辺に危険を及ぼすと思われる枯れ木への対応について、住民より相談を受けるケースはどの程度ありますか。また、そういった問合せに対して現状どのように対応しているのか伺います。

2、仮に土地所有者による枯れ木の撤去、こういったものが見込めない場合、町が道路管理者として取ることのできる手段にはどのようなものがありますか。

3点目、実際に倒木が発生し、交通に支障を來した場合の対応はいかがでしょうか。

最後、4点目、常に道路を安全な状態に保つ義務があるとされる道路管理者としての視点から、現状のまま放置することのリスクが高いと判断される枯れ木、そういったものの伐採について、何らかの補助制度を設けるといったことは検討できないでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 稲葉議員からの御質問にお答えをいたします。

道路沿いの民有地の危険木についてということで御質問を4ついただきました。

まず、道路沿いの民有地をはじめ倒れた場合の周辺に及ぼすと思われる枯れ木への対応についてということですが、まず住民からの相談件数につきましては、木の枝などが道路や民地側にかぶさるなどの支障木全般での相談は、建設整備課及び住民福祉課合せて、令和6年度14件、令和7年度15件ほどでございます。

その中で枯れ木、倒木のおそれなどについての相談は、令和6年度で9件、令和7年度で11件となっております。対応といたしましては、現地を確認し、現状を所有者に通知し、対応をお願いするということになっております。

次に、土地所有者が、その枯れ木自身への撤去が見込めない、できない場合の御質問いたしました。

民法233条において、竹木、竹とか木ですね、の枝の切除及び根の切取りについて規定されており、基本的には越境した根は切り取ることができます、枝については勝手に切ることができません。枝を切るように勧告しても、相当期間、切除されない場合は越境までの部分の切除はできることとなっております。しかしながら、民地の中で立ち枯れしている竹木は道路側に越境しているとは思えませんので、木を伐採することのお願いを粘り強く行うしかないというのが現状です。

また、現状、道路管理者が取れる手段としては、倒木があっても道路の安全が守れるよう、これ現実的ではないんですけれども、防護柵等を設置したり道路を通行禁止にする。これ、かなり現実的ではないんですけれども、そういう対応が考えられます。

実際に倒木が発生し、交通に支障を來したときの対応ということですが、早急に支障木を撤去し、通行が可能となるように対応しております。

最後に、道路管理者としてのその立場を考えての対応ということありますけれども、全国的に見ますと、倒木のおそれのある危険木の伐採事業に対し補助制度を設けている市・町は存在をいたします。ただし、あくまでも民有地内のこと、事故などが起これば所有者の責任が問われるというのは、これ大前提の話です。自助・共助・公助の観点からも所有者が対応するべきものと考えますが、冒頭でお話のあったとおり、近年、倒木により通行に支障を來す事案が増えております。

以上を踏まえ、道路等へ被害を及ぼし公共の安全を守ること。また、財政面を鑑みて、これ何でもかんでもできるわけでは多分ないと思いますので、その辺もちゃんと考慮して、例えば1件当たりの上限を設けることや年間の件数の上限を定めるなども考慮し、役場内で補助が、これいいか悪いかの検討というのは慎重にでも進めたほうがいいのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 6番、稻葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稻葉義仁君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

これ、今回は枯れ木というか危険木ということで質問させていただきましたけれども、さつき言っていたかぶさっている枝等々も含めると、昔からある、なかなか難しいところの問

題だとは思っております。現状、やはり原則として所有者がという部分が、あくまでも原則でというのは重々理解しておりますが、最近あまりにもちょっとなかなか対応がしづらいな、大変だというような話もありましたので、今回、ちょっとここで質問に上げさせていただきました。

そうですね、実績で言うと、令和6年が全体で14件、令和7年が15件、倒木の相談が9件に対し11件、令和7年が今の時期ですから、やはり増えているというのは増えているのかなと思っております。

この相談が増える原因というか、これ8月でしたっけ。全協のときも、少し町長からちらっとコメントが、枯れ木がちょっと最近目立っているみたいな話がちょっとあったんで、これ、質問にしてしまったんですけども。実感としてやっぱり、そういう枯れる木が増えているという印象があるのかなという点と、あと、この問合せが来る、問合せ元というんですか、近隣の住民の方とか区の役員の方とか、そのあたりがどんな方が多いのかとか、その辺の状況が何か分かる情報があれば教えていただけるとありがたいです。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

枯れ木が増えているというのは、これ数値的なデータに基づいて言っているわけではないんですけども、特に今年が何か伊豆半島全体でそういう話が多いかなと、ちょっと印象を受けています。

一つは、雨が少ないということ、同時に暑い日が増えていることかもしれませんけれども、何か気候の影響とかがあるのかもしれませんけれども、あと、ナラ枯れでしたっけ。あとは松枯れもあったりするということもあるかもしれませんけれども、今年は何となく少し多いのかなという印象を受けております。

あと、問合せ元については担当課のほうから可能であれば答えられると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長補佐。

○建設整備課長補佐（山西和孝君） 問合せのほうですが、民間の方と区の役員も半々ぐらいかなという感じでいます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 6番、稻葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

問合せが来ると、所有者に、じゃ何とかしてよという連絡を入れて、対応をお願いするということなんですねけれども、実際どうなんですか、その辺の情報は私たちもよく分からないですけれども、現状ですね。大概の場合は対応していただけているんですか。これも多分、感触とか大体の感じで構わないので、もし分かれば教えてください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 以前、堀切の案件のときは、なかなか大変だったなという印象が少し個人的にはあるんですけども、一般的に所有者の方とうまく連絡が取れているかどうかについて、担当課のほうから、もし可能だったらお答えさせていただきます。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長補佐。

○建設整備課長補佐（山西和孝君） 倒木の連絡をもらいますと、うちの職員が現地に行きまして、当然写真等撮りまして、所有者の方に連絡するような形になっています。道路のほうに出ている場合は、支障があるような状態であれば、うちのほうで撤去なり作業をするような形になります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 逆に言って、例えば所有者が連絡が取れない、あるいは不明、またはお願いしても全然聞いてもらえない、そういうったケースというのは実際ございますか。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長補佐。

○建設整備課長補佐（山西和孝君） 実際のところはあります。何度か所有者の方には連絡をつけるような形にしていますけれども。

以上です。

○議長（栗原京子君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ちょっと枯れ木増えているよねというところと、やっぱり実績としても問合せの件数が少しずつですが増えている。これから先のことを考えると、この気候も急に変わるとは思えないので、やはり町長も言われる、私なんかもそうですが、この実感が正しいのであれば、急に枯れる木が減るというよりは、やっぱり今の状況は続くのかなと何となく思っているところと、やはり今、人口減少とかあまり言いたくないんですけど

も、特に子供の世代がいなくなったりとか、そうではなくても最近は逆に息子さんちのおうちに引き取られて、こっちの家を空けるというか、そういういたケースもやっぱり出てきておりますし、そういう意味でいうと、所有者と連絡が取りづらいケース、あるいは連絡が取れないケースというのは、やはり今後どちらかというと増えていくのかなとも思っています。

ベースの件数とこういったところが掛け算になってくると、どんどん今後対応に困るようなケースというのがやはりちょっと増えていってしまうような気がして、非常にそういった部分で心配をしております。

結果として、今も課長からも少しお話をいただきましたけれども、実際道路の通行に支障があるようなケースについては、当然のことながら町が緊急処置というか、支障のないような状態にするというような話もありますし、このあたりのところをもう少しうまくやれないとというのを今、少し感じております。

今まででは民地だから、あんたのところの木だからあんたで刈ってよというのが基本で、これはもちろん外せない基本ではあるんですけども、一方で、先ほどもありましたけれども、問合せの半分ぐらいは区の役員さんだったり、そういういたところから来ているような話もあるということは、区の役員さんが心配をして、ここ何とかならないかと。これも昔から区の方々がやっていることなんですけれども、結局区のほうにとっても、これはいろんな意見はあるんでしょうけれども、ここ危ないよと声を挙げても、そこから先、動かないというのがやっぱり歯がゆい部分というのは少なからずあるように感じております。

本日の質問を通してもありましたけれども、職員さんもなかなか今、数が少なくて、業務がなかなか忙しいという部分において言うと、区の皆さんも決して今、人が潤沢にいるわけでもないし、あちらはあちらでやはり高齢化が進んでいたり、いろいろきつい部分はあると思うんですけども、こういった危ないところを町に伝える。それが実際に解決につながるようなケースというのがきちんと出てくると、町長が言う協働とかシェアリングという部分で、区の方が道路の安全を見守るというような、役割分担みたいなところが少し出てくるのかなともちょっと感じました。

そういういた意味合いも含めて、これは当然お金のかかることですから、何でもかんでもやつたらいいよという話にはならないとは思うんですけども、そういういた部分も含めて、全体でうまくやっていく仕組みというのがつくれないかなと感じております。

この話、やはり住民の方、木を持っている方と周りの方とけんかになってしまふこと何もないんですね。最後の最後はどっちの責任だみたいな話になると、やはりどちらも気分よ

くないですし、そういったのを避けるという意味でも、何らかの形で少し和らげるような材料というものを、補助制度みたいな形で用意をするというのもいいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、町長。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

時間が多少あるので少し話ししていいですか。

今、お話をいただいている中で幾つかポイントがあるかなと思ったんですけども、まず1つ目のポイントというのは、道路沿いの民有地にある支障木については、私有権と公共の安全性のバランスをどう取るかという話かなと感じております。それに基づいた行政対応ということだと思います。

それを考えますと、補助的なバックアップというお話がありましたけれども、答弁の中でもお話ししたとおり、ある程度上限、財政的な拘束があるので、全てのものについてということはいかないと思うんですけども、キャップをかけさせていただいて、その範囲内でやれるところをやっていくというやり方が一つあろうかなと。

その辺の検討は今後ちょっとやっていきたいなと思っているのと同時に、この話は補助をやればいいでしょうというだけではなくて、いろんな結構多岐にわたっている話で、例えばやり方としては何を手をつければいいかと、ぱっと思いついたところで言うと、例えば制度面。支障木に関する条例の制定とか明確化ということをやっていかなければいけませんし、よく行政代執行と言いますけれども、所有者が不明のものに対する対応、これ空き家のときもそうだったんですけども、本当に大変です。連絡先を調べる、その手間がまた負担になるという、なかなか難しい問題があるということ。それをどうスムーズに乗り越えていくかということを考えなければいけないのかなと。

あとは予防的対応ということで、定期的なパトロールをやるとか危険木の事前把握、どかしておくとか何かそういうこと。皆さんから情報収集しておくとかということもやらなければいけないし、住民啓発ということで、自分が所有している木が人に与えるとどういうことになるかみたいなことを認識を町民の中にちゃんと育んでいただくということもあるだろうし、支障木に関する相談窓口というのも担当課がやるのか、ちょっと分かりませんけれども、そういうこともやらなければいけませんし、最後に財政的・人材的支援ということで助成制度というのがあるのかと思います。

結構、マンパワーも限られていて、財政的にも限られているという中で、やっぱり行き着

くところは何回も、今日の答弁でもお話をしています自助・共助・公助に行き着くところがあります。自助による所有者の自主管理を基本としながらも、共助による地域の協力体制を促進して、場合によれば公助として行政の関与をしていく。その順番で物事をちゃんと考えていくことが重要なと思っております。

その辺についてはとても重要な問題ですけれども、空き家も含め、同じような背景がある問題で、なかなか一筋縄ではいかないんですけれども、今お話ししたような中身を考えながら、少し検討を始めなければいけないなというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 6番、稻葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稻葉義仁君） ありがとうございます。

本当にバランスが難しいというか、少しこの話、建設課長にも相談に行ったときも、こうやって私が少しばかりは場合によっては助けてあげればと言っている一方で、住民の方からは道路の支障になっている木を町が片づけただけで、それ何で税金でやるんだというようなお話をいただいたとか、どっちに転んでも文句が出るみたいな状況が実際生まれる部分があるというのも了解はしているつもりです。確かに町が税金からお金をかけて民地のものを何でやるんだという部分は、なかなかしっかりと制度をつくっていかないと言い訳が立たない部分があるかと思いますので、検討をしっかりしていただきたいというところはもちろんあります。

町長が今言われた自助・共助・公助の話でいうと、一方で自助の部分というと、私も心配しているのは、そこに人がいなくなってしまった。空き家さんなんかが増えてきてしまったときに、やっぱりそこに住んでない人がそこの管理をというのは、熱量も低くなりますし、なかなか難しいし、そういういったケースも増えてくることってあるのかなと。

そういういった部分、空き家だから町でやればいいのかと、そういうものでもないので難しいんですけども、ただ、結局危ないことになるというか、先ほども少し課長補佐のほうからもありましたけれども、結果的に道路の通行に支障が出れば、町がその支障を取り除くという状況があるという前提で申し上げますと、ある程度やっぱり危険な木というのは、少し積極的にこういう制度を用いて、取り除いて、要はこういう支障が発生する時期はやっぱり読めないですけれども、先に刈り取ってしまえばやっぱり安心・安全というところもありますので、少しその辺の側面も強めに見ていただけるとありがたいなと思います。

今回、この質問するに当たって、少しよその自治体の例なんかも見てみたんですけども、最初ヒットしてくるのは、みんな山林の中の危険木とかが、いわゆる森林の中とか、そういう

うところの倒木の伐採を補助しますというのが多かったんですけれども、やっぱりよく見ていくと、市内の道路を通行する車両や通行車に被害を与えるおそれのある樹木を伐採するための費用の一部補助といった例がぽつぽつ、実際やっぱりあるんですよね。ですから、それなりに対象の決め方とその辺をしっかりと組み立てれば、そこそこ納得性の高い制度ができるのではないかとも素人としては感じております。

こういった補助制度が他の自治体で見当たらなければ、ここまで突っ込まないんですけれども、よそでできることであれば、少なくとも可能性はあるのかなということで、今回、こうやって質問をさせていただいております。そのあたりも含めて、どうなんでしょうか、これも危険木といってもなかなか定義の仕方がやはり難しいので、その定義をどうするという部分と、町長も言われた支障木という言い方になると、また範囲が広がってくる部分あります。

ただ、それを安全な状態にするという意味では、どちらをどこまで、どう対応するのが自治体としてはベストなのか、その辺をちょっとうまく探していただけだとありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） いろいろ困難なところがあるかなと思っておりますけれども、考え方、まだ検討していないので何とも言えないところはあるんですけども、一つの考え方としては、1年間でやれるところだけはやる。財政的なキャップを当てはめて、それで優先順位を町内で危険度の高いものから並べておいて、危険なところから少しずつ手をつけていくというやり方はあるのかもしれません。

今、御質問聞きながら思ったんですけども、先ほどA Iの話もしたので、そういう新しい技術も入れながら、線引きをどのタイミングでできるかなんというのは、もしかしたらそういう技術を使えば、条件を入れたら、もうこれやったほうがいいよとかと出てくるかもしれませんし、そのあたり、すぐにはできないことだと思いますけれども、とにかく役場職員の負担というのをこれ以上あまり増やせないので、それをあまり増やさない中でどう効果的なやり方ができるかというのは、ちょっと考えていかなければいけないのかなと思います。

そのやり方については、先ほどお話しした幾つかやる、制度設計とかいろいろお話ししましたけれども、その辺のことを幅広くやりながら、財政的措置についてはキャップをはめて最低限、何もやらない年はなくて、最低限、少しずつやっていくということがぎりぎりのところかなと印象は受けていますけれども、この件に関しては担当課とこれから検討していく

たいと思います。

○議長（栗原京子君） 6番、稻葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます、力強いお言葉。

もう一点ちょっと、今日何を聞こうかなと考えている中で、また1点ちょっと出てきたんですけれども、危険木・支障木という部分について、これ私も細かく調べてはいないんですけども、災害時の緊急用通路ではないですけれども、絶対に通行の安全を確保したい道つてありますよね。135号なんかは本当は絶対に動脈になるので、うちの町内でいうと、キープしたいんでしょうけれども、町道というか町の中の道でも、例えば消防団のそばとか、何かいろいろな理由で、ここはちょっときつりしておかないといけないよなというようなところ、またはここを連れなくなると、ちょっと支障が大きいよなというところがあるのかないのか、ごめんなさい、分からんのですけれども、あるような気もするんです。

そういういた部分においては、特にそういう意味では、そういう周辺の諸事情、何か余計な仕事が増えているみたいで嫌なんですけれども、こういう言い方をすると。そういういたところの周辺の環境も含めて守るべき道路というのと、その道路に支障のあるもの、またはその他の道路でも、ここは、これは危ないというところをしっかりと見極めというかリスクを図り、ここはという部分については少しずつでも事前に対応できるということがあると、とてもありがたいと思います。

そういう見張り番ではないですけれども、そういう部分では地元の各区の方々ってすごく頼りになると思うんですよね。毎日地元で暮らしていますから、最近危ないよとか、そういう情報が確実に何らかの動きになって返ってくるというようなことになると、そういう見張り番をする気合もまた違ってくると思いますので、そういういたところも含めて、ぜひ前向きに御検討いただけたとありがたいです。何かありましたら、すみません。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

稻葉議員の御質問の何か一つ筋が通っていると思ったのは、自助・共助の部分で、協力するにしても、やはりリアクションがないとやりがいが生まれないということで、それを広げていく意味でも、何かをお伝えをしたら行政から何かが返ってくるというような、何かそんな雰囲気づくりも大事ですよねというような御質問の趣旨かとも思いましたので、その辺のコミュニケーションをどうやって取るか。さつき、相談窓口というお話をしましたけれども、

そこも含めて、ちょっと何か新しい取組ができるかというのを、ちょっと担当課とも話した
いなというふうに思いました。

○議長（栗原京子君） 以上で稲葉議員の一般質問を終結します。

この際、14時35分まで休憩とします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山田直志君

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出があり
ましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、文教厚生常任委員会の提言についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 3問通告してありますけれども、順次質問させていただきます。

まず第1問の文教厚生承認委員会の提言についてを伺います。

文教厚生常任委員会の所管事務調査報告書（令和7年3月24日提出）について、どう受け
止めたのかなどの対応を伺います。

1、提言1に「高齢者福祉を支えている現場の声を町長は聞くべきである」について、ど
う対応されましたか。

2、提言2で「自分の健康は自分で守る」から「健康づくりはみんなの課題」へというス
ローガンと取組を進めるという視点について、どう受け止めたでしょうか。

3、提言4「地域包括支援センターの抜本的な拡充強化を求める」についてはどのように
対応されていきますか。

4、提言6「事業の存続すら危うい介護事業所の経営への支援を」にはどのように対応さ

れますか。

以上、4点について御答弁をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員の御質問にお答えをいたします。

文教厚生常任委員会の提言についてということで御質問いただきました。

まず最初に、山田議員の胸に光っている金目のバッジ、すてきだなと思いながら、社会福祉協議会の皆さんにアイデアを出して、金目のバッジいいよねという話をしたら、それを早速作っていただいたということで、本当に感謝を申し上げます。

さて、第1問から御答弁申し上げます。

高齢者福祉を支えている現場の声を聞くべきだということでございます。提言を受けまして、まずは役場の担当との話し合いをすぐ行いました。また、広く現場の声を聞くことは大変重要であると感じておりますので、担当課に介護支援専門員さんとの話し合いを行いたいというお話を指示を出して、今現在、その話し合いというか意見を、お話を伺う場の調整中ということを伺っております。

報告書から見えてきた課題には、独居や老老介護等が増加しており、厳しい生活状況がうかがえます。課題解決には双方が共通認識を持つことが重要であるので、繰り返しになりますが、介護支援専門連絡会等に出向き、介護支援専門員さんとの話し合い、意見交換ですね、を行いたいというふうに思っております。現在、調整中ということでございます。

次に、「自分の健康は自分で守る」から「健康づくりは町民みんなの課題」ということで、スローガンが取組を進める視点についてどう受け止めたかということでございますけれども、これまで本町におきましては、町民お一人お一人が主体的に健康管理に取り組むことを大切にしてまいりました。しかしながら、人口減少や高齢化の進行、生活習慣病の増加など健康課題が複雑化・多様化する中で、個人の努力だけでは十分に対応できない状況にあるのも事実でございます。

一方で、現在、人口減の世の中では人も予算も限られ、マンパワーがない中で、防災分野においてよく言われるような自助・共助・公助の取組を行っていくかなければいけないと考えています。

まず、「自分の健康は自分で守る」というのは自助の話であり、「健康づくりは町民みん

なの課題」というのは共助であり、一部公助であると思います。自分の健康は自分で守りつつ、提言の御指摘のとおり、「健康づくりは町民みんなの課題」については、共助的な要素が多いため、これから検討していかなければいけないと考えております。いずれにしても、先ほど述べた自助・共助・公助の取組をバランスよく取り入れることが重要であるというふうに考えております。

続きまして、問（3）番でございますね。地域包括支援センターの抜本的な拡充強化を求めるにはどのような対応をされたかということでございます。

提言の中では、終活ノートについては令和5年度から実施しており、これまでに2,400部以上配付をしております。令和6年度からは弁護士、司法書士等の協力の下、終活ノート活用講座を開催し、広く住民に活用してもらうよう積極的に取り組んでおります。

また、マンションとの連携活動については、包括係及び健康増進係が連携して、孤立する高齢者が生じないよう取組を実施しており、住民の見守りや相互の支え合い活動について自立的に取り組む体制が構築されつつあるため、今後のさらなる活動が発展できよう側面的な支援を行っていきたいと考えております。

終活を目的とした終活センターの設置の提言がございましたが、人材や予算の確保が必要であり時間を要するため、標準化や平準化、新しい技術を取り入れて現在の体制を強化していきたいと考えております。

続きまして、事業の存続すら危うい介護事業の経営への支援ということについて御質問い合わせました。

現在、町では、介護職員の資質向上及び安定的な人材確保を図るため、介護人材育成支援事業補助金制度があり、国においては高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため地域介護、福祉空間整備等、施設整備交付金等があり、既に介護職員や介護事業所への経済的支援を実施しております。

また、介護保険法改正により国・県が事業者の経営状況のデータを把握・分析して、報酬や職の待遇改善等の的確な支援策を検討するとされています。現在、県は、職場における人材確保の定着、質の高い安定した介護サービスを提供していくための取組を展開しており、賀茂地域において介護未経験者と介護事業所とのマッチングを行うとともに、地域における業種横断型の人材確保の仕組みの構築モデル事業を実施予定となっており、動向を見守りつつ、町の対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ありがとうございます。

一つずつちょっとやっていきたいと思うんですけれども、3月に報告をしたので、9月まで待っていたということなんですけれども、今、介護支援専門員の方とのお話の場を調整しているということを聞いて、時間はかかったけれども、それはそれでよかったのかなと。お手元にある資料のように、未来の話をしようといつても、未来のない人とは話をしないのかなというふうにも思っておりましたので、そういう姿勢ではないということが分かったというのはよかったですと思っています。

町長、触れられましたけれども、独居の場合、移住してきた方なんかでも孤独死が出ているんだというような報告。老老介護で1人が入所とか入院した場合に、生活が途端に成り行かなくなるとか、またこの報告の中でも、その当時、既に昨年の夏の段階でも介護事業所の閉所が生まれているんだと。こういうことについては、町長はこの報告以前からそういう問題は御存じでしたか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今回御質問いただく以前より、実際に知り合いの方にそういう話を聞いたこともありますし、本当に実際にお話ししたこと也有りますけれども、本当に1人で暮らしていて心配だというお話も伺っております。そのときも、たしか担当課と相談をして、どうしようかという話になったんですけども、正直、具体的なよい対応策というのはなかなか見いだしていないという状況ではございます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） やっぱり僕、高齢者の問題は、実は僕自身も町内で孤独死があるとか、そういうことは何となく耳にはしていました。しかし、実際に現場のケアマネさんから、別荘地でもマンションでも町内のどこでも孤独死というのは起きていること、またごみ屋敷のような状況になっている。老老介護の大変さ、さらにどこでも、委員会で5つの事業所の方、来ていただきましたけれども、どの事業所でも募集をしても人が集まらない深刻な状況というのは、僕も直接、委員会の場で参考人としてお越しいただいて、お話を伺うということがとても貴重な経験だったなというふうに思っています。

そういうことを含めて、文章化、報告で触れたわけなんですけれども、こういう問題のここまでの状況だということについては、役場のほうから何かそういうものが情報発信されていましたかなというと、それでもなかったんではないかなという。例えば保健福祉計画とか介護に係る計画なんかがありますけれども、ケアマネの現場の皆さんのお意見のような深刻な状況を本当に反映していたかなというと、そんなでもなかつたんではないかというふうに考えております。だから、町長にもぜひ現場の声を聞いてほしい、まとまった声を。

高齢者の福祉というのは、介護保険ができたので、介護保険を運営していれば、何となく高齢者の福祉もやっているという気になってしまふんだけれども、でも、高齢者の困っていることに介護保険が全て対応しているというわけではないんですね。全部に対応できていないわけではないんですよ。だから、介護保険の中では「上乗せ・横出し」なんていう言葉がずっとあって、実情に合わせるためにには、国の決めた基本の中で、足りないものを上積みしたり横出しするというサービスが必要になるということだったんですね。

それについて言えば、国は、それはそれを判断した市町村の自己判断だということになるんだけれども、しかし、介護保険をやっているだけでは、高齢者の福祉や支援をしているということには、イコール100%ではないんですね。やっぱり制度からはどうしても取り残される、はみ出ている人たちが生まれているという事実をしっかりと認識していくということが僕らはとても大事だなということを、この調査を通じて感じております。ぜひ町長にもいろいろなことをまた気づいていただいて、今後の施策運営につなげていきたいというふうに思っております。

次の2点目の問題で、健康づくりの問題で、これは改めて通告をして、この間の町長のいろいろなところでの発言をチェックしてみると、ある程度理解されているのかなというふうには思いました。町長言われたように、町民の主体性だけに任せるというものでは、もういかないよね。それは、町長の健康増進計画に対する挨拶や総合指針でもそうですね。今、足りないマンパワーの確保を含めて、町民の一生懸命取り組んでいる人からこの問題を町民に広げていく。我が町の健康増進計画、今回はたしか第3次か何かになると思うんですけれども、なかなか最後、そこがうまくいっていかないんですよね。健康づくりの取組が広がっていくかない。

そういう点で私はやっぱり健康づくりの考え方の中に、町民主体の取組中心ではもう限界があるなというふうに見て、私ども前回、委員会で研修してきた東村山なんかのこういう考え方、取組を委員会として御報告をさせていただいたわけなんですけれども、まさにこの中

核となっていくのが、やっぱり民間のボランティア等の人材育成ではないかなというふうに思うんですけれども、これは健康増進計画でも町の総合指針でも触れている点ではないかなと思いますけれども、この辺について今後どういうふうに展開していくとか、そういうお考えというのはあるんでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

すみません、最初のところに少し戻りますけれども、上乗せ・横出しのサービスというお話をありました。ここの部分については、やはり現場の声が大事だと思っているということと、役場サイドと現場サイドの情報の共有ということも、とても重要だと思うので、そのような場を設けていただいたところに、できれば私も参画をしてお話を伺えるととてもありがたいなというふうに思いました。

健康づくりについて、個人個人主体から、それだけではなかなかやれないというのは、まさにそうだと思います。それは社会情勢とかいろいろなものが変わってくる中で、個人だけではやり切れないところが当然出てきていると思っておりますので、エリアとかコミュニティーの中で高齢者の方を支えるというところは重要なと思います。

その際に、民間ボランティアの人材育成というお話がありますが、直接的に民間ボランティアの人材育成というよりも、民間の活力を行政に入れていくという観点はとても重要だと。これは一般論でそうだと思っておりますので、その辺もどうやってこの健康、福祉のところにそういうものを落とし込んでいくかというのが、まさに担当課と現場サイドと一緒に話をしながら決めていけるところがあればいいのかなというふうに思いました。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、総合指針でも触れているわけですけれども、とても大事な、これは国を含めて大事な問題として、やっぱり健康寿命を延ばそうよという取組に今なっているわけですよね。ちょっと前のメタボだとかそういうことから健康寿命をどうやって延ばしていくこうか。

そういう中で、総合指針でもフレール予防だとか食事問題とか口腔衛生もいろいろな形のものをやっていくんだけれどもという中で、健康に関するボランティアの育成支援というようなことが総合指針でも触れられているわけです。そういう意味では、本当に今までの2つの健康増進計画でなかなか取り残されてきて、一歩進んでいなかったところにチャレンジし

ていただく。やっぱりそういうことになるんだろうなと思います。

当然、私ども、昨年視察をした東村山もそうなんですけれども、何かのことを全般的に一気にやれといつても、なかなかこれうまくいかないところはありますよね、いろいろな状況があるので。そうすると、やっぱり当面、一つ、二つのコミュニティー等を結構取れているような地域をやっぱりモデル地域に指定をして、一つ一つそういう地域を増やしていく。こういうやっぱり丁寧な取組が必要になるのかなというふうに、私は東村山の取組を見てそう感じております。

ぜひそういうことで、一気に行くことがいいとは思いますけれども、今までやっていなかった新しい方向に歩み出すということになると、やっぱりそういうモデル地域なんかを決めて、一つずつそういうところから、町長言われるような、担当課の職員と現場のやっぱりコミュニケーション、意思疎通を図りながら、必要な手立てを一つ一つの地域から取っていだくということに、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

当然、総合指針の中で表現しているということは大事だと思っていることなので、当然現場サイドと、そして担当課の話、しっかり伺いながら、詰めるところを詰めていければと思いますが、担当課が少しお話をしたそうなので、少し答弁をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 健康増進計画にのっとって、健康増進係では健康づくりを推進していますけれども、先ほど言われました東村山市で保健委員のような共助の制度を使って健康づくりを進めているという点については、今、運動教室、現在やっている運動教室の中で大川地区でしたり北川地区でサークル活動を積極的にやっていただいている地区がありますので、そういうところをまずモデルとしながら、今年度秋以降から準備に入る予定でいるんですけども、来年以降は運動サポーターの養成を行いまして、そういう方々に地域での活動、共助の部分を担っていただき、そこで公助の部分でサポートしながら実施していこうという計画がありますので、ぜひ見守っていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番（山田直志君） 僕、今言われたとおりで、東村山の取組で、もう一つやっぱり非常に印象に残ったのは、保健委員みたいな人をつくって、何か町の手先として活用していくということ以前の問題として、やっぱりその人たちに健康とか運動の必要をしっかり理解していただいて、そういうその人たちの健康に対する知識も非常に高めていく。それで、そういう人がその先、活動を継続していただけるという、やっぱりそこが本当に人材育成になっているのかなというふうに思いましたので、ぜひその点をまた御留意されて取り組んでいただきたいと思います。

次に、町長、3点目、地域包括の問題なんですけれども、これは議会からも再三、ここが重要ではないかなというふうに指摘をしてきているところですけれども、町長、先ほどの答弁で、終活支援の問題についてもいろいろ触れられました。ただ、本当に私ども委員会でお話を伺いして感じたのが、やっぱり本当にこれまで東伊豆町に住んできて、また観光に働いてきた、こういう人たちの中で孤立した生活、また身寄りのない方がいらっしゃるというような問題と、別荘、マンション等へ移住してきた方でも同じようなことが起こり得ているという、この2つの、2種類のというのかな、そういう人たちもやっぱりいて、非常に難しさを痛感しました。

そういう中から町長、町に対しても、地域包括センターではもっと体制を厚くする必要があるよねとというような提言がなされているんですけども、いろんな角度から町長、考えて、僕思うのは、一つは、現在の地域包括支援センター自身でいうと、中心的なメンバーもそろそろええ加減、結構な年になってきて、そういう意味では交代を含めた支援体制の継続できるような視点で体制充実を考える必要があるのではないかというような問題と、もう一つの問題でいうと、町長も触れられましたけれども、マンション、別荘なんかの問題で言えば、地域包括と、今まで前にあった健康増進係が双方が協力をして、新しい町とのつながりが薄い人たちのところに町の先頭を切って入っていっているわけなんですかとも、ここも健康増進係がやっぱり人数減になったりということで見ると、なかなかこの体制がこれ以上進んでいくのかねというような問題も実感として感じているんですけども、これらについてはどのようにお考えですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 地域包括支援センターの抜本的拡充というお話の中の幾つかの項目を今、お話をいただいたと思っております。年齢がだんだん上がってき交代をしなければい

けないという現状については、ちょっと私自身がそこまで把握していないので、担当課のほうから少しお話をいただければと思いますし、あとは全体的にやっぱり人材、この分野についてはいろいろ考えなければいけない基軸があると思っていまして、法制度の面でも、もしかしたら、うちだけではなくて国も巻き込んでやらなければいけないところもあるうと思いますし、業務の効率化というところ、午前中から今日はA I、A Iというお話がありましたけれども、こういうような技術をどう入れ込んでいくかというのも多分、とても重要な視点になってくると思いますし、今、お話をいただいたような人材確保というところにおいては、地域住民とのボランティアというお話もありましたけれども、その辺の活用というのも大事だし、処遇の改善的な話もどこかで出てくるのかもしれません。そこは検討が必要だと思いますし、あとは体制構築についてはずっとこれまでやっていた中で、まだクリーンヒットができないのかもしれませんけれども、それは状況を見ながら検討を進めていかなければいけないと思いますし、何といっても財源の問題についてはなかなか厳しい中で、これまた工夫をしていかなければいけないと。多くの課題があるんですけども、やれるところから少し手をつけていかなければいけないと思っております。

ざくっとした話をしたので、もう少し緻密な話を担当課のほうから少しお話をいただければと思います。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（中山和彦君） 人員の関係ですけれども、現在、足りない部分というのを会計年度職員等を募集しまして、維持を図っております。職員の募集はずっとやっているんですけども、なかなか手が挙がってこないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 本当に人材確保は重要な問題で、ちゃんと自分もボランティアとして協力できることは協力しようという気持ちでは準備はしていますけれども、やっぱりこれ本当にこのままあと何年かたってしまって、専門職員がいなくなるというようなことだって出てくるわけなんで、とても大事な問題ではないかなというふうに見てています。

次の4点目のところに移りたいんですけども、これはきっと町長には現場の声を聞いてからではないとちゃんと正確な対応ができないと言われそうなんですけれども、ちょっと実はそこに資料でも掲示させていただいたんですけれども、昨年の4月から介護保険の制度が

変わって、介護事業所が町内から一つもありませんという市町が出ているわけです。一つしかないというところも出ているわけです。350ぐらいのところがそういう状況になっていまして、先ほど言ったように、一度文教厚生の委員会で報告書を出したように、うちの町でも、その後、社協が事業があるということで、訪問事業からの撤退なんていうのが7事業所出でいるわけです。

これは介護報酬の、やっぱり特に訪問看護・介護の部分が介護報酬が切り下げられたということが一つの要因ではあるんですが、今後こういう形で介護職の皆さんの中ぶりがやっぱり正当に評価されていかない状況が続くとなると、今後うちの町でも介護事業所がどんどん減り続けていくというようなことが予想されるわけですね。

それは、せっかく介護保険という制度でお金を集めて、みんなでお年寄り、介護になられた方を支えていこうといった制度自体が揺らいでくるという事実だと思うんですよ。こういうことから、私たちの委員会ではそのような御提言を申し上げたわけで、これは町長、今後ぜひ介護事業者の方からも御意見を伺うということを前提にしているわけなので、今日ここで正確に答弁しろと言っても無理なところあるかもしれませんけれども、ただ私は、これ委員会でも結構そこを議論したんですけども、介護保険料を、前町長時代はとにかく介護保険料が安いことが一番いいという形で介護保険事業が運営されていたように思います。

しかし、今のこの状況は、それだけでは駄目だということだと思うんですね。先ほどの地域包括の問題もそうですけれども、介護事業所の支援の問題というのは既に踏み出している市なんかも出てきているわけなんですけれども、この辺は財源というのは、町の一般財源ではなくて介護保険から支出をするということが適切で可能なことではないかなということも含めて、よくお考えをいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） これまで介護保険料というのがとにかく安価であればいいというような基本的な考え方があったんですけども、当然その背景に人口減があって、それは国も含めて財政的な問題が出てきている中で、適正な価格というのがあろうかというふうに私も思います。そのあたりも含めながら少し見直しというか、もう一度考え直す時期に来ているのかもしれないなと思っています。

いずれにしても、介護事業所の経営支援というところについては、民間企業であるというところ。ただ半分、公共という位置づけもあるという中で、どの辺に線引きをするかというのがとても重要な視点だと思うので、そこは先ほどのお話の繰り返しになりますけれども、

現場サイド、そして担当課、なるべく私も入るようにして、具体的な、より効果的なやり方を考えていければというふうに思います。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、町有林等の森林整備計画策定等についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 現在、国においては市町村の森林整備計画を策定するような指示が出されているところだと思います。町において、この森林整備計画では、町における森林関連施策の方向や、森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的として、5年ごとに作成する10年間の計画というふうになっていると思います。

そこで、3点伺います。

まず、町の森林面積と所有者区分として町有林、財産区等共有林、民間所有林がどの程度町には存在していますか。

2点目に、町は森林整備計画を策定するという考えはありますか。

3点目に、奥山や細野高原への道路である入谷天城2号線付近で民間の森林整備・皆伐から植林の取組が行われております。道路の隣接地の地主の協力を得て、入谷天城2号線の道路整備が実現できないか、これらについてのお考えをお伺いします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員からの第2問の答弁を申し上げます。

町有林等の森林整備計画策定等についてということで、森林事業全般について御質問いただきました。

まず最初でありますけれども、町の森林面積と所有者区分について御質問いただきました。

町の森林面積は5,775.75ヘクタールであり、そのうち国有林が1,611.61ヘクタール、町有林が822.44ヘクタールでございます。民間所有林が3,341.7ヘクタールとなっています。割合で申し上げますと、国有林が27.9%、町有林が14.24%、民間所有林が57.86%となっております。

続きまして、町は森林整備計画を策定する考えはあるかという御質問なんですが、ちょっといろいろ調べたんですけども、市町村が策定する森林整備計画は、地域森林計画の対象

となる民有地が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を1期とする計画でございまして、地域の森林、林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、これを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路傍整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想でございます。地域に最も密着した行政主体である市町村が地域の実情に応じて、地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするものでございます。

東伊豆町の森林整備計画についてなんですかけれども、これ令和3年度に一応ございまして、私もこれ、中、全部読んだんですけれども、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間の計画として既に策定をされております。町の森林整備計画とは、県が定めている5条森林について伐採時期、造林の樹種、草刈りや枝打ちなどの森林の管理や整備についての基本的な方針を示したものとなっております。なので、お答えとしては、森林整備計画はとても重要だと考えておりまして、既につくっているということでございます。

それで、次まいりますと、道路の話でございます。現地にも行きました。以前からこのお話をいろいろ伺っているところもありまして、現地も実際、この目で見てまいりました。入谷天城2号線は中平から細野高原、桃野振越というんでしょうか、へ向かう町道で、私も皆伐を行っている状況、実際にそこの中も入っていって見てきました。現地を見て、確認をしております。

地権者の協力が得られるのであれば、この道路を拡幅することは、これから細野はいろいろ活用して、観光でも町の財産としてしっかり自然を保全しながら活用していくこうということで協議会も立ち上げたということで、その活用を考える上でとてもプラスになると私自身も思っております。

実際に現場を見て、そして実際に担当課にどれぐらいの金額の、予算感というの知りたかったので確認をしたんですけども、中平から細野の管理事務所まで大体1キロ程度ございます。さらにその先の奥山までとなりますと、結構莫大な事業費がかかるのかなというイメージをしております。

ちなみに、以前、令和2年のときにハンター上の道路拡幅というのをやりました。あそこで延長が300メートル、総事業費があの当時、大体1億円。1メートル当たり33万円という計算になります。中平から細野の管理事務所まで約1キロだと仮定をします。先ほど1メートル当たり33万というお話をしたが、当時からむちゃくちゃ高くなっているので、安く見積

もっても、例えばかなり安いと思うんで、40万だとして計算すると、4億円ということになります。

山の地形なので事業費は多分プラスアルファになってくるという中で、この金額をどう考えるか。やらないということではなくて、やれるかやれないかの検討も含め、やるんであればどういうふうにやれるかみたいな話もあります。

あと、具体的な、現実的な話をすると、いきなり全線開通というのは例えば厳しいということであれば、途中に待避所をしっかり造るということ。確かに細野がイベントをやっていくとき、山菜狩りのときとか多分スキのときもそうですけれども、バスが通ると、ずっと手前のところで待っていかなければいけない。自分も結構な、15分とか待つんですかね、長いと。

という状況があるので、それを回避するという意味でも、そういうような待避所を何か所かに造るということで当面対応するということも可能なのかなと思っております。ちなみに待避所の設置につきましては、1か所大体100万円ということらしいので、これが安いのか高いのかも含めて、じゃ何か所やるかということも含めて、一つの選択肢にはなるかなと思っております。

いずれにしても、あそこの道については抜本的な対策を本当は考えたいと思っております。県の補助もいただきながらと思っていましたが、この間、県の方とお話をしたら、県の財政かなり厳しいというお話もいただいている中で、どういうことがやっているかというのもこれからしっかりと考えていくべきかなと思っております。

ただ、何らかの手立てというのは講じていければ、今の待避所のことも含めて、より具体的に現実性のあるやり方というのを少し検討するのも重要なかなと思っております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、資料でそこにも掲示させていただきました。町長、山の再生とさらなる活用ということをずっと示してきましたので、そういう気持ちにはたがわない御答弁だったのかなというふうには思っております。

町長、森林整備計画自体があっても、この間やっぱり町有林のところでは特段の整備というのが進んでいないわけですよ。ということは、やはり実施計画とかというものに具体的に進んでいないのではないかと。これは町長に言えば本当にあれなんですかね、でも本当

に今年から国なんかがやっぱり森林環境税ですね、静岡県自身は今まで森林税も取ってきた、500円。今年からは森林環境税も取っている。当然剩余金なんかもある。

剩余金の問題いざれにしましても、国とすると、やっぱりそういう税金を新たに取るという仕組みを含めて、今、山をやっぱりちゃんと管理しなければいけないという方向になっていると思うんですよ。こういう段階で、計画はあるけれども実施がされていないという状況では、ちょっと何とも心もとないわけですよ。

私が知る限りでは、町有林の関係では、大きくは例えばクロスカントリーの周辺とか、あとやっぱり三筋から奥山ですよね。あと、当然白田や奈良本等の山懐に多いというふうには私は理解しているんですけども、その辺というのは、やっぱり白田川の流域でもあるんですね。

そういう面から考えても、既に30年、40年、伐期を過ぎているような植林が放置されているということは、大変危険な状況にあるということは間違いないわけで、また流域で水源涵養という面から考えれば、どこでも杉やヒノキをまた植えればいいという状況ではないと思うんですよ。水源の保水率というのもやっぱり落葉樹のほうが高いというのも出ているわけなので、災害または水源涵養の面からも、やっぱり危険を除去して必要な水源域として必要な整備をしていくことが今、求められているし、これについて言えば、そこにもやりましたけれども、民間の今、民間林をお持ちの方々はほとんど自己負担なしで、場合によつてはちとぐらい木を切って、ちとぐらい収入が得られるぐらいの形で、ほとんど自己負担なしでこれらの整備が今、森林税や環境税という国や県の仕組みの中で補助金で事業ができるという状況にあるわけですから、これにやっぱりしっかりと乗り出さなければいけないという今の環境だと思います。

同時に、町長、もう一つの問題でいうと、有害鳥獣対策の面からも、やっぱり全て杉、ヒノキにしないということも必要な観点ではないかなというふうに思っています。県の有害鳥獣の調査をしている後輩なんかに言わせると、今、杉やヒノキの植林地の中でも大変荒れている、餌がない状況というのが深刻にあるよというようなことも聞いておりますので、こういう視点も持たれて、実施計画をしっかりと立てていくというのか、これなんかもほとんど民間の方々なんかも自分たちで計画立てるというよりは、契約して、森林組合がほとんど事業を進めているわけですから、負担も含めて、そういう点でぜひ取組を強化していく必要があるなと思います。

2つ目の道路の問題なんですけども、町長、僕はこれ、よく分からるのは、1つは県

の補助事業として民間のところを森林組合がああいう形で皆伐をしてやっているんですよね。その場合に、ちょっと道路の部分を今、待避場であるか道路の拡幅であるかということは別にして、ちょっと広げて協力していただくということは、民間事業者の問題もそうなんですけれども、事業が補助金事業だという性格を持っていると、今度、県なんかの補助金事業の対応からしてその辺はどうなのがな、そういうことは可能なのかなという点が、私はちょっと分かっていないので、この点も町のほうでは既に調べられたのかどうか分かりませんけれども、その点についてお聞かせください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず森林環境税については、譲与税のときもそうですけれども、この税制を導入するときの与党の僕、担当だったので、まさに税調というところがあって、そこでこれを決めるときにぜひやりましょうと言っていた中心的な人物だったので、この重要性というのはよく分かっていて、戦後、植林された森林がちょうど主伐期を迎えていたという、その前もって決めた税制なので、これに乗つかってやるということはとても重要なことだと思いますし、当町においてもそれをしっかりと活用しながら、再植林するのか、それとも元の山に戻していくのかという判断もやらなければいけないと思いますけれども、その辺は何もやらないんではなくて、それを手をつけていかなければいけないと。

それは今言われたように水源池という話もありますし、山が荒れることによって土砂災害の原因になることもありますし、有害鳥獣のきっかけになっていることもあります。というのは十分承知しております。なので、当町としてもそれを手をつけたいと思っております。

ただ、すみません。マンパワー的なこと也有って、なかなか進まないというのも事実であります。今年になってから森林組合の皆様のみならず、民間事業者の方とも実はアポイントを取って、どのようなやり方があるかというのは模索はしているところではあります。なかなか具体的な動きができなくて大変申し訳ないんですけども、その意識は十分持っています。

道路について言うと、拡幅については県の補助事業ということでございますけれども、すみません、県のそのアプローチはあまりしていないので何とも言えないところがあるんですけども、実は伊豆縦貫の建設発生土をその一部を持っていって平場をつくる、農地をつくるということを少し企画して、国の方に提案をしたことが実はございます。

その心は何かというと、そこを新しい農地をつくるということのみならず、そこに行くアクセスをうまくそれを活用して広げたいなというのがあったんですけれども、なかなか財政的な面があって、そこは。あとは正直、伊豆縦貫から東伊豆に持ってくるという距離の問題もあって、なかなか採算が合わないというところでうまくいかなかつたということがござります。

議員が御指摘のように、町単費ではなくて県とか国のいろいろな支援策を活用していくという視点はとても重要だと思いますので、引き続きそういう視点も入れながら、何ができるかという。私もあそこ広がったら全然変わると思います、活用の仕方が全く変わるので。それはよく思っておりますので、頑張ります。よろしくお願ひします。

○議長（栗原京子君） 次に、第3問、学校統合等についてを許します。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 学校統合等について伺います。

町では、現在、小中学校の統合の取組を進めております。そこで伺います。

1点目に、統合予定地である熱川中学校には新しい校舎などを建設しようと計画しているのか。建設があるならば、建設費はどのぐらいを予定しているのか、お伺いしたいと思います。

2点目に、学校統合の前に中学校には既に部活動の統合チーム化の取組が必要な状況になっております。運動着などの統一化も進めるべきではないかと思いますが、これについていかがでしょうか。

3点目に、児童生徒の交流を兼ねて運動会を学校対抗に変えるというようなことも含めて、お考えを伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員の御質問にお答えをいたします。

第3問、学校統合等についてということで御質問いただきました。

1番目については私から、そして2番目、3番目については教育委員会、横山教育長のほうから御答弁差し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず1番ですが、統合の予定地である熱川中学校に新しい校舎などを建てようと計画しているのかということと、あと建てるなら建設費はどうかというお話でございますが、現在、校舎等の施設整備について具体的な計画はまだありません。今、用地測量等を調査している段階ですので、それが決まって、進入路の形が決まってとかと、その辺が決まらない限りはどこにどうだという話がなかなかいかないということでございます。なので、新築にするのか、それとも何か違う方法があるのか等も含めて、まだ検討はいたしておりません。

今後、基本構想、基本計画を策定していく中で校舎の新築か改修か等を検討しながら、当然、そこが始まって初めて費用負担というところが生じてくると思うので、段階、段階で適切な検討を進めていきたいというふうに思っております。

ただ、一般的な話で言うと、多分新築になると四、五十億とかという話になるんでしょう。ただ、これは予断を与えてしまうのであれなんですけれども、まだ検討はしっかりとしないということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（栗原京子君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） 2点目についてですが、運動着などの統一化ということなんですねども、中学校のジャージ、体操服の変更については現在進行中です。熱川中、稻取中、それぞれの学校独自のジャージ、体操着ではなく、東伊豆の中学校の統一したジャージ、体操着を作るという考え方の下に、変更に向けた準備を各学校で進めてもらっています。

ただ、これは将来的な子供たちを取り巻く教育環境が変化する可能性があるからではなく、熱川中、稻取中の現行のジャージの製造が終了を迎えるためです。また、ある程度の数を確保しないと製造のコストも高くかかってしまうため、これを機に統一したものにすることになりました。そして、令和9年度の入学生よりジャージ、体操服が変更されることは既に生徒、保護者には周知しております。

また、今後の予定ですが、既に熱川中、稻取中の職員で、学校生活に適すると思われるジャージ、体操服をサンプルとして何点か選出済みです。それらのサンプルを児童生徒や保護者にお見せして、小学校五、六年生、中学生、保護者からアンケートを取り、今年度中に新しいジャージ、体操服を決定していく予定です

続いて、第3問、3点目ですが、将来的な子供たちを取り巻く教育環境がどのように変わ

ろうとも、学校間の交流学習は意味ある教育活動の一つです。昨年度は小学校1年生が熱川小で合同体育を実施したり、稻取小の4年生が総合学習で行っている馬鹿ばやし発表の様子を動画で熱川小学校に紹介したりする活動を行いました。また、今年度は中学生の音楽発表会を合同で今月の26日に実施することになりました。

ただ、これは学校対抗が目的ではなくて、あくまでも多くのクラスの歌唱における表現技術や方法を聞くことを通して、自分たちの表現力の向上を目指すといったことを目的としたもので、3年前より計画して今年度、ようやく実施に至りました。

また、そのほかにも様々な交流学習について検討をお願いしているところですが、ただ、学校で行われている教育活動のほとんど全ては学習指導要領にのっとってそれぞれの目的があります。その目的に向かって、例えば校長の経営方針の下に学校教育目標の具現化であったりとか重点目標の具現化だったりとか、育てたい子供の姿なんかを明確にした上で進めていくものです。

つまり、それぞれの活動には必ず意味、目的があって、その目的を達成するために子供たち、あるいは教職員が、それがモチベーションになるんですよね。の中でも運動会というのは最も重要な行事の一つと言えます。子供たちの自治力や主体性、団結力やチームワークの大切さ、責任感とか達成感とか、そして児童会・生徒会の役員においては企画・運営力など様々な資質・能力をその場で育てるということが目的になります。

子供たちは自分たちの学校の伝統を引き継ぎながら、自分たちの力で運動会とか体育祭をつくり上げようと一生懸命になる行事です。特に最上級生にとってはそれが物すごい力になります。その過程を通して、先生方はそこに教育的な価値を見いだします。もちろん経過だけでなく当日の運営も大切になってくるんですが、今はなるべく教師が手を出さずに子供たちに運営させようとして様々な準備を進めています。このように、運動会の開催は教育的な意義を考えながら、大変な準備と時間を費やして実施します。

議員の提案のような形で合同開催することは可能なんですが、その場合には、開催方法や運営の形態、種目練習、種目内容や練習のやり方等様々な検討課題が出てきます。ただ、今後、教育環境の変化に向け、より具体的なスケジュールが決まっていくようであれば、運動会についても合同開催の教育的な価値はあるかなというふうに思われますので、そのときには実施方法や交流の在り方を各学校と協議し、教育的効果の高い形で工夫できないか検討していくきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 新しい校舎を、私は建設するのかなという、非常のこの間、6月の議会でも質問が集中した中で、また全協等の説明の中でも非常に調査、設計等、また工事期間等に時間を要するという面で見ると、新しい校舎を建設することが前提になって動いていけるのかなというふうに思いましたけれども、今日の段階ではそういう状況ではないということは、一つ確認をさせていただいたということで今日はとどめます。

2点目の問題の、これはもう既に進んでいますということで、これも理解しました。

問題は3点目なんですけれども、私、教育長が言われた、やっぱり先生や子供たちのやる気という点でいうと、実はこの質問を考えたというかあれば、実は私の孫から言われました、運動会終わった後。今まで学校で稲小の3年生15人が仲良くやれ、仲良くやれってみんなでやっているのに、無理くりに紅白に分けられて、いざ対決だといつても盛り上がらないと、子供たちとしては。

運動会自身も15人しかいない例えば3年生が、50メートル競走やるといったって、4人ずつの1組でやっても4組しかできないですから、運動会の中では5分で終わってしまうといって、その中でまたクラスの中で紅白の分け合いをしてということを言っても、どうも子供たちとしても運動会、本当に先ほど教育長言われたように、学校としてクラス運営の中で団結していろいろな創意工夫が生まれるという、何かもう基盤が、今の状況では無理くりに子供を分けてやっていく中では基盤が失われているんじゃないかなというふうに思うので、私は、確かに準備が、検討する課題がいっぱいあるというのは校長先生方からも伺っていますけれども、しかし子供たちはそういう状況にあるということをぜひ知っていただきたい、また今後、御検討を加えていただきたいということをお願いして終わります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 以上で山田議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（栗原京子君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時36分

令和7年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和7年9月11日（木）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

6. 10番 須佐衛君

1) 津波警報発令時の対応について

2) 地域交通政策について

7. 2番 鈴木伸和君

1) ごみ堆肥化事業について

2) 妊娠・出産に対する町の支援について

8. 1番 山田豪彦君

1) 伊豆稻取駅の送迎車両について

2) 津波警報発令時の課題について

日程第 2 議案第43号 東伊豆町職員駐車場使用料徴収条例の制定について

日程第 3 議案第44号 東伊豆町観光振興基金条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第45号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第46号 東伊豆町庁舎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第47号 東伊豆町議會議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第48号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第49号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第50号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第51号 財産の取得について

日程第 11 議案第52号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）

日程第 12 議案第53号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第13 議案第54号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第55号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16 報告第3号 専決処分の報告について
日程第17 報告第4号 令和6年度東伊豆町健全化判断比率の報告について
日程第18 報告第5号 令和6年度東伊豆町資金不足比率の報告について
日程第19 報告第6号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）
-

出席議員（12名）

1番	山田 豪彦君	2番	鈴木 伸和君
3番	楠山 節雄君	5番	笠井 政明君
6番	稲葉 義仁君	7番	栗原 京子君
8番	西塚 孝男君	10番	須佐 衛君
11番	村木 僕君	12番	内山 慎一君
13番	定居 利子君	14番	山田 直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井 茂樹君	副町長	鈴木 嘉久君
教育長	横山 尋司君	総務課長	福岡 俊裕君
企画調整課長	太田 正浩君	税務課長	鈴木 和重君
住民福祉課長	鈴木 貞雄君	健康づくり課長	中山 和彦君
健康づくり課 参考事務	柴田 美保子君	観光産業課長	梅原 巧君
建設整備課 課長補佐	山西 和孝君	防災課長	加藤 宏司君
教育委員会 事務局長	齋藤 和也君	水道課長	中田 光昭君
会計課長	国持 健一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 村木 善幸君 書記 相馬 奨君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第3回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（栗原京子君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 須佐 衛君

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

10番、須佐議員の第1問、津波警報発令時の対応についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） おはようございます。

私のほうからは2問通告しておりますので、御回答のほうをよろしくお願いします。

まず、1問目、津波警報発令時の対応についてということでございます。

7月30日午前8時25分頃、カムチャツカ半島を震源とした地震が発生し津波警報が発令された。報道によれば、町内において被害はないとされるが、以下の点について伺う。

- 1、町の対応はどのようなものであったか。
- 2、発災時、町長はどこにいて、どのような指示を出したか。
- 3、伊豆熱川駅に滞留した観光客を町のバスで修善寺駅まで送り届けたとのことだが、他市町とどのような協議を行ったか。
- 4、町の立体駐車場は港の直売事業の検討が進む中、錆びて腐食した外階段を改修し、津波避難タワー的な役割を兼ね備えた建物にしたと理解していたが、町の考えは。
- 5、日常を含め、こらっしえや港の朝市の観光客を避難させるため、外階段に避難看板を設置する考えは。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） おはようございます。

須佐議員の質問にお答えをいたします。

第1問目ということで、津波警報発令時の対応ということで御質問をいただきました。順次お答えをしていきたいと思いますが、まず最初に、町の対応はどのようなものであったかという御質問でございます。

まず、答弁の前に、基本的な用語の使い方について少し訂正をさせていただければと思います。須佐議員からいただいた質問の中で、「津波警報の発令」という表現がございます。ちょっと細かい話なんですけれども、津波警報にかかわらず気象警報というのは、「発令」ではなく「発表」という表現を何か使うということで、答弁の中では「発表」ということで使わせていただければと思います。

それでは、今回の7月30日にカムチャツカ半島東方沖で起きた地震に伴う津波注意報並びに津波警報の発表の経緯とその対応について、御答弁を申し上げます。

まず、7月30日の8時37分に気象庁より静岡県に津波注意報が発表されました。同時に、防災課は情報収集体制を確立し、町内に同報無線放送、情報配信メール及びLINEにより、沿岸部に近づかないように注意喚起を行いました。

9時40分に津波警報に切り替わり、再度、町内に同報無線放送、情報配信メール及びＬＩＮＥにより、海岸付近の方は高台に避難するよう呼びかけを行うと同時に、役場4階大会議室に災害対策本部を立ち上げ、町内6か所、旧大川小学校、北川地区防災センター、熱川小学校体育館、片瀬地区防災センター、稻取小学校体育館、そして東区の公民館という、この6か所に避難所を開設し、10時50分に避難指示を発令いたしました。

長時間にわたり津波警報が継続し、ＪＲ伊東線と伊豆急行線の運転再開のめどが立たず、伊豆稲取駅や伊豆熱川駅には観光客等の帰宅困難者が発生をいたしました。帰宅困難者等を列車が運行している東海道新幹線と伊豆箱根鉄道駿豆線を利用し町外に脱出させるために、町所有の中型バスや河津町の中型バス等を利用し、伊豆稲取駅から9名、伊豆熱川駅から26名を修善寺駅に送り届けました。

18時30分に津波警報から津波注意報に切り替わり、避難所及び災害対策本部を閉鎖いたしました。防災課については、翌日の10時45分に津波注意報が解除されるまで情報収集体制を継続した状況でございます。

以上が、カムチャツカ半島東方沖で起きた地震に伴う津波注意報並びに津波警報の発表の経緯と、その対応となります。

続きまして、発災時、私がどこにいたかという、どのような指示を出したかということでございますが、東京出張中で不在であったため、出張先より副町長、防災課、総務課へ電話をさせていただきまして、現状確認を行うとともに、東伊豆町業務継続計画、ＢＣＰでありますけれども、それに基づいて副町長を代理として津波対応に当たるように指示を出させていただきました。ＢＣＰには災害時の指揮代理の順番としては、副町長、防災監、総務課長の順で、ちなみに定められております。その手順に則ったということでございます。

また、随時、電話やＳＮＳ、具体的に言うとＬｏＧｏチャットなんですけれども、これにより連絡を取りまして、津波警報並びに津波注意報が発表された際には、逐次、情報を共有し、私から災害対策本部の立ち上げと避難所開設の指示を行い、必要な対応を行わせていただきました。その際も被害状況については、逐次、確認を取って大きな被害がないという報告は受けている状況です。

今回のカムチャツカ半島東方沖で起きた地震は、遠隔地で発生した地震のため、東伊豆町では地震による建物や道路のインフラ施設の倒壊被害はないという状況を確認し、また、津波による注意報から警報に切り替わる対応で、津波に対しては避難が完了している状況と、観光客への周知も完了していることを確認させていただきました。

その後、交通状況を確認しつつ東伊豆町へ向かい午後には帰庁いたしましたが、その際、被害状況の再確認と新たに観光客の避難状況の確認を指示し、それを受けたて早急に観光客を移送避難させることが重要だと判断し、観光客の速やかな移送を実施すべく、移送手段の確保に努めさせていただきました。

稻取駅並びに熱川駅に滞留している観光客の数は、再確認した時点では、それぞれ稻取駅に26人、熱川駅に59人であり、速やかに観光客を移送するために中型バスでの移送を行うことを判断し、2地点の移送を同時に実施するために、東伊豆町の所有の中型バスに加えて河津町所有の中型バスを手配し、即座に対応を図りました。

なお、河津町の中型バスの手配に当たっては、これは緊急時だということもあったので、トップダウンの形になりましたけれども、直接、河津町の岸町長にホットラインで私から連絡をさせていただき、河津町の対応状況を確認の上、中型バスをお借りすることを、その場で決めさせていただきました。

河津町の協力のおかげで、合計2台の中型バスを確保することができまして、その2台のバスをそれぞれ伊豆稻取駅と伊豆熱川駅に向かわせ、修善寺駅に速やかに移送避難させ、観光客の避難を完了することができました。稻取駅並びに熱川駅に滞留していた観光客の修善寺駅への避難は、18時20分に完了をしております。

続きまして、伊豆熱川駅の観光客を町のバスで修善寺駅まで送り届けたということで、他市町とどのような協議を行ったかということでございますが、まず、御質問の中で伊豆熱川駅だけに言及されておりますけれども、先ほどお話ししたとおり、本町においては伊豆熱川駅だけではなくて、伊豆稻取駅においても滞留が確認をされております。速やかに移送を図っておりますので、併せて答弁させていただきます。

町の中型バスで修善寺までの移送については、私のほうから観光客の避難状況の確認を担当課に指示し、その報告により駅に滞留している観光客を把握をいたしました。滞留している観光客の人数を確認し、速やかに移送することを決断いたしました。

本町の中型バスでは足りないため、駅が2か所、大きな滞留場所が2か所ということで、1台のバスでは時間がかかるてしまうということで、あとは、なるべく一度に多くの避難者を乗せたいということで、中型バスがいいんではないかという判断、荷物もありますので、比較的大きなものがいいんではないかという判断がございました。

まず、避難状況の確認を担当課に指示を今のようにさせていただいて、観光客の状況を把握して、速やかに移送することを決断し、本町の中型バスだけでは足りないということで、

河津町の中型バスを使用することを考えて、先ほどお話したように、直接ホットラインより河津町の岸町長に連絡をし、中型バスの使用の可否を確認いたしました。話をする中で、河津のほうは中型バスは使っていないということだったので、それでは貸していただけないでしょうかかというお話の内容でした。

河津町では、駅に滞留している方が6人ほどとのことで、今お話したとおり、ワンボックスクローなど修善寺駅まで移送を行うということで、中型バスが空いているということなので、速やかに借り受けるお願いをし、河津町へ中型バスを受け取りに行き、河津町の中型バスを伊豆稻取駅に、本町の中型バスを伊豆熱川駅に配備をして、観光客の移送に務めました。先ほどお話したとおり、結果的に18時20分に修善寺まで送り届け、移送を完了しております。

最後、4番、5番になりますけれども、これは立体駐車場の話をいただいております。町の立体駐車場を津波避難タワー的な役割として使えないかという趣旨の御質問をいただいております。4番、5番、関連をいたしますので、一括して御答弁申し上げます。

庁舎駐車場の外部非常用階段につきましては、建築から20年以上が経過し、錆びて腐食したことにより、非常用階段としての機能が失われつつありました。過去ですね。しかしながら、同駐車場は4階建てであり、建築基準法及び消防法に照らし合わせると、避難経路として外部非常用階段での避難体制を確保する必要があったことから、平成30年度に改修を行ったものです。

念のために、この避難経路というのは、恐らく建物から外に出るという形になることかと思いますので、津波があるから避難するという、その避難とちょっと違うのかなという認識であります。あくまでも、建築基準法の中の話ということです。

庁舎駐車場は新耐震基準で建設されておりますが、建築当初の目的は来庁者用駐車場及びイベント広場としての活用であり、津波避難のための専用施設ではないため、大規模な津波を受けた際、十分な強度を確保できない可能性があります。そういう構造計算は多分していないんではないかなと思います。

また、当初の設置目的に鑑み、津波避難のための専用施設ではないということ、海から僅か40メートル程度の距離であること、構造上の制約などがあることを踏まえ、ここに避難することを第1の選択肢とすることは適切ではないと認識しております。

加えて、当該地点において後背地に高台が存在していることから、その高台に安全に避難できるようにするための対策や避難誘導標識の設置等に取り組むことが、まず重要だと考え

ており、通常は速やかに高台に避難していただくことを最優先と考えております。

一方で、災害がどのような状況を招くかは未知数なところもあり、例えば逃げ遅れ等により、やむを得ず同駐車場に逃げ込む必要が生じる場合など、立体駐車場の外階段を使って垂直避難をすること自体は排除しておりません。ただし、立体駐車場の周辺は、かつて砂地盤であり、埋立により造成されたエリアでもあることもあり、液状化のリスクについては十分に認識しておく必要があるのではないかとも考えております。

津波警報が発令された際の避難については、同駐車場の外壁に、現在「地震・津波・避難 ゆれ1分 高いところへ すぐ避難！」という2か国語表記による案内看板を既に設置しております、また、防災ハザードマップでも避難路に加え、奨励の避難方法を矢印で示し、津波浸水域の庁舎周辺から緊急輸送路である県道を通じて、一刻も早く高台、済広寺の方向になりますけれども、避難するように案内をしております。

地震が発生した際は、電柱の倒壊や土砂崩れ、瓦の落下等の被害も予想されますが、町の地形や緊急輸送路の道路幅員、そして立地環境を踏まえますと、この道路を使って同駐車場から100メートル程度の距離にある高台へ速やかに避難することが、最も安全かつ効果的な方法と考えております。

外階段に避難看板を設置する考えはとの御質問につきましては、津波浸水域に存在する建物のうち垂直避難のできるものについては、全国的に津波避難ビル等のピクトグラムを設置する例も見受けられますが、当町庁舎の周辺においては、後背地に比較的急峻な地形があり、要は高台がありますので、ただいま御説明したとおり、高台避難が命を守る最善の行動と捉えており、庁舎駐車場の外階段に避難看板を設置することは現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

（10番　須佐　衛君登壇）

○10番（須佐　衛君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

7月30日の津波の警報のときに、私も自宅で待機していたんですけども、午後になって様子を見に出まして、熱川駅と稻取駅周辺の人の動きなども観察させていただいたところです。

このままいつ解除されるかも分からない中で、駅周辺にいた方も不安の様子だったんじゃないかと思ったところ、午後にそのような形で役場がバスを手配して対応したということは、これは津波の危険性が少ない修善寺のほうに、なおかつその東海道線が動いているところに

送ったということは、これはよかったですのではないかというふうに思うんですね。

ただ、一方で町のバスをしっかりと使えなかつたのかということについて、私、この質問をしたときに、報道の中で、熱川駅でマイクロバスに26人を乗せた、河津町から借りたマイクロバスで10人稲取駅から運んだとあるんですけれども、その辺のところで、今、町長から聞いた人数とちょっと違っていたのですから、なかなか対応し切れなかつたのかなというようなことも認識として受けました。

実際に中型バス、大きなバスがある中で、ほかのバスでの、町として対応ができなかつたのか。河津町と連絡を、意思の疎通を取りながら対応されたということなんですが、河津町でも何かそういう形で問題が発生した場合に、町単独でしっかりと対応することができなかつたのかなというのが一つ、今、答弁を聞きまして思ったところでございます。

熱川駅と稲取駅を見て回りまして、役場がどういう状況になっているのかということを見ましたところ、1階の駐車場のところの外に掲示がありました。津波警報発令のため入庁禁止だと、高台へ避難してくださいという指示があったという形になります。

このとき、今、御答弁の中に災害対策本部を庁舎内に設置したということなんですけれども、それが適切だったのかどうかということをまずお聞きしたいと思うんですよね。これまでも、昨年の9月でもやはり南海トラフの臨時情報等があったときにも、その質問をさせていただいた中で、災害対策本部は外にやっぱりつくって、しっかりとその対応を図るべきだ、ポータブル電源等も使えなくなるとかということも含めまして、そういう御答弁があったと思うんですけども、その後そういう対応というのはどういうふうにされているのか、いつまでも役場に災害対策本部を設置していて、それで大丈夫なのか。

緊急にこの辺のところを対応しなければいけないと思うんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

町の単独でというお話があったんですけども、そのときの状況の中で、まずバスを運転できるドライバーの数が当町においては限りがあるという、人材的な制限がまず1個あるということと、多分、滞留している観光客以外にもホテルに行っている観光客等、確認が取れていらない状況があったということで、加えて先ほど答弁の中でもお話ししたとおり、観光客ということであるので、大きな荷物、特にインバウンドのお客様である場合は大きな荷物があるということで、1人のドライバーで移送するということであれば、なるべく大きな車体

を速やかに確保できるほうが有利だという判断がございました。

その中で、河津町に直接電話をし、河津町に何かあったらというお話ありましたけれども、そこはちゃんと河津町に直接町長からお話を聞いて大丈夫だという前提の下で、河津町からバスを借りるという段取りになりました。

あとは、災害対策本部の話につきましては、これは私が町長に着任する前からずっとここを災害対策本部にするということになっておりました。ただし、私が町長に着任した後に、この議会でもお話ししたことがあろうかと思いますけれども、この庁舎に災害対策本部があることが本当にいいのかという話は過去にしたかと思います。

その後、東伊豆町役場においては防災マニュアルの見直し等も行っている中で、災害対策本部を具体的にはかに移すという検討は、もう既に行っているところでございます。先般も、稻取小学校の下の校庭のところに倉庫があるんですけれども、管理職の中から、あそこは使えるんではないかという提案が示されたので、そのすぐ数日後にそこを現地確認をし、今度の避難訓練、9月27日に避難訓練あるんですけれども、一応、その中では避難訓練として職員、ここから外に出て、そこの小学校のほうに移動するという訓練を行います。

ただ、これは決定というわけではなくて、実際にそれをやってみてどういう不具合が出るかを確認するという意味合いもありますので、まずはやってみるということあります。いずれにしても、これまでそのままほつといしたものについては、しっかり対応すべく、今、担当課ともどういうやり方がいいかというのを議論しているということでございます。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 避難について、今お話があり、ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどの答弁の中で、住民に対して、要するに津波の危険性がある稻取の周辺ですとか海岸沿い、河口沿い、津波の危険性がある方たちに対して避難指示というのは出されたんですか。ちょっと私もそのところははっきりしなかったんですけれども。そして、どれぐれいの方が避難されたのかということをまずお聞きしたいです。それは徹底されたのかということ。

それから、この庁舎の職員が、もちろん業務中であったのかなというふうにも思います。その辺ありましたように、入庁禁止だということであれば、職員も避難しなければならなかつた状況だったと思います。この場所からしまして。南海トラフL2で9メートルの予想が

される中で、その辺の職員の避難のことについては、どういう対応だったのか、どういうお考えだったのかということをちょっとお聞きしたいですね。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 先ほどの答弁の中で、避難指示を出したというお話はさせていただいだかと思います。職員の対応については基本的に、先ほどの答弁の中でもお話ししましたけれども、具体的にこの体制が整っていないという状況です。現在、東伊豆町における防災対策というのは、見直しをかけているという状況です。その移行過程、その途中ということで、全てが、新しい避難所も決めているわけではないので、その途中ということあります。具体的、当日の職員の避難については担当課のほうから説明をさせていただければと思います。

○議長（栗原京子君） 防災課長。

○防災課長（加藤宏司君） 当日の避難についてですけれども、まず避難指示のほうは同報無線のほうで町内全域という形で出させていただきました。職員の避難につきましては、保健福祉センターの職員のほうが、図書館のほうに避難するというような形の対応を取っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

（10番　須佐　衛君登壇）

○10番（須佐　衛君） ちょっとしつこくてあれなんですかけれども、住民の方で実際に避難された方というのは、どれぐらいいたのか教えてください。

○議長（栗原京子君） 防災課長。

○防災課長（加藤宏司君） すみません、住民の方等の避難等については伺っておりません。

以上です。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

（10番　須佐　衛君登壇）

○10番（須佐　衛君） 分かっていないということで……

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前 9時59分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

防災課長。

○防災課長（加藤宏司君） 失礼しました。

住民の方の避難ですけれども、学校等に避難された方はゼロ、大川地区の旧公民館のほうは3名、北川地区が11名、片瀬防災センターが8名となっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 人数のほうは了解しました。

それと、町長がどこにいてどのような指示をという話をさせていただいたんですけども、これは町長、やっぱり出張も多いでしょうし、どこに行ってはいけないとか、そういうことじゃ全くないんですよ。

そのときにもしっかりと対応されているかどうかを、ちょっと確認させていただいたところで、今お話しを確認しまして、対応されたということで安心したところでございます。BCPに則ってやられているということもありますので、そこはよかったですかなというふうに感じております。

それとあと、津波避難タワーについてなんですけれども、タワーというか立体駐車場、それの強度が低いというのは、ちょっと私は理解できなかつたんですけども、車があれだけそろって駐車している中で、人が避難するのに強度が低いというのは、どういう計算に基づいてお話しされているのかということと、やはり週末ですと、港の朝市ですとか、そういういつたような形で皆さんが活動されている中で、すぐぱっと逃げるということになると、階段を駆け上って逃げるというのが、一番適切ではないかなと。

もちろん道路を逃げていくということもそうなんでしょうね。こちら周辺、港の関係の人たちも含めまして、あそこに避難していただくということをしっかり町が明示することによって、この町の安全性ということを、安全性というか皆さんに対しての町の姿勢というものを防災に対して示す、それが大切じゃないかというふうに思うんですけども、その辺のところ、いかがでしょう。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、何かのコマーシャルありましたけれども、「100人乗っても大丈夫」みたいな倉庫のコマーシャルがありましたけれども、車が乗って大丈夫だから人が逃げても大丈夫だよねというお話は、ちょっと違うと思います。

なぜならば、振動荷重もあれば水平方向、垂直方向のその地震時にどういう荷重があるかということと、津波地震の荷重の話もありますから、その辺は本当に安全性を確保するならば、ちゃんと力学的な計算をしなければいけなんではないかなと私は個人的に思います。車が乗っているから逃げられますよねという話では、ちょっと違うんじゃないでしょうか。

一方で、車が乗っていることによって荷重がかかっているということで、そこに津波の荷重がかかったときにどういう挙動を示すかも分かりません。そういうこともしっかり確認をして、使うのであれば、やる必要があるのかなと、それは行政のしかるべき在り方ではないでしょうか。

それと、ここが確かに重要なポイントではあると思うんですけども、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、私も東北の復興の政務官もやっていたので、被災状況は実際に直後に何度も行って見ております。特に川沿いに東北の北上川でしたっけ、ごめんなさい、ちょっと不案内ですけれども、間違っていたらごめんなさい。その近くには、この間も行きましたけれども、津波避難タワーというか既存のマンションの上を使うような表示があつたりという工夫はされています。

それ自体は否定されるものではございません。ただ、一方で、その地形とこの東伊豆町が置かれている地形が本当に同じなのかというと、多分、違うのではないかと思います。当町においては、ある程度急峻な地形で、しかも広範囲に比較的早く高台に移動できる手段があるということで、そこを優先的に考えたということあります。

加えて、今お話ししたように、駐車場自体の津波に対する耐性というんですか、そういうところのまだ確認ができていないというところもありますし、そこをメインで考える選択、優先順位としては高台避難を優先的に考えているという答弁であります。

加えて、そこを全く否定しているわけではないんですが、ただ、やっぱり混乱をいかに起こさないかというのも、そういう視点も大事かというふうに考えております。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

（10番　須佐　衛君登壇）

○10番（須佐　衛君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、平成30年9月の定例会に

おいて、補正予算の質疑の中で、外階段の修繕ですけれども、どのような意味を持って修繕したのかということを質問した議員がおりまして、その答弁において、海辺にいる方の避難タワーとしての役割を果たすための修繕ということで御理解いただきたいという答弁がありました。

そのことで、海辺の、いわゆる直売所、今はこらっしえという形になっていますけれども、その建設に、これは一安心できると。安心できるんだなということを判断した議員もいるということは間違いないというふうに思っていますし、私も気仙沼のお魚いちばという被災したところを見たときに、すぐその2階に駆け上がって命が助かったというような、そういうようなことも目にしておりますし、稲取のその地形がこともありますけれども、稲取大川が氾濫するということも、津波が遡上するということもあるでしょうし、その辺のところも多角的にいろんな意味を考えて、私は、またしつこいようですけれども、この立体駐車場はそのような形での利用というものが望ましいのではないかと思いますが、もう一度その答弁のほうをお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 避難ということに対しては、あらゆるやり方を否定するわけではありませんけれども、物を考える中で混乱を起こさないで、なるべく効率よい避難を考えるのが行政のやり方かなと思っている中で、当町においては、この役場のすぐ裏がもう坂道になって、そこを登れば、少し行けばもう津波が来ないということは、もう既にそういうシミュレーションができているという中で、今、首を振っておりますけれども、どうして振っているのかがちょっとよく分からぬのですけれども、ある高さまで行けばということです。

なので、駐車場に逃げることを緊急時においては、そこは否定はしていないんですけれども、より明確に避難行動を規定するために、今まで当町においては高台避難を推奨しているということでございます。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、地域交通政策についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番　須佐　衛君登壇）

○10番（須佐　衛君） 地域交通政策についてということでお願いいたします。

ノッカルひがしいず事業の状況は。大川地区がエリアとならないのはなぜか。

2、6月2日から13日の期間で、ナイトノッカルの実証実験が行われたが、事業の成果はどのようなものであったか。また、今後の展開は。

3、職員がこの事業において運転手を務めているが、この事業に従事する職員は延べ何人いて、実数は何人になるのか。また、何時間ほど従事しているか、6月を例にお伺いします。さらに、時間外の給与はどの程度発生しているのか。

4、ノッカル専用の会計年度任用職員を採用するなどして、現場の職員の負担を減らすことができないか。

5、巡回型グリーンスローモビリティ実証実験について、事業実施の見込みについて伺う。以上でございます。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問、地域交通政策についてということで御質問いただきました。

まず、ノッカルひがしいず事業の状況ということで、大川地区が何でエリアに入っているのかという御質問いただきました。

東伊豆町が提供する公共ライドシェア、ノッカルひがしいずは令和6年2月から運行開始いたしました。それで住民の移動を支援する公共交通サービスであります。運行開始当初、白田片瀬地区と奈良本地区でスタートし、その後、昨年12月から稻取地区とエリア間移動を始めました。

これまで、大川地区と北川地区では運行を行っていませんが、これには主に2つの理由がございます。

1つ目は、運転手の確保が難しかったことです。本サービスは地域住民が運転手として登録、協力することで成り立っております。サービス開始時点では運転手の数が限られており、運行範囲を広げることが物理的に困難でした。

2つ目は、段階的に運行エリアを拡大する方針を取っていたことです。小さく産んで大きく育てるじゃないですかけれども、いきなり広範囲でこういうプロジェクト、しかもチャレンジ的なプロジェクトをやると、なかなか難しいということがあって、小さいエリアから拡大していくという考え方方が基本的にあったということです。

これはサービスを安定的に運営していくためで、まずは利用者の多い地区から運行を開始し、実績を積み重ねながら徐々に運行範囲を広げていくという、もともとの考え方があるということです。

しかし、当初の計画どおり、徐々に運転手の確保や運行体制の整備が進んだため、新年度、

令和8年度には大川地区と北川地区での運行開始ができるのではないかなど、少し考えてい
るところです。これによりまして、より多くの町民の皆様に御利用いただけるようになり、
地域全体の利便性が向上するものというふうに考えております。

2番目でありますけれども、ナイトノッカルについての御質問をいただきました。

6月2日から13日間やりましたけれども、これ実証実験でありました。その成果について
御質問い合わせいただいておりますけれども、ナイトノッカルは夜間の公共交通空白地帯を解消し、
夜の外出を促進するため、今年の6月2日から13日間実施した実証実験です。

もともと、夜、飲食に行って帰りが大変だという声が結構あったということも、多分、こ
れを考えた要因の一つだと思いますけれども、この実証実験の成果としましては、7回の運
行で13名の方に御利用いただきました。しかし、この結果は現時点では十分な成果とは考
えておりません。ちょっと少ないかなという気はしています。というか、少ないかなというか、
もう少しニーズを酌むと、もう少し人数が多いのかなとは思っておりました。

要因としては、準備期間が短く、町民の皆様への周知が十分に行き届かなかつたことが最
大の理由だと分析をしております。この事業は、令和6年度から繰越事業として実施してお
りまして、今年度もう一度実施をしたいというふうに考えております。

次の実施に当たっては、十分な周知期間を確保し、町民の皆様に広く知っていただくこと
で利用者の増加を目指していくべきと考えております。将来的には、運行にかかる人件費を
賄える程度の収益を得られるようにしていきたいとも考えております。

現在、委託業者と調整を進めていますが、本年12月頃の週末に最低1か月にわたって運
行を実施する方向で、今、準備を進めているところです。今回、もう一度実証実験を行うこ
とで、どのくらいの利用者があるのかを確認し、採算性等を確認しながら事業実施の実現に
について検証したいと考えております。町民の皆様の夜間の移動の利便性の向上を図るため、
今後もしっかりと実証実験を行い、判断してまいりたいと考えております。

続きまして、そのノッカルひがしいずの役場職員の運転状況についての御質問をいたしました。

御質問のノッカルひがしいずにおける役場職員の運転状況について御説明をいたします。

現在、登録ドライバーは、一般ドライバーが13名、役場職員が29名、合計42名となってお
ります。このサービスは運転手がないと欠便が発生してしまうため、基本的には一般ドラ
イバーを優先的に配置し、一般ドライバーが不在の場合に限り役場職員に運転を依頼してい
るのが現状です。

6月の運行状況を例に御説明いたしますと、6月は94回の運行があり、そのうち役場職員が担当した運行は延べ22回、実数で8名の職員が従事しました。内訳では、運転専門の職員が10回と最も多く、次いで担当者が3回、その他の職員が1回から2回担当しております。

今回、6月で見ますと、職員が担当する運行は全てエリア内でありました。ほとんどが役場から出発するため、稻取エリア内では実質の運転時間は5分から10分程度です。しかし、早めの出発や運行前後の運行確認などもありますし、白田片瀬地区や奈良本地区への運行では往復の移動時間もかかりますので、1回の運行で1時間前後かかってしまうことになります。

時間外については、6月は3名の職員が1回ずつ、計3回の時間外運行を担当いたしました。ちなみに5月は1名1回、7月には時間外の運行はございませんでした。

将来的には、一般ドライバーだけで運行できる体制を構築したいと考えておりますが、現状では一般ドライバーだけでは欠便が出てしまうため、当面は役場職員の協力も得ながらサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

4番目の御質問として、ノッカル専用の会計年度職員を採用するというような御提案をいただきました。

ノッカルひがしいずの運行においては、まず一般ドライバーを優先的に配置し、一般ドライバーが不在の場合に限り役場職員が運行する体制を取っております。これは運行の安定性を確保し、欠便を防ぐための処置でございます。職員には無理のない範囲で御協力いただいている、現在のところ月1日程度の運行を担当していただいている状況です。

先ほどの御質問への答弁でもお分かりいただけたとおり、現状では、役場職員の負担が過度に大きいものとは認識しておりません。今後、巡回型グリーンスローモビリティや旅館バスの活用が本格的に始まれば、役場職員の負担はさらに小さくなるのではないかと予測しております。

将来的には、様々な新しい交通手段を導入する際には、会計年度任用職員の採用を検討する可能性は確かにございますが、現時点ではノッカルひがしいずのドライバーとして会計年度任用職員の採用は考えておりません。できる限り、一般ドライバーの皆様に御協力いただくことで、持続可能な運行体制を構築できるよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

最後に、巡回型グリーンスローモビリティの実証実験について御質問をいただきました。

当町では、来年1月から3月にかけて実証実験を実施する予定です。先日、私も試乗会に

参加しましたが、低速ながらも風を感じることのできる開放的な乗り心地で、大変快適に移動することができました。低速なんですかけれども、程よい速度と言ったほうがいいかもしれませんですね。そんなに遅いという認識はございませんし、早過ぎるというイメージもないという、ちょうどいい速さだと思います。

現在実施しているライドシェアや、前回実証実験を行ったデマンド型交通 I N A Z U M A _ S H U T T L E は、観光客の皆様の御利用が少ないという課題がございました。なかなか、いきなり当町に来て、それを使えるかというと、ああいう制度設計上、今のところまだ使い勝手が悪いというのが現状だと思います。

この課題を克服するために、今回は予約制ではなく、より気軽に利用できる巡回型という形で実証実験を行うことといたしました。ぐるぐる回っていて、ちょっと待つことはあるんですけれども、大体、稻取を40分ぐらいで1周というイメージでいるので、少し待てばちょうど真ん中辺、30分とか20分待てば、大体、回ってくるかなぐらいの勝手なイメージでいるんですけども、そういうスキームになっているということです。

この実証実験を通じて、どれだけの観光客や住民の皆様に御利用いただけるか、また、事業としての採算性などを詳細に検証し、本格的な事業実施が可能かどうかを判断したいと考えております。したがって、現時点での事業実施の見込みについての御質問にはお答えできませんが、実証実験をしっかりと行い、その結果を踏まえて慎重に判断をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 御答弁ありがとうございます。

最初に、大川地区の関係なんですけれども、そちらの大川というところの商圏といいますか、お店がない地域でもあるわけなんですけれども、ほとんどの方がやっぱり伊豆高原のほうに買物に行かれたり、病院なんかもそういう方向なのかなというふうに思っている中で、この今のノッカルの形ですと、こういうコミュニティー交通なんかも大体そうなのかもしれないんですけども、町内から出て、ほかの市町にまで足を延ばすということはできないのがちょっとネックなのかなという、大川地区の特性を見まして、そういうふうに思ったんですけども、その辺のところを改良するということはできないのかなというのが1点ございます。

逆に、私も職員がこういう形でノッカルに大勢手伝うということには、あまり賛成しないんですけども、逆に大川地区の方たちというのは、今の体制ですと、職員の方たちが行ってノッカルの運転手を務めるということはできると思うんですけども、その辺のところはどうなのかなというふうに思いました。

職員の延べ人数、実数、時間については、今、お伺いしましたので、その数字についてはあれこれ時間的にも言うことはございません。

以上、その辺のところ、ちょっとお願ひします。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 大川地区の方が買物等は伊東市のほうによく行かれるということは、こちらも承知しております、制度的には可能なんです。これは、うちの町でもそうなんですけれども、公共交通会議というものがありまして、そちらで認めていただくと可能でありまして、伊東市さんの公共会議のほうで認めていただければ可能なんですが、やはりこれは何といってもドライバーがそこまでいるのかというところがやはり鍵になりますので、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、徐々に広げていくというところで、今すぐこれが伊東市のほうへ行けるかというと、そこはちょっと難しいところはあると思うんですが、そこで徐々に広げていくことを、今、目標として頑張っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

（10番　須佐　衛君登壇）

○10番（須佐　衛君） 利用料金について条例を見ますと200円、2人以上で乗車の場合は100円ということですね。

朝日町を例に取っていろいろお考えになっているということだと思うんですけども、朝日町では600円、小中学生は300円、2名以上ですと400円、小中学生が200円ということなんですけれども、随分、料金的に違うなと思うんですよね。

この辺のところを、もう少し利用料、昨日の議論でもありましたけれども、いただいてもそういう形で遠くの距離まで行くことも可能というか、それなりの料金を支払いいただければ遠距離でも可能かなというような形で思っているんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 料金については、昨日の御答弁でも少し触れていたかと思いますけれ

ども、別にこれで固定しているわけではありません。基本的にこのライドシェアの導入については、この前も御答弁申し上げたかもしれませんけれども、今、公共交通のドライバーが極めて確保が難しい状況にある。それは、バスもタクシーも、場合によれば、もしかしたら列車もそうかもしれません、全体的に言うと。

そういう中で、町民が町民をお互いに乗つけて乗つかるという、そういう自助的というか、制度設計は早く導入したほうがいいということで導入をいたしました。これ、全国でも結構先駆けていたと思います。ただ、当初からこれは運用しながらいろいろ改善点が、何せこの日本の国でこのライドシェアを具体的にやった例がないので、これを具体的にやってみて見えてくる課題を見つけ次第修正をしていくというやり方を選びました。

ですから、この料金設定についても、あとはこの間、ナイトノックカルで事前予約のところで、全日から1時間前にできるようなトライをやったり、あとは支払の仕方もチケット制からたしか現金で支払うことができるようちょっと工夫したりという工夫を、いろいろ実証実験を織り交ぜながらやって改善していくということでございます。

なので、料金についても、多分インセンティブとかその辺の話もあるので、今後、十分改定の余地はあるのかなというふうに考えております。

足りないところは担当課から御答弁申し上げます。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 料金について安いというのは二面性があると思いまして、1つはドライバーの報酬として安いというところと、お客様がこれじゃ安過ぎるという、この2つから見まして確かに安いとは思うんですが、本当に、じゃ、買物をするときに、1回600円を払って買物に皆さんに行きますかといったときに、なかなか使いやすい料金ではないとは思います。稻取エリア内だけで考えますと。

これがバスですと、稻取エリア内ですと大体210円で全て行けてしまう。買物支援等、社協さんのほうでやっているところも10分100円ということで、そういったところを加味して、今、町長答弁あったとおり、これから改善はあるとは思うんですが、そんな中で、今、少し安めのところでスタートさせていただいている。

朝日町さんは600円のところで、そのうちの300円がドライバーの報酬として行き、もう300円が町のほうに、収入に入るということを聞いております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

(10番 須佐 衛君登壇)

○10番(須佐 衛君) グリーンスローモビリティについて少し質問させていただきたいと思います。今、そこにも写真を載せましたし、資料もお配りしたかと思います。

昨年12月なんですが、私、生まれ故郷が杉並区の荻窪というところでございまして、そこで実証実験から本格運用されたということで、これは報道で聞いたもので、おもしろいなと思って、私も男の子なですから乗り物が好きですので、ちょっとどんなものかということで乗ってきたところでございます。

その荻窪の例を挙げますと、町が導入しようとしているカート型と、それからバス型、2つございました。2つとも乗ってみました。どうでしょう、そのカート型というもののはうが充電機能もいいというような話も伺ったんですけれども、ちょっと不安定なのかななど、どちらもそういうことが言えるかなというふうに思います。

重い荷物を持った方、荻窪ですからスーツケースなんかを持ってくる方はいないわけで、その重い荷物を持った方というのは、乗車をお断りする場合がございますというようなことのお断りもあつたりはしました。

うちの町の場合は観光客が多いという想定の中で、その辺のところが、まず大丈夫かということが一つあるのと、それからこの間、御説明、この間といつても、昨年12月の全協のところで説明をいただいた中で、20キロ未満の走行ということで、国道ですとか県道ですとか、そういうところを走ることが難しいというようなことだと思うんですけども、実際に荻窪でも環八ですとか青梅街道とか絶対走れないわけで、そういう話も聞いております。

その辺のところが大丈夫なのかなということと、利用料の設定が荻窪では100円でした。この間お話を伺ったところだと、もう少し高く設定するというような話でございまして、その辺の利用料のことは、逆にこれ、高くないのかなといったことがあつたりとか、委託先の問題とか多々あるんですけども、ちょっと時間がなくなってしましましたけれども、ちょっと御答弁いただけるところまでお願い……

○議長(栗原京子君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) ありがとうございます。

まず、重い荷物については、多分いろいろな施策と複合的に考えております。まだ確定ではないんですけども、今の一つの案としては、稻取駅でお客様の荷物を一手に引き受けて、そこでもうある程度チェックインできるような体制が取れないか、つまり荷物だけ泊まる先に送ってしまうということができないか。そうすれば単体だけ乗って、あとは町の中を観光

していただけるというメリットも生まれてくるということでございます。

あと、国道、県道大丈夫かというお話なんですけれども、実際にこの間の実証実験というか走行試験の中で私も乗ったんですけども、国道部分については走る部分が非常に短い距離ということでありますし、実際に乗ってみて、それほど問題がない、右折車線もあるところ、稻取に向けて曲がっていくということもあって大丈夫だと思います。

料金設定については、あくまでもこれ実証実験ですので、極端な話、料金なくともいいのかなと思うぐらいの話でありますが、これはまた見ながら状況を考えていくということでございます。

○議長（栗原京子君） 以上で須佐議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

防災課長より発言に対する訂正の申出がありましたので、これを許可します。

防災課長。

○防災課長（加藤宏司君） すみません、先ほど須佐議員の質問の中で、小学校の避難者数のところをゼロとお話しましたけれども、数字を確認したところ稻取伊小学校4名、熱川小学校9名ということで訂正させていただきます。

◇ 鈴木伸和君

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員の第1問、ごみ堆肥化事業についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 皆さん、こんにちは。2番、鈴木でございます。

2問通告させていただきました。1つずつよろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず第1問です。ごみ堆肥化事業について。

令和6年1月29日付で株式会社グリーナーと委託業務の締結をし、現在実施中のごみ堆肥化事業はSDGsの推進を目指す町として、同年3月に発行した東伊豆町まちづくり総合指針に明記され、ごみ減量化の推進と環境負荷の低減をうたっています。

委託業務の締結は、本年3月31日をもって期間満了となりましたが、同一条件で契約が更新されています。これまでの間、議会には事業実施に伴う様々な報告はされておらず、今後の展開等も不明瞭のままであります。

そこで、以下の点について伺います。

1点目です。現在までの進行状況と業務実績は。

2点目、この事業を町のプランディング戦略とした理由は何か。

3点目、委託契約中の企業を特命随意契約の相手先として選択した理由は何か。

4点目、令和6年2月に結ばれた包括連携協定とは何か。

昨日の御答弁にあった重なるような部分があれば、割愛していただいて構いませんので、御答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 鈴木議員より2問の御質問をいただきました。

まず、ごみ堆肥化事業についてということで、4問から成る御質問をいただいております。

最初に、現在までの進行状況と業務実績はということでございますが、この事業は令和6年1月29日に委託契約を結び、正式にスタートいたしました。

まず、堆肥を作るための機械の設置が必要でありましたけれども、御存じのように世界的な半導体不足や電線の供給停止などの影響で設置が遅れてしまい、最終的には機械の設置が完了したのは令和6年7月26日となりました。

その後、監査のほうなんですかけれども、令和5年度の決算審査の中で、この事業についての御指摘を受けました。基本スタンスとして町の町政というのは、議会と行政が2輪でしっかりと取り組んでいくということで、御指摘については真摯に受け止めるべきところはしっかり受け止めるというスタンスでございます。

そのため、御指摘を受けたということがあったので、契約書や仕様書の内容を見直す必要があるとその後判断をし、昨年末、令和6年12月に受託業者と協議を行わせていただいて、

契約内容の見直しをすることに決まりました。現在は、顧問弁護士にも相談しながら、具体的な契約書の修正作業を進めている状況です。

ただし、契約の見直しが完了するまでは元の契約が有効ですので、それに基づいて事業を進めております。その中で事業開始後、消防設備の整備が必要となりまして補正予算を組んだ上で、令和7年3月に整備が完了いたしました。その後、令和6年度の稼働は1回のみで、食品残渣、食品廃棄物の受入れが1,000キログラム、出来上がった堆肥が800キログラムでございました。

今年度、令和7年度は4月から7月までの間に、関係者の協力を得ながら暫定的に稼働させまして、食品残渣は1万9,259キログラム、約20トン受け入れて、できた堆肥は1万7,969キログラム、約18トン製造ができた状況です。

一方で、事業を進める中で課題も出てまいりました。例えば、食品残渣を提供してくれているホテル、旅館の方々と、収集運搬にかかる費用の負担について話がまとまつていなかつたり、堆肥化設備の費用負担について受託事業者との合意ができていなかつたという問題が起きております。

これらの課題に対するには、やはり契約書や仕様書に沿った判断が必要となりますので、現在、その見直し作業中であるため、十分な対応ができず事業が一時停止しているという状況です。本来であれば、順調に事業を進めていきたいところでございますが、今は課題の解決を優先して進めているという段階です。

続きまして、この事業を町のブランディング戦略とした理由は何かという御質問をいただきました。

当町は自然豊かな観光地である一方で、町民1人当たりのごみ排出量が県内ワースト2位という課題を抱えております。この課題を解決するだけでなく、当町の新たな魅力を創出するために、この堆肥化事業を単なるごみ問題の解決策ではなく、町のブランディング戦略として位置づけております。

この事業を始めた理由は、以下の4点に集約されます。

1点目は、ごみの削減と廃炉、焼却炉の延命化です。食品残渣を堆肥として再利用することで燃やすごみの量を大幅に削減し、エコクリーンセンターの炉の延命化や負担金削減にも貢献できるのではないかと考えております。

2点目は、シビックプライド、いわゆる町への誇り、町民の自分の町に対する誇りということになりますが、その醸成でございます。この取組は単なるごみ削減にとどまりません。

町全体が一体となって環境対策やSDGsに取り組むことで、町民1人1人の意識を高め、町への愛着や誇りを育んでいきたいと考えております。

3点目が、食の安全と健康増進です。製造された堆肥を農作物の栽培に活用し、町内で安全で健康的なオーガニック野菜を育てることを推進します。これにより、観光客に安心して食事を楽しんでいただくとともに、地域農業の活性化にも貢献できると考えております。

そして最後、4点目がプランディング戦略です。この事業はごみから堆肥、そして野菜へとつながる小さな循環を東伊豆町の中につくり出します。この先進的なモデルを循環型観光地として国内外にアピールし、SDGsへの意識が高い観光客、特に最近はインバウンドなどで、そのような取組をとても重要視するという傾向がありますので、その辺りに訴えかけることができればと考えております。

また、この取組を視察誘致にも活用することで、町のプランディング価値を高め、さらなる発展につなげていければと考えております。

これらの理由から、堆肥化事業を町の新しいブランドイメージを確立する重要な戦略であると位置づけて、推進していきたいと考えております。

3番目でございますが、委託契約中の企業を特命随意契約の相手先として選択した理由とすることでございます。地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号では、契約の性質または目的が競争に適さない場合には、特命随意契約が認められております。

本契約において、以下の事情により、競争に適さない契約と本事業は判断することができるのでないかと考えております。

まず、1つ目としては、包括連携協定に基づく特定の協働体制が存在しているということです。本契約の対象事業者とは、既に地域課題の解決や環境負荷の軽減等を目的とした包括連携協定を締結しており、一般的な委託契約の範疇を超えた協働体制が確立されております。

この協定に基づく取組内容は、以下のように多岐にわたります。

まず、廃棄物のリサイクル、減量化の推進。そして、有機物を活用した栽培の促進。そして、地場産品の販路拡大、いわゆる出口戦略の確保。そして、循環型社会に関する広報、啓発活動。そして、最後になりますけれども、有事における食料供給体制の確保でございます。

特に、この有事におけるというのは災害をイメージしているんですけども、何か災害が起こったときに、当町における食料を供給できる体制を確保しておくというのは、南海トラフ地震の発生が逼迫している中で、そのようなことを考えるのはとても重要だと考えております。

これらの取組は、通常の委託契約では実施が困難な包括的かつ長期的な協働を前提としており、契約の性質上、ほかの事業者に代替が著しく難しいんではないかというふうに判断をいたしました。

そして2番目として、地域に根差した専門性と独自の実績があると思っております。当該事業者は町内において、既に以下のような先行的な実績を有しております。

まず、実証実験を実施しているということ。観光事業者や地域住民と連携した堆肥化モデルを構築しているということ。そして、これらの実績により地域内の信頼関係、ネットワーク、専門性を築いており、単なる技術的能力だけではなくて、地域社会と一体となった事業推進が可能な体制を有しているということを判断いたしました。

このような要素は、同種の事業を他事業者が即座に代替することが、なかなか困難ではないかと考えております。

そして3番目に、行政目標と高度な整合性、そして事業の非代替性があるかと考えております。当町では、生ごみの堆肥化を持続可能な循環型社会の構築に資する重要施策として位置づけております。

本事業の遂行には、地域住民や関係機関との協働を前提とした柔軟かつ高度な事業運営が不可欠であり、単なる価格競争による業者選定では行政目標の実現に対して不十分だと考えました。実績、信頼、地域協働の体制を総合的に備えた事業者が、当該事業者だというふうに考えております。

以上の観点から、契約の性質または目的が競争に適さない場合に該当すると考え、地方自治法施行令167条の2、第1項第2号に基づき、特命随意契約を締結することは十分に妥当であるというふうに考えております。

続きまして、令和6年2月に結ばれた包括連携協定とはどのようなものかということでございます。

東伊豆町は、ごみ堆肥化事業をはじめとした地域協働事業の実施について、株式会社グリーナーと包括連携協定を締結しております。協定書に定められた内容は、次の5つの項目であります。

廃棄物のリサイクル、減量化推進に関すること、有機栽培推進に関すること、循環型まちづくりPR戦略に関すること、地場産品出口戦略に関すること、有事の際、食料確保に関すること。この協定は、単にごみ問題を解決するだけでなく、当町の将来像を描くための重要な戦略であり、これらの協定項目に基づき、今後、次のような事業を展開していくことを考

えております。

1、廃棄物リサイクル、減量化推進。

まずは、旅館やホテルから出る食品残渣堆肥化事業をスタートし、住民1人当たりのごみ排出量県内ワースト2位という不名誉な順位から脱却し、全国トップクラスの循環型社会を築いていきたいと考えております。

有機栽培推進と地場産品出口戦略ということでございますが、堆肥化された食品残渣を活用し有機農業、オーガニック野菜の栽培を進める。さらに、グリーナーの協力の下、農業法人を立ち上げていただき、この町でしか味わえない安心でおいしい農作物を生産します。そして、これを少し高くても喜んで買っていただける地場産品としてブランド化し、旅館での提供などを通じて町の稼ぐ力を向上していきたいと考えております。

3番目として、循環型まちづくりPR戦略ということでございます。この一連の取組は当町がインバウンドに選ばれるための重要なPR戦略となります。SDGsに率先して対応していることを国内外に示し、循環型観光地としてのブランドイメージを確立していきたいと考えております。将来的には、先進的な取組として視察の受入れも積極的に行っていきたいと考えております。

そして4番目に、有事の際の食料確保でございます。

この協定には、有事の際にも町内で食料を確保できるよう連携していくことも盛り込まれており、町民の皆様の安全・安心にも貢献するものと考えております。このように、この協定は単なるごみ問題の解決策にとどまらず、多岐にわたる事業を通じて、当町の将来の発展に寄与するものだと考えております。

以上が、包括連携協定の内容と、その協定に基づく今後の取組の内容であります。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） まず初めに、このプロジェクトについては、この席上、私も何回か前の一般質問のときに、自分たちがエコクリーンセンター立ち上げたときの生ごみの減量化を手掛けたときから、やっとの思いでここまで来たなということで、かなりいい事業で称賛しました、私は。

その中でも、今、答弁の中ありました環境を守る循環型の観光地ということでブランディングをして、さらなる誘客に結びつけていくという意気込みも非常にこれはすばらしいと

ということで、この事業を称賛してきましたけれども、まずは今回、この質問をするに当たりまして、根本的に町の公文書の公開条例に基づきまして、私、執行部のほうで契約書のほうはいただきました。

それから、この会社の法人登記のほうも用意させてもらいました。それらのものを中心に、ネタ元としてこの一般質問を再質問させていただきたいと思うんですけども、まずは最初に冒頭でも入れましたけれども、現在までの進行状況と業務実績、具体的な数字をいただいたんですけども、なぜ今まで、約1年半以上も経つんです。我々に全員協議会で説明いたいたいのは、令和5年11月7日なんですね。それ以降は、これといって特別なペーパーも報告もされていなくて、何か理由があって議会のほうにいろいろな報告がされていないのか、それをまず最初にお答え願います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

これまでの経緯については、先ほどの答弁で監査の御指摘をいただいて契約書等を見直すということを決めて、その作業に入ったということでございます。ただ、まだ契約書の見直しが終わっていないので、従来の契約書の中で事業を進めていたということも答弁の中でお話をさせていただきました。

その中で、多分、議会か何かでその話はどこかでしていると記憶をしているんですけども、消防の設備の話とか、予算、当然通っているので。今、何もないというお話をしたけれども、そのときにある程度、消防設備等の話については話が出ているんじゃないかなと思います。

ただ、ホテル事業者と費用分担の話については、もしかしたらまだ議会に報告をできていないのかもしれません。全体的なお話ができていないというのは、確かにそういう部分もあるかと思いますけれども、契約書見直しに係る作業がなかなか進んでいないという、これは当方としては少し反省すべき点なんですけれども、なかなか進んでいないというのも事実であります。その辺りが理由ではないでしょうか。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 昨日もありましたけれども、消防設備の緊急の補正対応等は我々も了解した中で、現地見させていただいて、工事が着工されて機械の設置に入るという中でした。

今、意図的に議会のほうには事細かくは連絡していないよ、する理由はないよというふうに、私は今、取っていいのかどうかちょっと分からんのですけれども、これだけ町を挙げての大きなプロジェクトをするに当たって、やはり先ほど言われた機械の設置が遅れた理由ですとか、1年目には先ほどの数字でいくと1,000キロで800キロの生産ということですね。その後の売価も、どういうふうに売ったのかというのも、我々知るところはありませんし。

今回、特に驚いたのが、まず最初にお聞きしたいんですが、今、見直しをされている契約書はどなたが作られたのでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、見直されている……最初の契約書の話でしょうか。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 今、検討されているのではなくて、最初の1月29日付で契約した契約書は、どなたが作られたのでしょうか。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 契約書につきましては、当時の住民福祉課とグリーナーのほうで、自分も少しチェック等させていただいたんですけども、そういった形で契約書を作成したというところになります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 当町、通常の業務委託ですと、発注者側が契約書を作つて、その内容について共通仕様書を添付し、また、その業務の内容によっては、特記仕様書をつけてお互に約束事を決めて契約をしていきます。

今回のこの契約書を見ますと、非常にレアなケースといいますか珍しい契約の仕方をしています、これについて全協のときにも私、細かな質問はさせていただいたんですけども、私の経験でいくと、機械を購入するのを業務委託で5年割でやっています。それに伴う工事についても工事費という形で見積りを取つておいて、この業務委託契約書の中に盛り込まれています。

それから、ごみを作るための費用というのも、この契約書の中に1本で入っているんですよね。我々からすると、工事あるいは機械の購入について業務委託をするという、今まで経

験がなかったものですから、これらについても全員協議会の中で15年間における表を示していただいて、この中にランコスを含めた4,270万云々という数字と7年で徴収、これも条例改正しましたけれども、それと東河環境センターへの負担金が減っていくから、これだけのお金で済むよという形を15年間分、示されているんですけども、この中で業務委託契約書を、今、町長の答弁だと監査委員からの指摘があつて見直しているという話なんですね。まずはもって自分たちがこの契約書を回議書につけて、上司なり副町長なり町長まで決裁をもらって、当然契約していると思うんですよね。

その間に、この中に書かれている非常にいろいろ疑問点が、私、たくさんあるんですけども、そんなものも何にもなしでこの契約書が結ばれているというのは、ちょっと町としてリスク管理がどうなのかな。

ちょっと話、それで申し訳ないんですけども、前回の臨時議会のときにも、議会の議決が必要となる契約書に一番重要な本会で議決すれば本契約となる一文が載ってありませんでしたよね。手書きで書いてありました。あんなの僕も経験上、初めて見たので、そういうところのリスク管理が、行政として大丈夫なのかな、ちょっと怠慢なんじゃないのかなという形で、自分たちで見つけられないで監査委員さんが見つけたから見直しをするというのは、ちょっと問題があるんじゃないかな。

特に私、驚いたのが、第4条の有効期間というところがあるんですけども、最初の1月の契約は次の年の、今年なんですけども、3月31日までが契約の期間なんですよ。でも、「甲乙双方から何も意見がなければ、この契約は更新されたものとする」これって、我々15年分の資料を見させていただき、説明を受けましたけれども、債務負担行為でもなければ継続費の議決もしていませんので、それぞれ単年度の予算の議決によって実行されていくものというふうに判断をするんですが、その当初予算が通常は3月の議会で議決されるんですけども、1か月前ですから、もう2月の時点でこの契約が、ここに記載されている金額がそのまま実行されていく。

これというのは、ちょっと問題があるんじゃないのかな、議会の軽視ではないのかななどというふうにも見られるんですけども、その辺、町長の見解はどうでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御指摘ありがとうございます。

監査に指摘されて気づいたというのは、私が気づいたということで、今、議員のところで決裁を取っているだろというお話もあったので、その辺も絡むとは思います。

この問題は、本当に今、この東伊豆町のあらゆることの背景になっていると思うんですけれども、昨日の答弁でもお話しをしましたけれども、これ別に言い訳で言っているわけではなくて、首長として最近特に思うことあります。

まず一つに、役場のマンパワー不足というのが、これは否めません。御存じのとおり、行政というのは人口が、町民の数が減れば、それに伴って税収も減るので、スリムにしていく、もしくは、それに伴って行政職員の人数を減らしていくというのは、これは国の方針でもあり、地方自治体の方向性でもありました。どんどん減らしてまいりました。

ただ、人員を減らしたとしても、役場職員がしなければならない仕事の種類自体というのは、項目としてはそんなに減らないというところで、加えて、昨今、地震の話、津波の話もありましたけれども、気候変動による災害とか特に豪雨災害が頻繁に起こっているという中で、災害の激甚化、頻発化への対応、あと、戦後高度成長期から令和に至るに当たってのインフラ設備の老朽化対策など、職員1人当たりの仕事量というのがとても増えています。

加えて、今、議員が我々からするとというお話をされましたけれども、当時の諸先輩方が持っていた知見、暗黙知的なものがしっかり後世に伝わっていないんではないかなと思うところもあります。これは誰が悪いというわけではなくて、そういう時代の流れであったと私は思っております。

先般、令和5年ではなくて令和6年の監査の中でも、いろいろ御指摘をいただいております。監査の指摘というのは僕としても大事だと思っていまして、真摯に受け止めて一字一句逃さず読んでおります。その中で、令和6年度の東伊豆町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書ということでありましたけれども、監査員よりリスク管理についてということと、職員のスキル向上についてというのが特出しで書かれておりました。こういうの普通書くかどうかというの、私、分からんんですけども、とても重要な指摘だというふうに思っております。

これ職員が悪いのではなくて、やはりそういう状況に多分東伊豆町のみならず、あらゆる自治体が陥っているんじゃないかなというところであります。それに対して、しっかりと対応しなければいけないというのは、首長の責任だというふうにも思っております。

同じような、ここでも指摘を受けていますけれども、チェック体制の整備を図ることが重要だという御指摘を受けております。まさに、議員が御指摘いただいている内容とかぶるんじゃないかなというふうに思っております。

一方で、自治体の首長のスタンスということありますけれども、自治体の首長というの

は組織全体の当然最終的な責任者でございまして、全ての行政執行に対して法的、政治的責任を負うのは理解をしております。ただ一方で、実務上は非常に多くの事業、予算、契約、申請などが日々発生するため、全てに目を通すことは、隅から隅まで物理的に難しいところもあるかもしれません。

このため、行政組織の中では業務の多くを課長とか、あと、職員の中で委任というか確認をしていくというスキームを設けております。重要な案件は段階的に報告、承認ルートを通じて物事を考えていくというところだと思います。

結局、首長が理解できていないところ、首長の反省点もありながら、そこのコミュニケーションがうまく取れていないというところ、ただそれで済まされない状況もあるので、それを何とか是正することが、まず一つやることかなと。今の現状でやらなければいけない大きな柱、2つあると思っていまして、1つは、まず契約自体、事業の内容を気づいたからには、それをしっかりと見直していくという努力、それと、今、議員が御指摘いただいたように、そこに至ったもっと大きな背景があるので、そこに対してしっかりと対応しなければいけないと思っております。

実は、この事業の不備というか課題が明らかになったことを踏まえて、実は私の指示で管理職会議、今までどちらかというと、それぞれの担当課が自分たちの中で物事を考えていました。これまででは、諸先輩のときは、多分その担当課の中でしっかりと考えれば、ある程度ノウハウとかを入れ込むことができて、正しい方向に導くことができていたんだと思います。

ただし、今の現状というのは、先ほどお話したようにマンパワー不足のこともあるって、そこまで至っていないのかもしれません。それを対応策として私が指示したのは、管理職会議の中で大きな案件については、そのテーブルの上にみんな載せましょうと。そして、課に関係なく横断的にそれぞれ……管理職はそれぞれの知見を持たれているので、その知見をしっかりとその会議の中で指摘をするように是正をしてくれということで、何回か前の管理職会議の中で、今までの管理職会議に加えて、大事な案件についてはそれぞれの管理職が同じ案件を見て、様々な意見を述べるという体制に組み替えました。

幾つか成果は出ていると思いますが、ただ、それで終わったわけではないと思いますけれども、そのような取組を同時にやっていかなければいけないと思っております。

あとは、私自身の反省としてやっぱり濃淡、先ほど物理的になかなか厳しいところがあるな、それは言い訳にしているつもりはありません。ただ、やはり重要案件にスポット、ちゃんと集中して見るという私の考え方も、少し変えなければいけないのかなと思っています。

全体的に網羅的に見るのでなくて、ある程度任せられるところ、これは確実に見なければいけないというようなところを、管理職の皆さんと相談をしながら取捨選択をして、役割分担を図って、効果的に、そして効率的に体制を立て直していくことが重要かというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 当局側の中の事務的な内容については、前からマンパワー不足の話、専門職がいないよという話は町長のほうもされていますけれども、ただ、人がいないんで、専門職がいないんでという形で地方自治法を歪めるわけにはいきませんので、それはもう根本的として、先ほど言わされました随意契約にしても、こういう理由があって、これに基づいてしているというのは、やはり根本にあるものなんですよね。

ですから、この1点目については今後もいろいろな形で、今、見直されているという中で、契約書についても昨日の答弁の中で仕様書という話もありましたけれども、私がいただいた契約書の中には仕様書ついておりません。覚書と別紙1、2だったので、もしそういうものがあるならば、追加で御提示を願いたいと思うんですが、続いて、その3点目も特命随契の選択方法ということで、自治法に基づく内容で説明いただきました。

前の一般質問で、随意契約全般について町長にも質問させていただいて、今、ガイドラインを作り整備していると、この間もお話をあったので安心できるのかなというふうには思うんですけども、ただ、今言われるこの会社の実証実験を庁内でやっているよとか、実績、それから信頼があるという形で答弁があったんですけども、まず第1点、この会社の指名参加願い等は出ているんでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず確認ですけれども、かつての議会の中で議員から随契について御指摘をいただいて、ガイドラインを作るという御答弁を差し上げまして、そのガイドラインは作成済みのことと思います。それは、とても大事だと思ったので、すぐ手をかけました。

この事業は、記憶がちょっとだけ定かじゃないんですけども、その前の話なんで、もしかしたらそのガイドラインにのっとった対応というのができていないということかもしれません。

質問の内容自体は、担当課よりちょっと答弁をしていただけたらと思います。よろしくお

願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず随意契約のガイドラインにつきましては、令和7年4月よりガイドラインを策定して発行しております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） そうしますと、指名参加願はこの会社は出されていないということでお理解してよろしいですか。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ、再開します。

町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

すみません、担当が代わっているということもあって、本来ならば全て頭に入っていないければいけないかもしれないんですけども、質問通告に特になかったので、そこの確認が取れていません。確認取るには少しお時間をいただければというふうに、多分、担当課は言いたいのだと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 分かりました。

また、じゃ、ちょっと違う角度でお話したいと思うんですけども、冒頭でもお話しさせてもらいました北九州市の会社の法人登記を応用させてもらって、まず、この会社へこの仕事を特命で出そうと考えたときには、町が考えているこの大きなプロジェクトに合致する唯一の会社だという判断するに至るいろんな資料を、担当課を含め、副町長がトップなのか

どうか分かりませんけれども、していくと思うんですけれども、この中で、先ほど町長の答弁の中でも実証実験中ですとか、信頼があるとか、実績もという話だったんですけども、私が、調べ方が悪いのかどうか分からないですけれども、この会社のホームページから見ると、実績みたいなもの、それから今度の町に入れた機械に関するデータ、資料等はなかなかホームページから見ることができませんでした。

ちょっと日付を時系列で見るんですけども、我々の、我々って議会側に説明をいただいたのが令和5年11月7日に正式にこの事業を、担当課のほうから説明を受けました。この会社の設立が平成22年ということで15年ぐらい、割と我々からすると新しい会社なのかなというような、ちょっとそういう判断をします。

それから、この会社の目的等々を見ると、設立当初には堆肥の製造、販売とかというのはやっていない会社なんですよね。これが定款変更されて、登記の変更をされているのが令和5年7月1日なんですよ。ですから、会社として食品残渣から堆肥を製造して販売して、またはそういうことをコンサルティングしていく、スマートのように開発いろいろしていくというふうな会社になったのが、令和5年7月1日なんですね。

それで、随意契約がすぐ明けて令和6年1月9日、この間どういったほかの会社を比較検討で選ばなかったのか、この辺はどういう見解でしょうか。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） ちょっと当時、政策推進係長として携わったもので、富山県のほうに現地のほうも視察させていただきながら、そういった確かに堆肥は作っていなかつたと思うんですけども、そういったその後の出口戦略ですか、実際にはもう農業なども九州で田んぼなどもつくられて、そういったトータルのところ、また、いろいろ大手の会社のごみの収集、そこからの分析、そういったノウハウがあるということ、そのほか、調べたところは、自治体のほうで大規模な形で旅館さんのごみの堆肥化を、実際もうやっているところはなかったというところで、そういったいろいろな経緯がありまして、そちらと話を進めた感じになります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） そうしますと、ほかでいろいろ比較をしていないとなると、非常に狭いエリアの選択肢の中で、もう既にこの会社ありきみたいな捉え方をしかねないんですけど

ども、私がちょっと検索するだけでも、ごみの堆肥化事業というのは、会社名言いませんけど、〇〇加工ですとか、片仮名の何とかケミカルというのを総合しますと、全国で13か所ですか、もう既に稼働されて、中には組合事業としてやっているところも沖縄をはじめ、福島とかあります。

今の課長の話を聞くと、そういうところの選定といいますか、比較ですとか、そういったものは、まるでされていなくて、もうこの会社ありきみたいな、そんなニュアンスに取られかねないんですけれども、それは全然比較をされていないということで判断してよろしいですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

比較というよりも事前の知識として、基本的に堆肥化をやっている会社は多分、幾つもあると思います。行政も堆肥化事業を行っているところもあるという認識はございます。ただ、それを調べてまいりますと、堆肥は作るのはいいんだけれども、その堆肥の処分に困る、言い方がちょっと誤解を生むかもしれませんけれども、作るのはいいけれど、それがなかなか消費をされないという傾向にあるという事実もございます。

この当該事業者、今回受託先になったところでございますけれども、当初から出口戦略について、農業法人をしっかりと併せて堆肥の処分をするということ、あとは、大手の企業様がしっかりと買取りのところまでセットというお話を、確か私の記憶の中ではあるということも一つの要因かと思います。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 時間の関係もあって申し訳ないんですけども、取りあえず今、監査委員さんのほうで仕様書がないよとか、いろんな指摘、私も読ませてもらっているんですけども、それについてリーガルチェックを入れて、これは根本的にちゃんともう一回見ていただきたいなという私のお願ひと、それから何度も言っていますけれども、途中途中の段階で、ある程度、皆さんとお会いする機会がありますので、そういう中で、ここまでこうなっているとかというの必ず報告をいただきたいですよ。そういうことを約束いただいて、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御指摘ありがとうございます。

契約書等しっかりと見直すということは、私も同じ思いでございます。早くそれをやりたいと思っておりますし、途中途中の報告については、進展があれば、必ず報告をしたいというふうに思っております。なかなかすみません、これまで大きな報告できるまでの進展がつかめていなかったということもあるかと思いますが、そのあたりはしっかりと考えて議会のほうに御報告できればと思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 次に第2問、妊娠・出産に対する町の支援についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 2問目、お願ひいたします。

妊娠・出産に対する町の支援について。

結婚後に安心して妊娠・出産することができる環境整備は、少子化対策としても重要な施策と考えます。東伊豆町では、以前より分娩施設のある医療機関がなく、町外の遠方の医療施設で通院・出産する必要があり、妊婦さんやその家族は様々な不安を抱えており、その不安に寄り添った支援を行うことが必要であると考えます。本年より伴走型の相談支援と経済支援を一本化する、実施する出産子育て応援支援交付金事業も始まりました。

そこで、以下の点についてお伺いします。

当町の妊娠・出産に対する支援策はどのようなものがあるか。

2点目、相談支援の方法、また実施者はどなたですか。

3点目、遠方の医療施設まで通院する妊婦さんやその御家族に対する安心・安全のための支援はありますか。

よろしくお願ひします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

妊娠・出産に対する町の支援についてということで御質問いただきました。

まず初めに、当町の妊娠・出産に対する支援策ということでございますけれども、経済的な支援としては妊婦健診費用の助成、妊婦のための支援給付金及び健康診査交通費等支援金、子宝祝金、出産後の支援になるかもしれませんけれども、ベビーカー、チャイルドシートの

購入費補助、紙おむつ定期便事業を実施しております。

相談支援としては、町内にあるふじべ助産院に母子保健相談業務を委託し、相談事業を実施しているところでございます。

相談支援の方法、または実施者はということでございますが、相談支援の方法については、母子保健相談業務委託の中で、ふじべ助産院に24時間電話相談、妊産婦訪問、乳児訪問を委託しております。この事業は、賀茂地区では当町独自の取組でございまして、実施者はふじべ助産院の経験豊富な助産師が実施をさせていただいております。

また、次の質問で、遠方の医療施設まで通院する妊婦やその家族に対する安心・安全のための支援策ということでございますが、現在、安心・安全のための支援策として、妊婦健診の交通費の補填として、町単独事業で3万円を支給しております。

また、ハイリスク妊婦の方に対しては、遠方の周産期医療センター、これは順天堂の静岡病院になりますけれども、分娩する際の交通費、宿泊費の助成事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 今回、この一般質問をするに当たって、やはり一番正しい情報を我々のような医療機関じゃない素人が見るについては、やはり町のホームページから入って、この内容を確認させていただくというのが通常のセオリー上ですので、今回、私も町のホームページからいろいろ妊娠・出産について、あるいは子育てというのを見てきました。

ついでに、各全国の市町のホームページからも、どういった形でこの情報を皆さんに提示しているのかというのもチェックをしました。町のホームページが見やすい見にくいというのは、各自の私見的なものであれですので、そこまでは言いませんけれども、やはり全国で感じたんですけども、少子高齢化対策の一丁目一番地で地域で子供を大事に育てて、15歳まで、18歳まで、いろいろ医療費のことも含めて各市町で同じようにやっていらっしゃる。

その中で、やっぱりどうやって地元の住んでいる方々も、移住者の方々も、そこの子供対策はどうなっているのかなと気になるところは、やはりお金ばかりの応援ではなくてサポート的なものというのが非常に重要なのかな。

が今年3月いっぱい、賀茂郡で分娩できる施設がなくなりました。そのときに、賀茂の我々の町を抜いた1市4町、そこでやったのが119、下田消防とタッグを組んで、事前に登録制で周産期の妊婦さんを順天堂なりに運ぶ協定を結びました。もう既に4件の実績

があるそうです。この関係、近隣で調べますと伊東はないんですよね。東伊豆町がないから、駿東伊豆の広域なんで。でも、熱海の119がやっぱりやっていまして、その隣の湯河原もやっています。

今回1点、町長にこれは町も含めてお願いしていきたいのは、私、6月から駿東伊豆の議員になりました。定例会も含めて回数はないんですけども、ぜひとも駿東伊豆の東の外れにいる我々のところに、こういったシステムをぜひ入れていただいて、上っていくのにも下していくのにも非常に脆弱な国道を通らなければならぬ、いつも渋滞しているというところの不安というのは、東伊豆町内に住まわれる妊婦さんの方々、御家族の方々、とても不安だと思うんですね。

こういうことを、やっぱり補完的に、経済的な支援じゃなくて町の体制としてつくっていけないかなという形で、私はちょっと駿東伊豆へ働きかけていくので、ぜひともその辺の援護射撃は、町長以下担当課のほうでも、至るところでしていただきたいなというのが一つです。

やっぱり伊豆縦貫道ができても、そこへ行くまでの河津の間に、国道にはもう津波浸水区域があったり、雨が降ればすぐに通行止めになる。非常にやっぱりその不安は払拭できませんのでね。下田の消防に聞きますと、その隊員に特別に助産師なり医療機関の関係が、そうやって移送中の妊婦さんなどを特別に講習なり教育をして、みんなで安全に運ぼうという体制が構築されているわけですよ。

これ、ぜひ市長、どうでしょう。応援してくれませんか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） とても有益な御指摘をありがとうございます。

妊婦サポート119については、私も理解はしております。出産時に係る救急の要請に際して事前に登録をするということで、救急車でかかりつけの産科医療機関へ迅速に搬送する、救急車を使えるというところがとても重要なふうに認識をしております。

東伊豆町では、下田消防本部と管内と比べて、今お話をあったように駿東伊豆ということで、ちょっと違うところがあります。ただ、熱海の事例もお話をいただいたということもありますが、伊東市内への分娩施設には通常の道路状況では、正直移動時間が40分以内ということもあり、現段階では具体的な検討は今までできておりません。

ただ、御指摘いただいたような内容、例えば週末とか夏季、本当に渋滞をしているということを考えると、御提案をいただいた妊婦サポート119というのは、とても有効だと私も思

いますので、ただ、管轄が違うところは多分タッグを組んで、うまく議員のほうからもアプローチをしていただきながら、私のほうもしかるべきタイミングで、また向こうにお話しをしていきたいと思います。

ただ、こちらがやりたいというだけで、駿東伊豆の状況もあると思いますので、その辺もしっかりと意見を踏まえながら、あとは、なるべく説得するように努力をしながら、この当町において妊婦サポート119事業が何とか取り入れができるように、努力をしていきたいと思っております。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） お約束いただきましたので、私も向こうでの議会での回数は少ないんですけども、知り合いがたくさんいますので、地元の消防署員もいますので、やはりそこの状況の説明というのは、彼らも若い、彼らは自分たちに同じように御家族を持って、お子さんをという方もいますので、そういう状況をやっぱり切に説明を順次いろんなところでしていくかないと、なかなか東の外れのということで、ほかの市町には御理解いただけないかと思うので、それは一生懸命やっていきたと思います。

もう一点お願いしたいのが、この間、いろいろある方から教えていただいて、今、我々の政治活動としてやっている政党から県庁のほうにもお願いしているんですけども、石川県で能登半島の地震の前の年から、もう既に赤ちゃん協議会というのを立ち上げて、県がハブになって、あるメーカーさんがつくった遠方監視システムを妊婦さんのおなかにつけて、24時間のデータを監視する、それを、県立病院がハブになって通院先の病院、あるいは移動中の消防車、それは本人も含めてデータを見ながら適切な処置をいただきながら移動させというiCTGの遠方分娩監視システムというのがあります。

これらについて、なかなか小さな市町が一つだけで大きな病院を相手にというのはできませんので、できればこういう形も県立病院あたりをハブにしていただいて、こういった地域は県内にもほかにありますので、そういう形のものを研究していただく、検討していただく。

石川県については、次の年の半島地震で非常にこのシステムが功を奏したという記事も見ております。ですから、その辺もちょっと担当課のほうで、聞いたところによると南伊豆町でちょっと実証実験を始めるようなことも聞いていますので、この辺も町長が言われるベビーファースト、もう母子手帳もらってからがベビーファーストのスタートだという観点で、この辺もちょっと検討いただけませんか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 遠方分娩監視システム、内容について少し分からぬところもあるので、担当課とまず確認をさせていただいて、先ほどの妊婦サポート119と、場合によれば併せて進めていけるようなことができればと思います。まずは確認をさせていただければと思います。

○議長（栗原京子君） 以上で鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前1時45分

再開 午後 1時00分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 山田豪彦君

○議長（栗原京子君） 1番、山田議員の第1問、伊豆稲取駅の送迎車両についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 改めまして、お昼休みを挟みまして皆さん御苦労さまでございます。

今回、最後になりましたが、最後までよろしくお願ひいたします。

まず、第1問目、伊豆稲取駅の送迎車両について。

ゴールデンウイーク頃より伊豆稲取駅のロータリーに、毎日のように外国人旅行者の迎えに、13時半頃になりますと大きなワンボックス車が集結いたします。多い時には25台だったと聞いております。ホテルの送迎車両やタクシーとのトラブルもあったと聞いております。

駅前の道路の通行にも支障を来すようになっている状況から、以下の点について伺います。

1点目、このような状況を把握していますか。

2点目、町民等から苦情など寄せられてはいませんか。

3点目、改善策を鉄道会社と考え、要望等の提案をしてはいかがでしょうか。

4点目、このような問題等に対応するため、多言語が使える職員採用を考えてはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田豪彦議員の質問にお答えいたします。

第1問め、伊豆稻取駅の送迎車両についてということでありますけれども、確かに最近ですか、本当に見たことのないような車が伊豆稻取駅のロータリーというか駐車場のところに止まっているというのを私も見たことがございます。伊豆稻取駅は、構内の周辺にお客様を迎えるためのワンボックスカーが多く止まっているという、これは皆様も御存じだと思います。詳細な旅行ルートまでは把握はできておりませんけれども、国際空港からチャーターで来るお客様も多いのではないかということが予想されております。

多分、どういうシステムになっているか分からんすけれども、インバウンドのお客様を直接連れてくるというような話も少し耳に挟んでおります。

稻取駅に迎えが多い理由としては、伊豆高原駅から海沿いを走る伊豆急行線の景色を楽しむ旅行プランが設けられているという、そんな話も伺っております。確かに、東伊豆町に入って、海沿いを走る伊豆急の車窓から見る景色というのは、とてもすばらしいということで、それがある意味、受けているという話らしいです。

電車の車両も、いわゆるキンメ列車と言われるリゾート21系統の車両に乗るお客様がほとんどでございまして、13時45分着の列車に、そういう理由があつて集中しているということだと思います。

駅内のロータリーには、タクシー会社が誘導してくれたこともございまして、最大6台が縦列駐車をしているという状況です。この間もそんな風景を見ました。入り切らない車両は、カイド名産店前や道沿いに停車していることもあります。タクシーや旅館の送迎バスにとっては、邪魔に感じることもあることは把握をしております。

車両が多い日などは20台以上の車が駅周辺にあふれているため、近隣の方にとつても気になる状況ではあろうかということが予想されます。そういうことを背景に、町民等から苦情など寄せられていないかという話につきましては、苦情の件については、現在のところ町の

住民福祉課や観光産業課には苦情の連絡は入っていないようです。

しかしながら、1問目でもお答えしたとおり、産業観光課では、現状把握のため伊豆急行株式会社様に状況の確認をさせてもらったり、駅内の「ようよう」に現状報告をお願いしたりして情報の収集はしているということでございます。

改善策を鉄道会社と考えて要望等の提案をしてはいかがかということなんですが、基本的には民間の敷地の中の話ということなので、どこまで話ができるかというところはあろうかと思いますけれども、とはいながらも観光産業課職員が伊豆急行株式会社様と話をさせていただいた内容では、伊豆急行株式会社様からワンボックスカーの運転手に向けて、河津駅のほうが駐車スペースがあるので、そちらへ迎えに行くようにしてほしいと、微妙な感じですよね。東伊豆で降りないでくれみたいな話なので、微妙な形なんですが、そんなお話をしていただいているということを聞いております。

町をいたしましても、これからもよい解決策がないか、伊豆急行株式会社様との話し合いを続けていく所存です。

せっかく東伊豆町を目的として来ていただいているお客様が、町内の方々に迷惑に思われるような悲しい事態にならないよう、何らかよい解決策を考えていきたいと考えております。

4番目でありますけれども、このような問題等に対応するために多言語が使える職員採用を考えてはどうかということでありますけれども、費用対効果的な話もあるのと、あと募集をして、果たして的確な人材がすぐ集まるかという、いろんな課題があるのですが、とはいながらも御指摘のとおり、外国人観光客や外国人労働者の増加に伴いまして、行政サービスにおいても多言語対応の必要性が高まっていることは十分認識をしております。

本町におきましては、現在、英語による対応が可能な職員が2名在籍しております、また現場サイドでは翻訳アプリなども活用して、窓口などの場面において外国人の方へ基本的な対応については、おおむね支障は生じていないということを認識しております。

現時点では新たに外国人職員を採用するとか、そういう多言語対応できるような職員を、だからといって採用するということは今のところは考えておりません。しかしながら、今後さらなる外国人観光客の増加や外国人労働者の定住が進んだ場合には、状況に応じた柔軟な対応が求められることも想定されます。その際には、A Iの活用や多言語による案内表示などの体制整備を含め、多角的な検討が必要となるものだと思っております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 山田議員。

(1番 山田豪彦君登壇)

○1番（山田豪彦君） ありがとうございました。

まずは、町のほうも把握してくださっておりまして、私もちよつとほつとしたところでございます。実は6月議会の頃、ちょっとこの状況を見てくれよと声をかけられまして、見に行って、確かにこれはだんだんひどくなってきていたもので、聞いてみようかという話はしましたんですけども、まず、民地だったということもありまして、私も伊豆急行さんのはうにも知り合いがいましたので、まずはそこに声をかけておこうと思いまして、6月の質問はしないこととしました。

伊豆急行のほうも、ちょっと確認してできるだけ対応するようにしますということで、そのときの話がありましたので、そういうことにしましたが、私が聞いたところによりますと、3月の終わり頃から始まって、4月中旬頃には六、七台、当初は下の先ほど町長がおっしゃっていましたけれども、六、七台だったので、下のタクシー乗り場というかロータリーのほうだけで済んでおったそうです。

しかし、6月頃よりホテル、旅館のマイクロバスが止まっている上の段の駐車場にも止めようになったそうです。7月頃からは夏休みが重なったというのもあったそうで、そのときに最大25台、私も実は、大体運転手はほとんど中国人の方で、道路に出て車の誘導をしたりするようになっていたのを見まして、本当に向こう側に車が止まっていて自分が行っていいのかなという、半信半疑でその車をかわしていくときもありましたので、これはちょっとちゃんと調べなければなと思いまして、いろいろお話を伺ってきました。

実は、今、割と上手に回してくれているなというのが、上の駐車場にも整然とその送迎の車が止まるようになり、海側のほうにも時間をうまく使って待機してみて、また行くようにもなっていまして、大きな問題になる前にどうにか解決ではないんですけども、引き止めてくれているようなというのがありますて、実は調べたら、ある旅館のマイクロバスの運転手が中心になって、向こうの運転手の方々と直接お話をしたりとか片言ですけれども、そこはだめだよとか、ここならどうにか邪魔にならないからいいよとかという話をちゃんとした上で、向こうもある程度納得した上で、止めるようになったそうです。

そのマイクロバスの運転手が町内、もちろん稻取出身の方で、やっぱり町民に迷惑がかかっちゃ悪いし、観光客に何かあっても責任取れない状況にあったということで、率先して多分、これ言い方があれなんですかけども、体に絵が書いてあったりするような方たちが中心で、普通の人だと声をかけにくい状況の中を身を挺してというか、率先して話をしに行って

くれたという話も聞いて、本当に地元を愛している人間だからこそそこまでできたのかなと、私も後輩に当たりますけれども、よく頑張ってくれたなという話をしました。

そんなことも経緯の中にいろいろありますて、今はどうにか大きな迷惑はかからず済んでいると思いますが、多分初めて、例えば親御さんのお迎えとか送りに車で行った人が駅に入れないとか、そこで困ることも多々あるかと思います。

幸いにして、町に苦情が入っていないということが、それはそれでよかったですかなと思っていますが、率先して、これ民地のことですから、解決策に乗り出すということはなかなか難しいと思いますが、今後、先ほども町長も言わっていましたけれども、伊豆急行さんのほうともこういうときにはどうしたらいいとかというような今後に向けた話し合いとか、幸いにも町のほうも今、伊豆急行といろんなことを進めたりという事業の中でやっておるようで、前向きに検討していっていただければと思っております。

先ほど、河津駅のほうにという裏話もありましたけれども、実際、稲葉議員にも聞いたら、今、熱川駅のほうにも何台かそういう車両も見当たるそうです。確かに分散してくれれば、どこにも大きな迷惑はかかるないかなということで、それが解決になっていってくればと思っております。

今回、私がお願いしたかったのが、このことはどうにか町のほうも把握しているようですし、安心しましたので、この職員のことなんですかと聞くと、私は中国から来ましたとか私はインドネシアからきましたとか、ある程度の片言の日本語がしゃべられて対応してくれます。実は、職員に採用をしてはいかがかと聞いたのは、今、東伊豆町がこの地区では非常に多く外国人が観光客だけではなくて、労働者としても多くなっております。

彼たち、彼女たちは多分、頭が勉強がすごいできる子たちが来ているんだと思いますね。日本語が結構しゃべれるんですよね。それで私、どこから来たんですかと聞くと、私は中国から来ましたとか私はインドネシアからきましたとか、ある程度の片言の日本語がしゃべられて対応してくれます。実は、職員に採用をしてはいかがかと聞いたのは、今、東伊豆町がこの地区では非常に多く外国人が観光客だけではなくて、労働者としても多くなっております。

町のいろんなことを説明したりとか、こういったときにも多分言葉の壁というのが一番大きいかと思います。私も海外とかに行つたことがありますけれども、日本語が通じないと、どうしていいのか、身ぶり手ぶりで一生懸命やるんですけども、やっぱり通じないものは通じなかつたりしますので、いろんな今後の町のこととか対応していく意味で、こういった外国人の採用をしていくってはどうかと考えておりますので、そのところを最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、その質問の前にいくんですけども、伊豆急への対応というのは、具体的な現場の対応を何か行政が入り込んでやるというのは、役割分担としてはちょっと違うようなイメージもありますが、ただ相談の窓口としてはしっかりと働かなければいけないのかなと思うのと、行政としてやれることとすると、多分、稻取駅自身が改修するときにより使い勝手のいいものにしてくださいということを一生懸命伊豆急さんにお願いをするというところかなというふうに思っております。

外国人の職員についてなんですかけども、その職員が具体的に町の職員としてどういうスキームで雇用ができるかというのが、すみません、ちょっとよく分からんんですが、たしか地域おこし協力隊では認められるようになったか何かだったような気がします。

ただ一方で、私自身も海外に行ったときに、片言の英語で、ほとんど通じない英語を話しているんですけども、今、携帯のアプリで基本的にはできるとか、A Iが発達していくと、同時通訳が可能になるんではないかというような話がある中で、具体的な人を雇うという話と、そういう新しい技術をどう使っていくかというのを両にらみでやっていくことは重要なと、そういうふうに思います。

○議長（栗原京子君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） すみません、答えづらい質問をしてしまって申し訳なく思います
が、いろいろ答えていただきまして、ありがとうございます。

伊豆急行へのことはお願いというか、うまくやっていきましょうというような、今、町長
が答えてくださったような内容で進めてくださればと私も思っておりますので、以上で1問
目を終わります。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、津波警報発令時の課題についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 先ほど町長のほうから言われましたけれども、発令というのを発表と
いう形で読み上げていきたいと思います。

2問目、津波警報発表時の課題について。

7月30日にカムチャツカ半島付近で起きた巨大地震により津波警報が発表され、全国各地
の沿岸部では避難をした。また、コンビニ等の臨時休業や電車、バス等の運休により帰宅困

難者が多く発生し混乱が見られました。当町においても観光客への対応等で大変だったと聞いております。

近年の猛暑が日常化する中、熱中症対策にも配慮した避難所の開設等、今回の津波警報への対応でいろいろな課題も見えたと思います。そこで、以下の点について伺います。

1点目、今回の津波警報発表で生まれた課題は。また、その対応について。

2点目、防災訓練も自主防だけでなく、各種団体等と実施するお考えは。

3点目、職員を含めた熱中症対策は。

以上、よろしくお願いします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

津波警報発表時の課題についてということでございますが、課題についてですが、当町のみならず国内における課題として、今回、遠隔地での地震発生ということで、揺れが実際にはないという状況で、津波警報が発表されても危機感が薄く、避難行動に移るのが遅れたことや夏場の避難所における熱中症対策の重要性が顕在化したというふうに考えております。

当日は、日本の観測史上最高気温を記録する地域も出るような炎天下であり、エアコンをはじめとする空調機材の整備されていない避難所へ行くことの危険性が、浮き彫りとなりました。

3点目の答弁に重なるところもあるんですけれども、本町としては、エアコンのある施設の積極的な活用や熱中症対策のための資機材の準備など、可能な限り暑さ対策を講じていきたいと思います。

また、外国人観光客や来訪者が多数いる中、その方々に対する危険や避難を周知する方法の検討が必要だと思いました。現在、Jアラートを含め警報発表時に出される町からの情報は日本語がほとんどであり、町情報配信メールやLINEも登録制であるため、登録者以外は情報収集しづらい状況となっております。

今後は、多言語化の推進とともに、エリア内の携帯端末等に強制的にメッセージを送付できる緊急速報メールのこれまで以上の活用も行い、誰一人取り残されないように努めていきたいと思います。

また、帰宅困難者への対応の手順の見直しや車両の確保の手順が明確になっておらず、ど

こにどんな人が何人くらい残っているのかという基本的な事項や、宿泊施設が観光客に向けて行う対応の確認、帰宅困難者の移送等、多くの混乱が生じました。

今後は、スムーズな対応ができるよう帰宅困難者の対策のマニュアルの見直しや、災害時における対応の方針の確認など、旅館組合や観光協会との協議、加えて、より実質的な対応を図るために近隣自治体や交通事業者との不断の検討などを行っていきたいというふうに考えております。

2番目といたしまして、防災訓練も自主防だけでなく、各種団体等と実施する考えはということでございますが、本町において年間で行う防災訓練は、6月に土砂災害全国防災訓練、9月に総合防災訓練、12月に地域防災訓練、3月に津波避難訓練と年間で4回実施しています。

自主防組織だけでなく、消防団にも協力を依頼し、必要に応じて関係団体にも協力を要請しています。9月27日に予定されている今年度の総合防災訓練では、消防団のみならず駿東伊豆消防本部、東伊豆消防署、陸上自衛隊、静岡県看護協会賀茂地区支部に協力依頼し、講習も行っていただく予定となっております。

また、今後は陸上・海上自衛隊や災害または事故における応急対策業務に関する協定を締結している日本港湾空港建設協会静岡支部との防災訓練を計画しております。

そして、3つ目の職員を含めた熱中症対策はということありますが、1点目の答弁と一緒に重なる部分もございますが、今回の津波警報に伴う避難指示の発令では、小学校の体育館を避難所として開設しましたが、当日は炎天下であり、体育館での避難では熱中症の危険があつたため、学校側に依頼し、避難者のためにエアコンのある部屋を避難所として使用しました。しかし、受付を担当した職員は、エアコンがない環境での避難所対応であったため、今後は受付場所も含め、全ての箇所でこれまで以上の水分補給の呼びかけや冷感のための資機材の用意等、熱中症対策を行うとともに、改めて熱中症予防対策のための職員研修なども積極的に行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） こちらが期待していたような答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

本当にそういう思いでこの訓練とかしていただければ、何かが来たときにも訓練というの

は日々そして日常的なところでの意識も高まりますので、何かあったときにすんなりと対応ができるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ今後いろいろ検討していただきたいと思います。

9月の今聞いた防災訓練、楽しみだなと改めて思います。いろんな団体が協力してくれるということは、非常にいい訓練になるんではないかと思っております。私もぜひ見に行きたくと思っております。

そんな中でそういう団体も含めてですが、よく町は災害協定というのを結びますね。今回津波の警報だったこともあってやりましたけれども、コンビニが閉まってしまったりとか海側の食事処とか、そういうのはほとんど静岡県というか伊豆半島だけでなく、今回の警報が出てから店を閉めて、自分たちの社員とか自分たちの家族を守ろうということで閉まったと聞いております。実際にこの辺も閉まりましたよね。

そんな中で、災害協定を結んでいる例えば食料を提供しようとしてくださるような企業さんとか、あとは実は私も数年前までは、造園とかの事業組合にも入っておりましたので、昔たしか大きな千葉県のほうでゴルフ練習場のあれが倒れたような大きい台風のときに、当時私も役場に2日間ぐらい、夜まではいなかったんですけども、2日間ぐらい詰めて、この辺でも倒木がかなりの場所であった関係もありまして、町のほうと一緒に取り組んだのを覚えておりますが、協定を結んでいても、いざとなったときに、さっと動けるとかというような体制をぜひ今後検討していただければと思っております。

例えば、食料を供給してくれようとしているところは、もしこういう発災時のときに何時間後ぐらいにはこういう資材が届きますよとか、何時間ぐらいたったときにはこういうものが届けられるとかというようなものを日頃から知っておけば、何の災害が起きたときにでも対応できるかと思っておりますので、ぜひとも今後は訓練の団体だけではなく、実際に協定を結んでいるようなところとも意見交換をしたりとか、実際のときに備えた対応も検討していくただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 協定をいろいろたしか結んで、当町も結んでおります。昔に結んだ協定もあったりして、幾つか確認のために、例えば東海汽船さんと協定を結んでいるんですけども、あまりそういうこう何で言うんですか、毎年東海汽船さんには観光関係でお話には行っていたんですけども、防災とか災害のことでのときに話したことはなかったんですけども、今年は東海汽船さんの本社に行ったときに、そのあたりの話を具体的にさせてい

ただきました。

ほかにも、例えば災害時の物資の運搬でいろいろなところと協定を結んでいたりとかというところがあると認識をしておりまして、幾つかそういう協定については一度見直しをしてくださいということを担当課のほうにお願いをしたことがあります、少し担当課のほうで答えられるようでしたら、どういうような協定があったか等について、少しお答えいただければと思います。

○議長（栗原京子君） 防災課長。

○防災課長（加藤宏司君） 今、町長からお話がありましたように、協定は大分前からいろんなところと結んでおります。

それで、今年、私、防災課長になりまして、町長からの指示によりまして、そこを見直すようにというような指示もあり、できるだけ顔の見える対応ということで協定を結んでいるだけではなく、連絡を取り合うようにという形の中で指示を受けております。その中で、先ほど訓練の中でもありました日本港湾航空建設協会等に出向いて、いろいろな協定の中身の再度確認などを行っております。

以上となります。

○議長（栗原京子君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 本当にこっちが求めていることがすんなりと答弁していただけるということは、聞いているほうも気持ちいいですし、やっぱりこういう議場の放送を見ている方たちも担当課長がこのように答えてくださるというのは、みんなの安心につながると思いますので、ぜひとも今後ともよろしくお願ひいたします。

災害はいつやってくるか分からない中で、訓練をしたりとかそういう準備をしたりする中で、本当に安心、最近伊豆半島は東伊豆町は台風も避けて通るようになったなとか勝手な解釈で安全感をしている中で、本当にいつ来るか分からない、今回の津波警報というのは本当に人ごとだと私も思っていた中で、電車が止まりバスが止まりというのを、それも次の日まで止まるような、こういうことになってくるとは思ってもみなかつたので、今後もいろんなことを町のほうも検討していただいて、そういう備えに準備万端にしていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（栗原京子君） 以上で山田議員の一般質問を終結します。

この際、1時45分まで休憩とします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第2 議案第43号 東伊豆町職員駐車場使用料徴収条例の制定について

○議長（栗原京子君） 日程第2 議案第43号 東伊豆町職員駐車場使用料徴収条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第43号 東伊豆町職員駐車場使用料徴収条例の制定について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町職員が通勤の用に供する自動車及び二輪車の駐車場使用料を定めるため、東伊豆町職員駐車場使用料徴収条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第43号 東伊豆町職員駐車場使用料徴収条例の制定について概要を説明いたします。

使用料の徴収につきましては、本来。条例によりその旨を定めるべきところ、使用料等を精査する過程の中で条例に規定すべきものを確認したことから、既に慣行として定着してきた町の事務を追認して将来に向けて条例に定めるため、同条例の制定を行うものです。

第1条の趣旨では、東伊豆町職員が使用する駐車場の使用料について、必要な事項を定め

ることを規定します。

第2条の定義では、町の機関が管理する行政財産のうち、同機関が指定した土地等を職員駐車場と定義します。

第3条の使用料の納入義務者では、町の機関から職員駐車場の利用の承諾を受けた使用者である職員は、使用料を納めなければならないことを規定します。

第4条の使用の停止では、使用者に職員駐車場の使用を停止させる必要がある理由を規定します。

第5条の使用料の額では、町の施設ごとに1か月当たりの使用料を東伊豆庁舎駐車場、2,500円、熱川支所、町立図書館、2,000円、その他の施設、1,000円と規定します。なお、使用料の額は近隣の駐車場の賃借料を参考としつつ、駐車場の形態、舗装の有無、距離等を勘案しております。なお、二輪車は東伊豆町庁舎駐車場のみ使用者がおり、使用料の額は一律500円としております。

第6条の使用料の減免では、第4条の規定による使用の停止を行った際に使用料を減免し、または免除することができる旨を規定します。

第7条の使用料の納付の時期では、毎月21日までに納付しなければならないことを規定します。

第8条の委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることを規定します。

最後に附則として、この条例は公布の日から施行します。また、東伊豆町職員の給与に関する条例第21条第8号中の「庁舎駐車場」を「職員駐車場」に改めるということで、以上御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第43号 東伊豆町職員駐車場使用料徴収条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第44号 東伊豆町観光振興基金条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第3 議案第44号 東伊豆町観光振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第44号 東伊豆町観光振興基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

観光振興を目的とした寄附金を適切に積み立てて管理できるよう、条文の整備を図るものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第44号 東伊豆町観光振興基金条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明いたします。

このたび観光業に携わる事業者の方より観光振興に役立てる目的で寄附をしたいとのお申出がありました。現在、観光振興基金条例は入湯税のうち、予算に定める額を積み立てることになっておりますが、将来にわたって御淨財を賜ることができるよう条文の整備を図るのでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

第2条の積立中、「入湯税のうち予算に定める額」の次に「及び寄附金」を追加する内容となります。

改正文を御覧ください。

施行期日につきまして、この条例は公布の日から施行するということで、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第44号 東伊豆町観光振興基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第45号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第4 議案第45号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第45号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

主な改正内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和7年10月1日から施行されることに伴い、部分休業の多様化に係る関係規定の整備を行うものです。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた

します。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第45号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、部分休業の多様化に係る関係規定の整備となります。

お手数ですが、お手元の議案第45号関係資料を御覧ください。

部分休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、小学校入学前の子を養育する職員が、公務に支障のない範囲で勤務時間の一部を勤務しないことができる制度で、勤務しない時間に応じて給与額を減額して支給するものでございます。

今回の改正は、現行の部分休業を第1号部分休業とし、法改正により、新たに設置された部分休業を第2号部分休業とし、選択できるようにする内容です。

一部、部分休業につきましては、現行の部分休業に当たり、1日につき2時間まで30分単位で勤務時間の一部を勤務しないことができる内容です。

非常勤職員については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内とされています。

第2号部分休業につきましては新たに設置された部分休業で、4月1日から翌年の3月31日までの1年間のうち77時間30分、10日に相当します、を上限に1時間単位で勤務時間の一部または全部を勤務しないことができる内容です。

非常勤職員につきましては、1日当たり勤務時間に10を乗じて得た時間を上限とします。この条例は令和7年10月1日より施行とします。

なお、経過措置といたしまして、令和7年10月1日から令和8年3月31日までは38時間45分、5日に相当します、非常勤職員につきましては、1日当たり勤務時間に5を乗じて得た時間を上限といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第45号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第46号 東伊豆町庁舎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第5 議案第46号 東伊豆町庁舎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第46号 東伊豆町庁舎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町庁舎駐車場の使用料を定めるため、東伊豆町庁舎駐車場の設置及び管理に関する条文整備を図るものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第46号 東伊豆町庁舎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、概要を御説明いたします。

使用料の徴収につきましては、本来条例により、その旨を定めるべきところ、使用料等を精査する過程の中で、条例に規定すべきものを確認したことから、既に慣行として定着してきた町の事務を追認して将来に向けて条例に定めるため、同条例の条文整備を行うものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表を御覧ください。

第2条の条文中、「利用者」を「使用者」に改めます。

次に、第4条の見出し中、「利用」を「使用」に改め、同条中、「利用できる者」を「使用できる者」に、「利用料」を「使用料」に、「次の各号の1」を「次の各号のいずれか」に改めます。

また、同条3号中、「イベント広場を主催する者」の次に「（以下〔イベント主催者〕という。）」を加え、「利用する者」を「使用する者」に改めます。

改正後の第5条、使用料として、新たに駐車場の使用料は無料とすることを規定します。ただし、東伊豆町職員駐車場の使用者となる役場職員、イベント主催者及びその他町長が特に認めたものについては、東伊豆町職員駐車場使用料徴収条例で定める使用料、または東伊豆町庁舎駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則に委任する使用料を徴収することができるものとします。

具体的には、役場職員は自動車通勤の場合、勤務地ごとに2,500円、2,000円、1,000円となり、二輪車の場合は500円となります。

イベント主催者である港の朝市実行委員会は、町との間で締結する賃貸借契約書に定める年間80万円、その他町長が特に認めたものは、その使用のために必要な実費が使用料の額となります。

各地区の行事での使用、東伊豆町観光協会等が該当します。

また、同条第2項として、公用または公共用に供するための使用、災害その他特別な需要による使用等の際に、使用料を減免できるよう規定を設けます。

次に、現行の第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、改正後の第6条中、「次の各号の1」を「次の各号のいずれか」に、同じく改正後の第8条中、「利用者」を「使用者」に改めます。

改正文を御覧ください。

施行期日についてですが、この条例は公布の日から施行するということで、以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第46号 東伊豆町庁舎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第47号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第6 議案第47号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第47号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成等の費用が変更となり、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の対象となっている公費負担に関し、必要な事項を変更するため、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） それでは、ただいま提案されました議案第47号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の新旧対照表により概要を説明させていただきます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日施行され、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成等の公費負担額が変更されました。

まず、選挙運動用自動車の使用につきまして、第4条第1号にあります一般運送契約、ハイヤー方式と申します、の場合、候補者の申出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額を、契約した一般乗用旅客事業者、運送事業者等に対し、支払う金額が現行の2万3,360円から改正後2万3,800円へと変更されました。

次に、第4条第2号にあります個人契約、レンタカー方式と申します、の場合は、同号アの自動車借入契約で1日1台につき現行の1万5,800円から改正後1万6,100円に、同号イの燃料供給契約で現行の1日7,560円から改正後7,700円に変更されます。

次に、第8条の選挙運動用ビラ作成の公費負担額となります。

候補者が有償契約を締結した選挙運動用ビラ作成業者に対し支払う金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価の限度額が、現行の7円51銭から改正後8円38銭に変更されます。

改正文を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第47号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第7 議案第48号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第48号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、印鑑登録事務に係る情報システム標準化実施に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 住民福祉課長。

(住民福祉課長 鈴木貞雄君登壇)

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第48号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について、概要を説明させていただきます。

お手元の資料の最終ページ、議案資料を御覧ください。

1の条例改正の概要についてですが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するため、条文を整備する必要が生じた内容です。

2の改正内容ですが、当町の印鑑登録システムから出力される帳票の名称変更や、その他

引用先の修正、字句の修正を行っております。

次に3の附則についてですが、この条例は令和7年11月25日から施行といたします。

恐れ入りますが、資料の2枚目、改正文を御覧ください。

今回のシステムの標準化に関する改正箇所につきましては、第4条第2項中「照会書」の部分を「印鑑の登録に関する照会書」に改めるという部分になります。

そのほかの改正箇所につきましては、引用先の修正、例えば「第1号」を「前号に改める」や送り仮名の修正、またひらがなの表記から漢字表記への修正、その他字句、文言の修正などをさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

このほかに新旧対照表も添付してございますので、御確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第48号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第49号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第8 議案第49号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第49号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例の改正につきましては、機能別団員の増加に伴い消防団員の定員を改正し、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいいたします。

○議長（栗原京子君） 防災課長。

(防災課長 加藤宏司君登壇)

○防災課長（加藤宏司君） それでは、ただいま提案されました議案第49号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

現在の条例では、消防団員の定数は300人、うち機能別団員は95人とするとなっております。減少傾向にある消防団員を確保し、消防力を維持するためには、消防団経験があり、即戦力となる消防団員O Bや退団者が、機能別団員として再入団していただくことが有効と考えております。

今回、新たに機能別団員の加入実績のない第3分団から12名、第7分団から30名の機能別団員の加入を認めることから、定員を見直し、東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものです。

また、別表第3中、労働基準法の次に「昭和22年法律第49号」を加えるものです。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（令和2年）東伊豆町条例第2号の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「300人」を「310人」に、「95人」を「135人」に改める。

別表第3中、労働基準法の次に「昭和22年法律第49号」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第49号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第50号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第9 議案第50号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第50号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

国土交通省による地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言を踏まえて、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

(水道課長 中田光昭君登壇)

○水道課長（中田光昭君） ただいま提案されました議案第50号 東伊豆町水道事業給水条例

の一部を改正する条例について、概要を御説明いたします。

恐れ入りますが、最後に添付しております資料を御覧ください。

今回の改正事由ですが、令和6年度能登半島地震において、給水装置事業者自身が被災したことや、様々な工事需要が集中したこと等により水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配水管の復旧が遅れ、家庭内で水が使用できない状況が長期化したことから、災害その他、非常の場合における宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要が生じたため、条例の改正をするものです。

今回の改正内容といたしましては、災害時等において、他の水道事業者が指定した給水装置事業者による給水装置工事の実施を可能にするため、条文の整備を行います。

次に附則についてですが、この条例は公布の日から施行します。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 改正の内容は分かるんですけども、具体的な問題としては、そういう事業者というのは、例えば水道協会等を通じて町に事業者が紹介等されて来るのか、一歩間違えると、今まで町の指定工事さんしかやらなかつたものに、外部の人が入ってくるということで、災害時に混乱した中だと、悪徳な業者も入ってくるという、そういう危険性もある案件だと思うんですけども、こういうほかのところで指定された業者というものの紹介確認というのは、どういう形で事務的になされるという形になっていますか。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 一応、方法としましては、他の水道事業者さんが許可証を出してありますので、まずそれが証明事項となります。

詳細な制度につきましては、まだ水道協会のほうとは打合せはしておりませんが、当面地震が起きたときに直ちに対応できないということで、条例の整備を先に図らせていただきました。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 許可証とはA4版とか結構でかい紙やなんかで、普通、事業者さんのところに貼ってあつたりするんですよね。そういうものを一々持ち歩いてから、証明確認を取るというやり方なんですか。もう少し合理的にそういう確認が取れるやり方というのは

考えられていないんですか。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 個々の家に提出するというわけではなく、水道課のほうにまずその書類を提出いただくような形は取ると思います。その他については、南海トラフ等においては、広域な災害が予想されますので、例えば長野とか北海道とか九州の業者が来るような形にはなると思うんですけども、そうした中で、個々でいろいろ対応していくということはできませんので、今後は水道協会等といろいろ話をしながら進めていきたいと思います。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第50号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第51号 財産の取得について

○議長（栗原京子君） 日程第10 議案第51号 財産の取得についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第51号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

静岡県の共同調達により決定した業者であるN T T西日本株式会社と、契約金額2,126万4,672円で7月22日に仮契約を行ったため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本事業につきましては、国のG I G Aスクール構想に基づく、児童生徒1人1台端末の更新時期を迎えたことから、購入するものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長 齋藤和也君登壇）

○教育委員会事務局長（齋藤和也司君） ただいま提案されました議案第51号 貢産の取得について、概要を説明させていただきます。

購入する財産及び数量、児童生徒用パソコン480台。

契約の方法、随意契約。

契約の金額、2,126万4,672円。

契約の相手方、N T T西日本株式会社静岡支店、支店長、番匠俊行。

今回契約します児童生徒用パソコンにつきましては、国のG I G Aスクール構想に基づき、令和2年に購入した1人1台端末の更新時期を迎え、国の補助金を活用し、県による共同調達により、各市町が購入するものでございます。

更新するパソコンの詳細につきましては、お手元の参考資料を御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第51号 貢産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）

○議長（栗原京子君） 日程第11 議案第52号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第52号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3億3,215万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を71億4,013万5,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、令和7年度の普通交付税交付額及び令和6年度からの繰越金がそれぞれ確定したため、予算を増額措置しております。また、国庫補助金の物価高騰対応重点支援交付金の追加交付分を増額措置しております。

次に、歳出の主な内容ですが、地方財政法の規定に基づき、令和6年度決算剰余金の一部を財政調整基金に積み立てます。役場庁舎や学校施設等の修繕料を増額しております。町道全般維持補修工事費を増額するとともに、町道温泉場線の設計業務委託料を新たに計上しております。また、追加で公布された国の物価高騰対応臨時交付金を活用し、給食費の無償化を実施します。

必要な財源配分を行った後、財源余剰額を財政調整基金の取崩し額を減額して、予算の調整をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第52号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について、概要を御説明いたします。

令和7年度東伊豆町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,215万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,013万5,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税、補正前の額に1億7,076万6,000円を追加し、16億7,076万6,000円といたします。

1節地方交付税、細節1普通交付税1億7,076万6,000円の増につきましては、普通交付税交付額の確定に伴う増額分の補正であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正前の額に271万6,000円を追加し、3,857万2,000円といたします。

1節社会福祉費補助金、細節57令和7年度（令和6年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業補助金264万円の増は、子ども・子育て支援制度に対するシステム改修業務委託料に対して、国から交付される補助金であります。

5目教育費国庫補助金、補正前の額から1,760万円を減額し、375万7,000円といたします。

1節教育費補助金、細節3公立学校情報機器整備事業補助金1,760万円の減は、県の補助金に振り替えるため、国庫補助金分を皆減措置するものでございます。

7目総務費国庫補助金、補正前の額に893万1,000円を追加し、3億8,418万7,000円といたします。

1節総務費補助金、細節7物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金742万3,000円の増は、国の予備費を財源として、追加で町に交付される732万7,000円と税務課で実施している不足額給付金事業に関わる職員の報酬及び費用弁償に対する補助金9万6,000円を計上しております。

7ページ、8ページを御覧願います。

16款県支出、2項県補助金、7目教育費補助金、補正前の額に1,593万6,000円を追加し、1,652万円といたします。

2節学校教育費県補助金、細節2公立学校情報機器整備事業補助金1,593万6,000円の増は、15款国庫支出金に計上してあった補助金の振替分であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の額に279万4,000円を追加し、6,256万6,000円といたします。

1節土地貸付収入、細節2町有地貸付料279万4,000円の増は、東京電力が稻取にある町有地を借りて工事を実施するため、その工事用地の貸付料収入であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の額から1億8,692万1,000円を減額し、7,770万2,000円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金1億8,692万1,000円の減につきましては、今回の補正予算に係る財源余剩額を財政調整基金へ戻入れ処理するものでございます。

9ページ、10ページを御覧願います。

20款1項1目繰越金、補正前の額に3億2,398万5,000円を追加し、4億9,398万5,000円といたします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金3億2,398万5,000円の増につきましては、令和6年度一般会計の決算剰余金が確定したため、その剰余金を令和7年度の歳入として収入するものであります。

21款諸収入、4項雑入、1目過年度収入、補正前の額に864万3,000円を追加し、888万6,000円といたします。

2節衛生費過年度収入、細節1新型コロナウイルス接種助成金過年度収入335万3,000円の増につきましては、令和6年度に実施した予防接種費用に対する助成金の過年度収入であります。

11ページ、12ページを御覧願います。

次に3、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算では、4月に行われた職員の人事異動を反映した人件費に関わる予算の調整を事業番号90の人件費事業で行っております。

なお、人件費に係る予算の補正額は、合計で4,413万円の増となります。

続きまして、事業番号90人件費事業以外の主な歳出補正予算の内容を説明させていただきます。

13ページ、14ページを御覧願います。

2款総務費、1項総務管理費、17目財政調整基金費、補正前の額に2億4,699万3,000円を追加し、2億4,699万3,000円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金2億4,699万3,000円の増につきましては、令和6年度の決算剰余金のうち2分の1を下回らない金額を地方財政法第7条の規定により積み立てるものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高は19億5,616万円となります。

17ページ、18ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、補正前の額に264万円を追加し、3億2,790万5,000円といたします。

19ページ、20ページを御覧願います。

事業コード5後期高齢者医療事務事業、12節委託料、細節5後期高齢者医療システム改修業務委託料264万円の増につきましては、令和8年度から始まる子ども・子育て支援制度に対応するためのシステム改修費を計上しております。

25ページ、26ページを御覧願います。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、補正前の額に700万7,000円を追加し、3億603万円といたします。

事業コード1道路新設改良事業、12節委託料、細節6町道温泉場線張り出し床板撤去計画設計業務委託料700万7,000円の増につきましては、熱川地区の濁川に張り出す道路部分の床板を撤去するための事業計画策定業務の委託料であります。

29ページ、30ページを御覧願います。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正前の額に253万9,000円を追加し、6,568万3,000円といたします。

事業コード3小学校施設維持管理事業、10節需用費、細節5修繕料206万円の増につきましては、遊具の点検で異常が見つかった熱川小学校にあるブランコの修繕料などを計上しております。

31ページ、32ページを御覧願います。

6項保健体育費、2目学校給食費、補正前の額に1,367万3,000円を追加し、9,620万9,000円といたします。

事業コード1学校給食センター事業、18節負担金補助及び交付金、細節5給食費補助金

764万9,000円の増につきましては、国の臨時交付金を活用し、小中学校、児童生徒の給食費への補助を実施いたします。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへ戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括しております。

まず、歳入ですが、補正前の額68億798万円に3億3,215万5,000円を追加いたしまして、71億4,013万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額68億798万円に3億3,215万5,000円を追加いたしまして、71億4,013万5,000円といたします。

次に、補正の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が1,113万5,000円の増、その他財源が304万6,000円の増、一般財源を3億1,797万4,000円といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 3点ばかり伺いたいと思います。

1点目、まず6ページの地方交付税の問題なんですけれども、確定したという御説明なんですけれども、増額になった要因というものについては、総務課長のほうではどのように御認識をされておりますか。

次に2点目に、14ページの政策推進事業ということで、地域づくりアドバイザーの謝礼等が計上されておりますが、どういう方をどういう目的でここに計上しているのかということをお伺いしたいと思います。

3点目に、28ページですけれども、教育費のところの事務局費等にありますけれども、国際教育推進事業ということでの会計年度任用職員ということですけれども、どういう内容なのか、この時点での御説明をお伺いしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） それでは、山田議員の御質問にお答えいたします。

まず、6ページになります。普通交付税の関係になりますが、こちらにつきましては、7月29日交付のほうが決定されました。

当初予算が14億円に対しまして、決定額が15億7,766万円ということで、1億7,076万6,000円を補正しております。

増額となりました主な要因としましては、人件費及び物価高騰に対する対応及び標準化への対応ということでこの辺りが増額となっているというふうに分析しております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） アドバイザー料につきましては、まず前石川県副知事を務めておりました西垣淳子氏、こちらの方に地域づくりアドバイザー兼CDO補佐官にお願いする旨で計上しております。

西垣氏につきましては、中小企業庁長官官房政策統括官の中でDXまたEBPM担当ということで効果検証、こういったことを専門にやられてきた方であります。

今後うちの町、人材が不足している中で、DX等を進めていく、その中で彼女の知見のほうを得ながら進めていきたいと考えております。

そのほか、二宮モモコ氏、こちらの方には学校環境整備政策アドバイザーということで、学校の統合に関するところでアドバイザーとして活躍していただく予定の経費となっております。

さらに森田 創氏ということで、地域交通政策アドバイザー、こちらにつきましては稻取の国道から駅のほうに来る県道の拡幅工事の話があるのですが、それに伴いまして、稻取駅の改修を駅の事業者だけで考えるのではなく、町、そして旅館、観光業者、そして専門家も交えた中で駅のことを考えていく、そのアドバイザーとして森田氏をお願いする内容となっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（斎藤和也司君） 28ページの国際教育推進事業の会計年度任用職員の報酬につきましては、国のJETプログラム、語学指導等行う外国青年招致事業なんですが、それによりましてALTの方、2名を来ていただいております。その報酬につきまして、国のほうで改定が行われましたので、それに併せて増額したものでございます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず、地方交付税の問題ですけれども、これは財務省なりが予算編成等するときは、いろんな基礎数としての経費の部分の規定が見直されて、結果的にそういうものが反映されて増加しているというふうに理解してよろしいわけですかね。2回目はま

だ。

それと、町長、2点目の部分の政策推進事業の問題なんですけれども、僕は町長、こういろいろな形で閉塞感があった町にいろんな外部人材を連れてきて、いろいろ政策をやっていくということについては、一定評価はしてきたつもりでいるんです。

ただ、最近の仕事ぶりを見ていると、何か僕は町長がこういう方の意見を聞いて自分で割と制度設計をしたり、こういう方の意見を聞き過ぎて結果的に町民の声を聞いたり、職員との間で、非常にあつれきができているんではないかということを懸念しているんですけども、いろんな外からの意見を入れていくということは必要なことだと思うんですけども、結果的にそれがいろんな感じで職員との間のあつれきになっていないかなというようなことも懸念しておりますけれども、その点はいかがですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

このお三方のアドバイザーについては、これからのお話でございます。今の御指摘の点はこれまでにそうではないかという話なんですけれども、そうではございません。

1人1人の今日の議会の答弁もありましたけれども、職員の負担をなるべく減らすという意味で第三者の力を借りたいなというところで方向性を示すとか、あとは国とのパイプということもありますし、あと、森田氏について言うと、伊豆急との連携性という話もございまして、その辺をしっかりと生かしながら、あくまでも職員の負担を減らすためにという意味合いです。これからの話ということでございます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私は一般質問やなんか聞いていて、最近町長の仕事ぶりを見ていて、外部からの意見もいろいろ導入していく、今回もこういうすばらしい方なんでしょう、それぞれにね。そういうことを入れることによって、それがやっぱり一つの町長の中での設計図になって、それに向かって職員が仕事をさせられていくというような感じで、職員との間での、やっぱりそこ、乖離というのがこの間生じているのではないか、また今回こういうそれなりにすばらしい方ですけれども、やっぱり町の中で町長のこの取扱い方含めて、職員との間で、また一方ではあつれきとかやっぱりそういうものになっていく懸念というものを持っています。私は持っております、その点も十分配慮して取り組んでいただきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 懸念についてはしっかりとそのようなことがないように取り組んでいきたいと思っておりますし、逆にこの方がいない場合、今からやらなければ目の前にある課題に対して取り組んでいかなければいけないのは多分、論をまたないと思います。

しっかりとやらなければいけないという中で、誰を中心的にやっていくかというところも含めて、ほかの人材というところであります。あくまでも確かに、何て言うんですか、新しい考え方というか、これからの方を御提案いただくところはありますが、ただ一方的にやるのではなくて、現場サイドの話もしっかりと聞きながら、すり合わせをしながらやっていきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 地方交付税に関する御質問にお答えいたします。

地方交付税の原資となる国税収入等は、間違いなく増加しております。そういったことで不交付団体となった団体が県内では1団体ございます。あと、減額となっている団体も3団体ほどございまして、それ以外の団体につきましては、増額となっているという形になっております。

主な内容としましては、先ほど申し上げましたとおり給与改定等に係る対応、物価高騰への対応、あと標準化システム運用経費の増加に対する対応といったところが主な内容ということになっております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 14ページになりますけれども、今、14番からありましたアドバイザー関係なんですが、説明会でいただいた資料で、すみません、これを基にちょっとお伺いしますけれども、まずはその二宮さんが既に2回執行されているという説明だったんですけども、今回費用弁償のほうで、二宮さんが4回分見られているの理由を教えてください。

それから、西垣さんのこの回数と言いますか、来庁、ウェブ、作業、それぞれに時間等が書かれていますが、これらを出した根拠を教えてください。

それから、もともとのこの3万5,000円と5,000円の単価の算出根拠についても、もちろん御教示お願いします。

それから、28ページの熱川の温泉場の関係なんですけれども、この設計業務委託については、業務委託の内容としては、どこまで何をという形で提出していただくのか、その内容に

について説明をお願いします。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 費用弁償につきましては、事前に予算で計上されており、町長に許可を得たものについては費用弁償を支払うことができるということで、庁舎内では決められておりまして、これは今までそこの費用弁償取っていなかったんですが、今回計上させていただいて、今後、二宮氏の費用弁償のほうを支払っていきたいと思っております。

二宮氏につきましては、3万5,000円の根拠ではありますが、明確に当町ではこのアドバイザーについて幾らというところはないのですが、今までの経緯からアドバイザーにつきましては、3万5,000円をお支払いしております。そちらと同額の金額としております。

あと4回につきましては、彼女と相談しながら時間、月2回ほど、そしてウェブ、その他作業につきまして4回ほどの日時を確保できれば業務ができるといったところでこの日程、時間等で決めさせていただいております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長補佐。

○建設整備課課長補佐（山西和孝君） 町道温泉場線の関係ですが、昨年度、現状と補修の検討をしました。その結果、コンクリートが脆弱だったり、鉄筋の破損等もあり、修復ができないという見解でした。それに伴いまして、河川管理者である下田土木事務所と検討をして、今ある張り出し道路の部分を撤去して測量しないと、現状が分からないということで、今回の撤去の設計となりました。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） ちょっとすみません、僕の理解が分からぬのか、二宮氏は既に2回執行されていて、補正で旅費を4回要求しているんですけども、そこがちょっとまだよく分からなくて、もう一回説明をお願いします。

それから、温泉場に関してはその撤去工事のための測量設計、詳細設計という形でよろしいでしょうか。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 二宮氏につきましては、2回既に執行しております、今後あと2回ということで、その中の情報となります。

そのため、補正額として費用弁償も4回計上しているという内容になります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長補佐。

○建設整備課課長補佐（山西和孝君） 撤去計画の設計業務委託となっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） すみません、今の調整課長、2回もう既に執行しているわけですよね。それには費用弁償を出さなかつたから、今回ということなんですか。

今回からまた4回やっていただくということで理解すればいいですか。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 邇及ではなくて、これからということになります。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「もう終わり、3回目は終わり、そうかそうか」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第52号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、3時5分まで休憩といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第12 議案第53号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（栗原京子君） 日程第12 議案第53号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第53号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2,849万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,777万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、国民健康保険システム改修業務委託料に係る歳入歳出の予算を計上します。

また、令和6年度決算剰余金の繰越しを行い、財源調整として国民健康保険事業基金積立金の予算額を増額いたします。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

(健康づくり課長 中山和彦君登壇)

○健康づくり課長（中山和彦君） ただいま提案されました議案第53号 令和7年度東伊豆町

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,849万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,777万5,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

3款国庫支出金、1項16目国庫補助金、補正前の額に1,045万円を追加し、1,047万5,000円といたします。

1節国民健康保険費補助金、細節3令和7年度（令和6年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費補助金1,045万円の増は、国民健康保険システムの改修業務委託料に係る経費分に対し、国から交付される補助金を計上します。

7款1項1目繰越金、補正前の額に1,791万3,000円を追加し、1,791万4,000円といたします。

1節細節1繰越金の1,791万3,000円の増は、令和6年度の決算見込みで実質収支額が1,791万3,000円となる見込みですので、全額を令和7年度に繰越措置するものでございます。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、歳出の内容について説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に1,045万円を追加し、1,730万円9,000円といたします。

12節委託料、細節6子ども・子育て支援金制度システム改修業務委託料1,045万円の増は、国民健康保険システムの改修に係る経費を計上するものです。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額に1,670万1,000円を追加し、1,670万1,000円といたします。

24節積立金、細節1国民健康保険事業基金積立金1,670万1,000円の増は、令和6年度決算剰余金分を基金積立金に計上するものです。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正前の額に134万5,000円を追

加し、1,193万5,000円といたします。

22節償還金利子及び割引料、細節6保険給付費等交付金償還金127万7,000円の増は、過年度精算金の決定によるもので、町から返還する償還金の不足分を増額するものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへ戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億4,927万9,000円に2,849万6,000円を追加いたしまして、17億7,777万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億4,927万9,000円に2,849万6,000円を追加いたしまして、17億7,777万5,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金で1,045万円、一般財源で1,804万6,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第53号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第54号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（栗原京子君） 日程第13 議案第54号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第54号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に195万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,494万6,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は、令和6年度の決算剰余金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、その繰越金を後期高齢者医療広域連合に前年度精算分として納付するため、増額補正するものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 中山和彦君登壇）

○健康づくり課長（中山和彦君） ただいま提案されました議案第54号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,494万6,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

5款1項1目繰越金、補正前の額に195万9,000円を追加し、196万円といたします。

1節細節1 繰越金195万9,000円の増は、令和6年度の決算見込みで実質収支額が196万円

となる見込みですので、全額を令和7年度に繰越措置するものでございます。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、歳出の内容について説明をいたします。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に195万9,000円を追加し、2億6,437万5,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1後期高齢者医療広域連合納付金の195万9,000円の増は、令和7年度に繰り越した額を後期高齢者医療広域連合に納付し、精算するものであります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額2億6,298万7,000円に195万9,000円を追加いたしまして、2億6,494万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額2億6,298万7,000円に195万9,000円を追加いたしまして、2億6,494万6,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で195万9,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第54号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第55号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（栗原京子君） 日程第14 議案第55号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第55号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3,658万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,211万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は令和6年度決算剰余金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、介護給付費及び地域支援事業費並びに事務費繰入金などの過年度分について、精算金の返還を行うものであります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 中山和彦君登壇）

○健康づくり課長（中山和彦君） ただいま提案されました議案第55号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,658万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,211万5,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金、補正前の額から3,278万3,000円を減額し、542万3,000円といたします。

1節細節1介護保険給付費準備基金繰入金3,278万3,000円の減は、財源調整により繰入金を減額します。

8款1項1目繰越金、補正前の額に6,909万2,000円を追加し、7,109万2,000円といたします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金6,909万2,000円の増は、令和6年度の決算見込みで実質収支額が7,109万2,000円となる見込みですので、当初予算計上分の200万円を差し引いた金額を令和7年度に繰越措置するものでございます。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、歳出の内容について説明いたします。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正前の額に3,658万8,000円を追加いたします。

22節償還金利子及び割引料3,658万8,000円の内容は、令和6年度の介護給付費、地域支援事業費等の確定に伴い、それぞれ精算するものです。

介護給付費につきましては、細節2国庫介護給付費負担金過年度分返還金1,366万3,000円から細節5一般会計介護給付費繰入金過年度分返還金673万8,000円までを返還いたします。

地域支援事業費につきましては、細節6国庫地域支援事業交付金過年度分返還金229万5,000円から細節9一般会計地域支援事業繰入金過年度分返還金72万9,000円までを返還いたします。

その他については、細節10一般会計事務費繰入金過年度分返還金345万9,000円を返還いたします。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括しております。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額13億9,552万7,000円に3,658万8,000円を追加いたしまして、14億3,211万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額13億9,552万7,000円に3,658万8,000円を追加いたしまして、14億3,211万5,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で3,658万8,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第55号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（栗原京子君） 日程第15 議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に655万3,000円を追加し、総額を4億4,678万2,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的支出の既決予定額に983万1,000円を追加し、総額を5億

9,083万2,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の調整、新浄水場建設候補地の土地の取得費や土地取得に伴う各種業務委託費の増額となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

（水道課長 中田光昭君登壇）

○水道課長（中田光昭君） ただいま提案されました議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について、概要を御説明いたします。

総則。

第1条 令和7年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億4,022万9,000円に655万3,000円を追加し、4億4,678万2,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億3,414万5,000円に653万3,000円を追加し、4億4,067万8,000円といたします。

第2項営業外費用、既決予定額508万4,000円に2万円を追加し、510万4,000円といたします。

資本的支出の補正。

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「1億9,457万1,000円」を「2億440万2,000円」に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額「4,428万円」を「4,444万6,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「1億5,029万1,000円」を「1億5,995万6,000円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款資本的支出、既決予定額5億8,100万1,000円に983万1,000円を追加し、5億9,083万2,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額4億9,306万5,000円に983万1,000円を追加し、5億289万

6,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号職員給与費、既決予定額9,213万円から92万2,000円を減額し、9,120万8,000円といたします。

次のページを御覧ください。

第5条 予算第8条の次に次の1条を加えます。

重要な資産の取得及び処分。

第9条 重要な資産の取得は次のとおりとします。

種類、土地。

名称、白田1287番1ほか9筆。

数量、5,980平米。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入及び支出についてですが、支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、19節委託料627万6,000円の増は、新浄水場建設候補地土地取得後の土地境界確定測量業務、地積更正登記業務及び浄水場等に設置されておりますコンデンサーの低濃度P C B分析業務委託の委託費を増額させていただいております。

3目簡易水道事業費用、22節修繕費110万円の増は、大川浄水場の修繕費に不足が生じることから、不足見込額を増額させていただいております。

5目総係費、2節手当60万5,000円の減は、人事異動に関する調整により減額となります。

8ページ、9ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出についてですが、支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水施設整備費、39節工事請負費128万1,000円の増は、低濃度P C Bの含有調査に伴う浄水場及び取水場のコンデンサー更新工事費を増額させていただいております。

40節土地購入費800万円の増は、新浄水場建設候補地土地取得に係る費用を増額させていただいております。

2目簡易水道施設整備費、39節工事請負費55万円の増は、大川第2調整池付近の減圧弁の更新工事費を増額させていただいております。

なお、10ページに給与費明細書を添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 用地の土地購入について伺いますけれども、この間全協でもいろいろ説明があったんですけども、この水利の問題というのは、現状では進展して、土地が購入できるという状況になっているんでしょうか。その点を御説明いただきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 水利の問題が解決しなくとも、その他の方法もまだありますので、土地の購入のほうは先行取得と考えております。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 当然、その他の方法というのはあるんだと思うんですけども、例えば、現状今ある水利がちゃんと正式に水利として確保できなかった場合には、取水場なんかも含めて全面的にその場所の配置等々も含めて、見直すというようなことが出てくると、それらについての経費というのはどういうふうに算出されておりますか。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 購入した用地に最大限近い位置での取水というものを考えておりますので、その他取水用地等の購入等は現在考えておりません。

また、別方向については、今、全協でもお話ししましたけれども、水利権についてちょっと難しい問題が多々ありますので、その問題を解決してからいろいろ事を進めていくとなると、期限も相当かかるというような状況になりますので、その辺も総合的に今後考えていきたいとは思っておりますが、この土地取得後は、この土地を中心にいろいろな方策というか方法を考えながら、いろいろな方向で進めていかなければとは思っております。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうすると、やはり条件がちゃんと整っていない。これを買えばこれだけのこの投資をして、浄水場等の整備ができますという見通しがまだ立っていないわけではないですか。

水利が取れない場合、ほかの水の取り方はあるかもしれない、川に隣接しているわけだから。それについて、そういう事態が発生した場合には、今回土地を購入するということで事实上、取水場を新たに整備したり余計な経費というのがこれに関連して出てくるわけではな

いですか。

そういうことも含めてのこの予算の執行というものについては、私は現状、非常に問題があるのではないかと。確かに一定のタイムリーでちゃんと対応したいという部分は分かりますけれども、このことが水利という環境が整わない中で土地を購入してしまうことによって、余計な経費が現状からやっぱり出てくるということについて、その見通しの金額さえはつきりしないなんていう形では、本当にこれは不安な、全部それは水道料金にかかるてくるわけで、そういう点で見ると、この辺予算を本当に執行していいのかということについて、私は疑問を感じておりますけれども、いかがですか。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 水利については、全協でもお話したとおり、かなりシビアな交渉を今しております。

例えばその水利が駄目になった場合、新たに水利を取るとなると、なかなか取る場所というのが限られてきます。そうなってくると、新たな当然この用地以外の今ある既存の用地に建てるとしても、それは今の水利ができなければ当然かかるお金になってきますので、ただ事前の調査というか我々の考えているところでは、今ある取水場を利用したとしても、新しく購入した土地のほうが、ランニングコスト等は抑えられるというような計算でおりますので、例えば水利が別のところになったとしても、そこに関して、また新たな投資はしなければならないですけれども、それによって新たに浄水場をどこかにするというような方向は今のところ考えておりませんので、そういうことを御理解いただければと思います。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 今、14番議員からの話があったんですけども、水利権の問題、全協で当局が説明した内容の後、私も地元歩きましたけれども、どうもちょっとニュアンス違いますよね。水道課長の話と私が直接、区長経験者の方々、その時の役員の方々、水利権に関する方々のお話し聞くと、どうもあなたの説明したニュアンスとちょっと違う要素を持っています。

それから、この土地購入費のところで全協の時に言いましたけれども、なぜ公共事業の根底である不動産鑑定評価より高い値段で買うのか、その辺についても今日のこの内容で説明何もついていないですよね。ここら辺について、どうしてこの金額になったのか、我々これ判断する上でも重要な材料だと思うんですけども、その2点についてどうですか。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） まず、その水利権の区との話合いについては、議事録等もありますので、もし議員さんがお聞きになった話とうちのほうとの話との乖離というものがあるのできましたら、議事録等で確認をさせていただきたいと思っております。

土地の購入費につきましては、先方のほうで、全協でもお話ししましたが、かなり高い金額での購入ということを言われました。

交渉をしていく上で、800万円というようなこの金額が出たわけですけれども、不動産鑑定をかけております。土地を実地測量をしておりまして、その辺金額の乖離というのは多少あるんですけれども、雑種地部分が一部ございます。そちらについては今回、不動産鑑定はかけなかつたんですけれども、平成20年当時にその本当道路を挟んで反対側の土地を不動産鑑定しております。その当時の金額に基づいて現在の近傍宅地等を考慮して、金額を計算しますと、必ずしも町に対して損をしている金額での売買ということにはならないと思いますので、その辺御理解いただければと思います。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） ずっと説明が口頭口頭なんですよね。

何ら資料は渡されていない今まで、御理解御理解と言っても難しいですよね。そう思いませんかね。

ずっとそこをこの値段で買えて損はしない損はしないという話なんですけれども、それらの根拠は何も提示されていないんですよ。

地元の交渉事もそうですけれども、用地交渉もそうですけれども、そんなに簡単なものではありません。私も何十回もやってきていますけれどもね。だから、その地元はもういいみたいに今ニュアンスなんですけれども、やっぱりこの白田川の近隣の方々とのちゃんととした合意の下、今14番議員も言いましたけれども合意の下、新しい浄水場を造って安定供給を図っていく町の水道事業を考えたときに、やはり地元抜きではできないんではないかなと思います。

それも、先ほど言いましたけれども、地元の元役員さんだとか区長さんだとかの道路上での立ち話ですけれども、そういうところで聞いた話で、私の実感でございます。

ですので、これ予算全体で見ると、人件費の調整だとか、あとは壊れている機器の修理等も入っていますので、非常にそこはそこで重要な補正予算なんですけれども、ここは1回、町長にも確認したいんですけども、そういうところの問題がクリアするまで、この800万

は執行しない、そういうような形のお考えというのはできませんかね。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 担当課からも説明があったように事業の進捗ということ、尻がある程度決まっているということもあるかと思います。

ただ、こういう疑惑がある中で、なかなか進めるというところがどうかというの、少し考え方させていただいてもいいのかもしれません。

ただちょっと一度、担当課の話をもう一度聞いていただければと思います。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 水利権の交渉につきましても、前課長時代から交渉は続いておりまして、最終的な合意にはまだ至っておりません。

土地の取得に関しても、今、先方さんのはうは売っていいよ、売るよというお話になっていますけれども、今後、まだ契約等もしていませんので、売らないよとなったときに、では今あるあの候補地に建てるかと言いますと、浸水区域であったり、いろんな条件がありますので、解決しなければ、本来全てが解決してから買わなければならないというのが大前提だとは思いますけれども、いろいろなことを総合的に勘案すると、先に買って事を同時進行していくというのが事務的にはいいのかなとは思っております、個人的には。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） そうしますと、やはりその事業ありきで、今町長も言いましたけれども、事業のけつが決まっているからここで買わなければならないみたいな話ですと、ちょっとこれやはり拙速過ぎるのかなという印象は拭えません。

そうなってきますと、あとはそうですよね。意見書をつけるなり何なり、この執行をどういうふうに地元との観光水利権も含めた中での交渉事を進めていただくかということも、ここでいただきたいんですけども、これから万が一工事するにしても、地元とのいろんな交渉事、工事期間の工事車両の搬入云々含めて町全体が、地区の町内会の方々との接し方にも影響しかねないような僕は重要な問題だと思うんですよ。

この水を大川と入谷水下以外の方々が、常時、毎日蛇口から口にするということも浄水場造るわけだからね。そうやって考えていくと、やはり非常に安易に考えているこの土地の購入について、私はこの土地について何かお約束事がない限り、ちょっとこの内容についてはいかがなものかと思いますけれども、町長、もう一回聞きますけれども、駄目ですかね。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時50分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

町長。

○町長（岩井茂樹君） 御指摘ありがとうございます。

御指摘の部分、よく分かるところがあります。前回もいろいろその土地の購入についてと水利についてのお話が出て、たしか議員の先生方と連携してというような話が出たと思います。

その話についてもまだ詳細は私も把握をできておりません。土地購入の話については今、少し話をしたところ、ある程度めどはついているようなんですが、ただとはいながらも、何か資料も確かに御提示できていないというところもあると思います。

なので、ここは御提案なんですけれども、予算としては通していただきたいとは思っておりますが、ただ執行については、しっかりと全協を通して御了解いただくということを大前提にさせていただく。当然それまでに資料とか、検討を進めるということでお願いできればというふうに思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 今、町長が言われたとおり、今後も全協等で議員の皆様と相談していくながら事業を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 議長ありがとうございます。

今町長、課長からもいただきましたけれども、地元では浄水場、その場所に限らず浄水場ができるんだ、新しく造るんだということもまだ浸透していない状況なんですよ。

百山荘を買って造るというのが駄目になったねぐらいの程度の今レベルなんですけれども、そこからですから関係者の方々はいろんな交渉事で話聞いているかもしれませんけれども、

またその辺も含めて今の御答弁にあつたとおり、その予算の執行については必ず我々と共同の内容をちゃんと見させていただいて、これでいきましょうよということでその後の水道課に限らずいろんな課が地元の皆さんとの縁がずっと一生続いていくわけですので、ぜひそこはここでお願したい、質問ではないですけれども、申し訳ございませんけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

多分、担当課も抱えているとても大きな問題があると思います。その辺もある程度共有をさせていただきながら、よりよい回答を求めるようにやれたらと思っています。

多分、説明不足という御指摘もあったので具体的に言うと、何をどうしていけばいいかも含めて、多分何かやるんでしょう、説明会みたいもの。ちょっとその辺が実際に担当課としてはやっているけれども、それがまだ広がっていないのか、その辺もちょっと確認を取りながら今後の対応については、考えさせていただければと思います。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） ちょっと2番議員の質問を聞いていて、私も何だろう、頭の中になかった部分があったので改めて確認させてください。

確かに水利の件で、何名かの方に少し白田の方等とお話をさせていただいたときに、浄水場は一体どこにできるんだよみたいな話はあった。逆に言うと、浄水場に関する情報というのは、まだ出ていないんだなと、そのときは単純にただ用地の購入も済んでいないし、いろいろ今から説明できるのかというところも含めて、そうなのかなと思っていたんですが、ちょっと水利のところで、今、いろいろもめていて、ある意味感情的な対立が少し生まれているような中で浄水場の土地を買いましたと言うと、また何か感情的に反発されてしまうような流れになつても困るなと思ったので、一応念のために確認ですけれども、この浄水場の土地、新しい浄水場に関するお話というのは、区の方とはされているんでしょうか。

そこだけ確認させてください。

○議長（栗原京子君） 水道課長。発言台でお願いします。

○水道課長（中田光昭君） 新浄水場の建設につきましては、まだ土地のほうも購入ができるおりませんので、地元の住民の区の方には説明はしておりません。ただ、2年前に百山荘に浄水場を建てるというような話があったときには、課長が区の役員さんの方に挨拶に行つ

た経緯はございますので、今後、話が進めば、ある程度まとまったときには、ちゃんと地元のほうにお話をする予定ではあります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

そうですね。先ほど2番議員からもあったかと思うんですけども、百山荘の件はある意味、潰れたという話は、そこは多分逆に言うと、分かっている話で、全員が全員ではないですけれども、やっぱり私もある人からは、水利の話は言うけれども浄水場一体どうするんだよというような話は確かにいただいたんです。

だから、ただちょっとこれタイミングがすごく難しいなとは思うんですけども、この浄水場の建設に関する、そういったところを皆様にお知らせするタイミングと購入とかいろいろ手順を進めるタイミング、こここのところはちょっとうまく進めていかないとまたもめる原因が増えても困るので、ちょっと慎重にしていただけたとありがたいなと思いました。

すみません、ちょっと質問ではなくなってしまったんですけども、一応御報告でございます。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

これ、あれですよね。卵が先か鶏が先かみたいな話にちょっとなっていて、決まっていないうちから説明をしていないという言い分が1個あって、一方で説明しないから納得いかないんだよねという話があって、ちょっとこの辺は一回整理をしなければいけないのかなと。

ただ、やりたいという内容については、それほど間違っていることではないので、今御指摘いただいた内容を、ちょっとゆっくり考えるという意味で、予算は予算ですみません、ほかの予算も入っているので通させていただいて、ただ繰り返しになりますけれども、この水利の話と、あとは土地を購入というところについては、少し資料もちゃんとそろえながら御説明をするという過程で、その中に具体的に進め方についても、多分、住民合意がなかなかないのにやっているような雰囲気がちょっと漂っているので、そこは一度担当課にも確認させていただきながら、より適切な方法を、ただ期限が限られているという言い方はあまり好きではないんですけども、そういう状況もある中で、最大限のことをやっていくということでお願いできればというふうに思っています。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

(発言する人なし)

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（栗原京子君） 日程第16 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第3号 専決処分の報告について、報告をする理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、庁用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定を専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを議会に報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました報告第3号 専決処分の報告について、御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に対し報告するものであります。

1枚目の裏面を御覧ください。

今回の報告の案件をまとめた資料となります。交通事故の損害賠償2件分の報告となります。

資料2枚目を御覧ください。

1件目は令和7年7月14日付、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしました。

令和7年5月30日に発生した当町の幼稚園バスが関係する事故で、白田地内の民地にある塀を損傷させました。塀の所有者と協議した結果、町が所有者に対し修理代17万円を支払う内容の示談が成立しました。

なお、損害賠償の額については、当町の車両が加入する任意保険の対物賠償保険の範囲となります。

続きまして、2枚目の裏面を御覧ください。

2件目は、令和7年8月4日付、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしました。

令和7年7月8日に発生した当町のスクールバスが関係する事故で、スクールバスが熱川小学校敷地内に駐車してあった別の車両に衝突し、同車両に損害を与えました。

車の所有者と協議した結果、町が相手方に対し車の修理代と代車代、合わせて45万9,400円を支払う内容の示談が成立いたしました。

なお、損害賠償の額については、当町の車両が加入する任意保険の対物賠償保険の範囲となります。

以上、報告3号の説明とさせていただきます。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 全協でもその辺の確認をちょっとさせていただいたんですけども、やっぱりこういう運転手というのは、人材確保の観点からも本当に重要なことだなと思って、再発防止策について総務課長のほうにお伺いをしたんですけども、その後何か新たなこういう対策を講じたみたいなことがあったら、ちょっとお聞かせください。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいまの楠山議員の御質問にお答えいたします。

現在、まだ予算化してございませんが、バスにつけられる後方のセンサーと安全確認のた

めのセンサーが取りつけられないかについての調査を行いまして、センサーは取りつけられるということが分かりましたので、今後、当初予算になろうかと思いますが、また予算計上をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第17 報告第4号 令和6年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

◎日程第18 報告第5号 令和6年度東伊豆町資金不足比率の報告について

○議長（栗原京子君） 日程第17 報告第4号 令和6年度東伊豆町健全化判断比率の報告について及び日程第18 報告第5号 令和6年度東伊豆町資金不足比率の報告についてを一括議題とします。

町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第4号 令和6年度東伊豆町健全化判断比率及び報告第5号 令和6年度東伊豆町資金不足比率の報告について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和6年度決算における東伊豆町の健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、東伊豆町監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました報告第4号 令和6年度東伊豆町健全化判断比率の報告について及び報告第5号 令和6年度東伊豆町資金不足比率の報告について、

一括して御説明させていただきます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和6年度決算における各比率を報告するものであります。

それでは、初めに報告第4号 令和6年度東伊豆町健全化判断比率の報告についてを御覧ください。

健全化判断比率につきましては、4つの比率がございます。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。令和6年度の一般会計決算においては、実質収支額が黒字で赤字額がないため、数値は記載しておりません。

2つ目の連結実質赤字比率は、一般会計を含む全ての会計の赤字額を合算した数値の標準財政規模に対する比率であります。令和6年度一般会計を含む全ての会計において、実質収支額が全て黒字で赤字額がないため、こちらも数値は記載しておりません。

3つ目の実質公債費比率は7.3%であります。実質公債費比率とは、その年の一般会計等が負担する元利償還金や元利償還に準じた支出の標準財政規模に対する比率であり、普通交付税における基準財政需要額算入分を差し引いて算出しております。令和5年度の実質公債費比率は7.4%であり、前年度に比べて0.1%指標が改善いたしました。

4つ目の将来負担比率は11.1%であります。将来負担比率は、過去に借り入れた地方債の残高や職員の退職金など、将来町が支払う可能性のある負担額の標準財政規模に対する比率であり、算定におきまして、将来負担額から負債の償還に充てることができる財政調整基金や基準財政需要額算入分を差し引いて算出しております。

令和5年度の将来負担比率は20%であり、前年度に比べて8.9%指標が改善いたしました。改善した主な理由として、町の借金に当たる地方債の残高が減少したこと、貯金に当たる財政調整基金の残高が増えたことが要因であります。

国は、それぞれの指標に早期健全化基準を設定しております。いずれかの比率がそれを上回る場合は、町が財政健全化計画を定めなければならぬことになっておりますが、今回の指標については、その基準を下回っております。

続きまして、報告第5号 令和6年度東伊豆町資金不足比率の報告についてを御覧ください。

資金不足比率とは、事業の規模に対する資金の不足額の割合であります。公営企業会計ごとに比率を公表する必要があり、当町では水道事業と風力発電事業の2つの特別会計が対象

となります。

計算した結果、令和6年度決算におきましては、2会計とも資金不足がないため、資金不足比率の記載はありません。

健全化判断比率と同様に、国は資金不足比率に対しても各会計ごとに早期健全化基準を設定しておりますが、今回の指標についてはその基準を下回っております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第19 報告第6号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

○議長（栗原京子君） 日程第19 報告第6号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第6号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）について、提案理由を申し上げます。

本件は、東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例第7条の規定により水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第8条の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権は水道料金で、放棄した日は令和7年3月31日、放棄した事由、人数、件数、金額は表に記載のとおりで、合計で20人、156件、58万382円となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

（水道課長 中田光昭君登壇）

○水道課長（中田光昭君） ただいま提案されました報告第6号 債権放棄の報告について

(水道料金に係る債権) の概要を御説明いたします。

東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例第7条の規定により水道料金に係る債務を放棄しましたので、同条例第8条の規定により報告いたします。

恐れ入りますが、資料の別紙を御覧ください。

昨年度末、令和6年度決算において不納欠損、債権放棄したものを報告させていただく内容であります。

1の放棄した債権の名称は水道料金です。

2の債権を放棄した日は令和7年3月31日であります。

3の債権を放棄した事由、人数、件数、金額につきましては、1、消滅時効期間満了ですが、こちらは条例第7条第1項第3号該当分であります。転出等による居所不明や死亡による徵収不能債権がこの項目に該当しており、20人、156件、58万382円となっております。

令和6年度決算において不納欠損、債権放棄したものは、全て条例第7条第1項第3号に該当するものとなっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（栗原京子君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時14分

令和7年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年9月12日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議案第61号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 議案第63号 令和6年度下田町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定について
-

出席議員（12名）

1番	山 田 豪 彦 君	2番	鈴 木 伸 和 君
3番	楠 山 節 雄 君	5番	笠 井 政 明 君
6番	稻 葉 義 仁 君	7番	栗 原 京 子 君
8番	西 塚 孝 男 君	10番	須 佐 衛 君
11番	村 木 僕 君	12番	内 山 慎 一 君
13番	定 居 利 子 君	14番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
企画調整課長	太田正浩君	税務課長	鈴木和重君
住民福祉課長	鈴木貞雄君	健康づくり課長	中山和彦君
健康づくり課 参考事	柴田美保子君	観光産業課長	梅原巧君
建設整備課 課長補佐	山西和孝君	防災課長	加藤宏司君
教育委員会 事務局長	齋藤和也君	水道課長	中田光昭君
会計課長	国持健一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	相馬	奨君
--------	-------	----	----	----

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第3回定例会3日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第61号 令和6年度東伊豆町稻取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第63号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松

崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業
特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（栗原京子君） 日程第1 議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8 議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

町長から順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま、一括上程されました議案第57号から議案第64号までについて、提案理由を申し上げます。

まず、議案第57号から議案第64号までの各会計の令和6年度歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額70億296万2,000円に対しまして、歳入は調定額70億9,486万3,783円、収入済額69億3,384万814円となり、調定額に対する収入率は97.7%でございます。

歳出につきましては、支出済額64億2,201万401円で、予算現額に対する執行率は91.7%であります。

歳入歳出差引残額は5億1,183万413円となり、地方自治法第233条の2の規定により、翌年度の歳入に編入することとなっております。

収入の根幹をなす町税につきましては、入湯税、軽自動車税は増額となりましたが、個人町民税は定額減税による所得割額の減少、固定資産税は評価替えによる評価額の減額等により、町税全体の収入額は減額となりました。

当町では、引き続き町政運営における貴重な自主財源である町税の確保と納税秩序の維持に努めるとともに、各種税務研修による専門的知識及び技能の習得を通じて、職員の資質向上を図り、適切かつ公平な賦課徴収事務の執行に努めてまいります。

続きまして、議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額17億7,783万2,000円に対しまして、歳入は調定額17億3,268万900円、収入済額16億9,505万7,240円となり、調定額に対する収入率は97.8%でございます。

歳出につきましては、支出済額16億7,714万3,340円で、執行率は94.3%であります。

歳入歳出差引残額は1,791万3,900円となっております。

次に、議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額2億5,524万5,000円に対しまして、歳入は調定額2億5,721万7,215円、収入済額2億5,368万9,715円となり、調定額に対する収入率は98.6%でございます。

歳出につきましては、支出済額2億5,173万915円で、執行率は98.6%であります。

歳入歳出差引残額は195万8,800円となっております。

次に、議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額14億1,773万8,000円に対しまして、歳入は調定額14億3,130万5,239円、収入済額14億2,391万3,839円となり、調定額に対する収入率は99.5%でございます。

歳出につきましては、支出済額13億5,282万1,515円で、執行率は95.4%であります。

歳入歳出差引残額は7,109万2,324円となっております。

次に、議案第61号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額82万1,000円に対しまして、歳入は、調定額及び収入済額ともに82万2,945円でございます。

歳出につきましては、支出済額76万7,412円で、執行率は93.5%であります。

歳入歳出差引残額は5万5,533円となっております。

次に、議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額323万1,000円に対しまして、歳入は、調定額及び収入済額ともに322万9,114円でございます。

歳出につきましては、支出済額322万9,114円、執行率は99.9%であります。

歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

次に、議案第63号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し

上げます。

予算現額223万9,000円に対しまして、歳入は、調定額及び収入済額ともに223万9,946円でございます。

歳出につきましては、支出済額219万3,031円、執行率は97.9%であります。

歳入歳出差引残額は4万6,915円となっております。

以上、議案第57号から議案第63号について、7会計の決算概要を申し上げました。

詳細につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度東伊豆町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

決算概要を申し上げます。

収益的収入の状況ですが、コロナ禍を乗り越え、観光業が回復傾向となり、使用水量が増加したため、水道事業収益のうち営業収益が4億2,541万3,360円で、前年対比0.4%の増となりました。

収益的支出につきましては、動力費である電気料が増加したことや物価高の影響により、水道事業費用のうち営業費用が3億9,772万8,314円で、前年対比3.0%の増となりました。

また、資本的支出につきましては、配水管更新工事や白田川流量解析業務委託などを実施し、決算額が1億8,853万8,008円で、前年対比6.4%の減となりました。

最後に、事業損益についてですが、営業収益の増加や、減価償却費や支払利息の減少により、1,686万1,137円の純利益となりました。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 会計管理者に決算概要の説明を求めます。

会計管理者。

（会計課長 国持健一君登壇）

○会計課長（国持健一君） ただいま提案されました議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算から議案第63号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼稚教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算まで、順次御説明さ

せていただきます。

なお、説明につきましては、お手元にお届けしてございます主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては、決算書の款のみの朗読をもちまして御説明とさせていただきます。

各会計とも、歳入につきましては、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に朗読させていただきますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

初めに、議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書の1ページ及び2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款町税18億4,961万9,349円、4,788万3,362円、1億1,192万3,898円。

2款地方譲与税5,740万7,000円、ゼロ、ゼロ。

3款利子割交付金57万2,000円、ゼロ、ゼロ。

4款配当割交付金1,053万6,000円、ゼロ、ゼロ。

5款株式等譲渡所得割交付金1,814万円、ゼロ、ゼロ。

6款法人事業税交付金3,223万7,000円、ゼロ、ゼロ。

7款地方消費税交付金3億175万9,000円、ゼロ、ゼロ。

8款ゴルフ場利用税交付金1,078万2,240円、ゼロ、ゼロ。

9款環境性能割交付金964万9,000円、ゼロ、ゼロ。

10款地方特例交付金4,562万5,000円、ゼロ、ゼロ。

11款地方交付税18億1,053万8,000円、ゼロ、ゼロ。

12款交通安全対策特別交付金75万2,000円、ゼロ、ゼロ。

13款分担金及び負担金2,068万6,154円、ゼロ、48万2,560円。

3ページ及び4ページをお開きください。

14款使用料及び手数料6,191万8,559円、8万8,876円、64万4,273円。

15款国庫支出金6億5,873万1,327円、ゼロ、ゼロ。

16款県支出金3億4,724万4,244円、ゼロ、ゼロ。

17款財産収入6,543万5,607円、ゼロ、ゼロ。

18款寄附金5億6,352万9,900円、ゼロ、ゼロ。

19款繰入金 3億6,123万2,632円、ゼロ、ゼロ。

20款繰越金 4億8,030万340円、ゼロ、ゼロ。

21款諸収入 9,684万9,462円、ゼロ、ゼロ。

22款町債 1億3,029万6,000円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、予算現額70億296万2,000円、調定額70億9,486万3,783円、収入済額69億3,384万814円、不納欠損額4,797万2,238円、収入未済額1億1,305万731円、予算現額と収入済額との比較マイナス6,912万1,186円でございます。

次に、歳出でございます。

5ページ及び6ページをお開きください。

1款議会費 7,169万7,443円、ゼロ、635万9,557円。

2款総務費 19億2,720万3,078円、2億1,669万8,000円、9,830万3,922円。

3款民生費 15億5,324万8,607円、1,887万4,000円、4,840万4,393円。

4款衛生費 7億5,691万858円、ゼロ、1,542万142円。

5款農林水産業費 1億2,683万5,294円、80万円、589万706円。

6款商工費 2億5,427万9,854円、ゼロ、1,081万4,146円。

7款土木費 2億6,568万903円、5,387万4,000円、1,028万7,097円。

8款消防費 3億7,593万5,493円、4,594万8,000円、1,262万4,507円。

7ページ及び8ページをお開きください。

9款教育費 5億2,429万9,911円、ゼロ、2,101万1,089円。

10款災害復旧費 5,377万5,380円、ゼロ、523万1,620円。

11款公債費 5億1,214万3,580円、ゼロ、178万6,420円。

12款予備費 ゼロ、ゼロ、862万4,000円。

歳出合計、予算現額70億296万2,000円、支出済額64億2,201万401円、翌年度繰越額3億3,619万4,000円、不用額2億4,475万7,599円、予算現額と支出済額との比較5億8,095万1,599円となった内容でございます。

歳入歳出差引額 5億1,183万413円、うち基金繰入額ゼロ円でございます。

続きまして、171ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、各会計とも、区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額69億3,384万円。

- 2、歳出総額64億2, 201万円。
- 3、歳入歳出差引額 5 億1, 183万円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源、（1）継続費過次繰越額ゼロ円、（2）繰越明許費繰越額1, 784万5, 000円、（3）事故繰越繰越額ゼロ円、計1, 784万5, 000円。
- 5、実質収支額 4 億9, 398万5, 000円。
- 6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、国民健康保険特別会計の1ページ、2ページをお開きください。

議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税 2 億9, 153万4, 479円、353万4, 468円、3, 405万6, 171円。

2款使用料及び手数料19万7, 900円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金643万7, 000円、ゼロ、ゼロ。

4款県支出金12億5, 741万1, 739円、ゼロ、ゼロ。

6款繰入金 1 億1, 404万6, 204円、ゼロ、ゼロ。

7款繰越金1, 450万3, 803円、ゼロ、ゼロ。

8款諸収入1, 092万6, 115円、ゼロ、3万3, 021円。

歳入合計、予算現額17億7, 783万2, 000円、調定額17億3, 268万900円、収入済額16億9, 505万7, 240円、不納欠損額353万4, 468円、収入未済額3, 408万9, 192円、予算現額と収入済額との比較マイナス8, 277万4, 760円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費1, 533万8, 888円、ゼロ、95万7, 112円。

2款保険給付費12億1, 105万9, 179円、ゼロ、9, 457万7, 821円。

3款国民健康保険事業費納付金 4 億1, 559万8, 452円、ゼロ、1, 548円。

6款保健事業費2, 519万213円、ゼロ、183万4, 787円。

7款基金積立金ゼロ、ゼロ、ゼロ。

9款諸支出金995万6, 608円、ゼロ、231万7, 392円。

10款予備費ゼロ、ゼロ、100万円。

歳出合計、予算現額17億7,783万2,000円、支出済額16億7,714万3,340円、翌年度繰越額ゼロ、不用額1億68万8,660円、予算現額と支出済額との比較1億68万8,666円でございます。

歳入歳出差引残額1,791万3,900円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、23ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額16億9,505万7,000円。

2、歳出総額16億7,714万4,000円。

3、歳入歳出差引額1,791万3,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額1,791万3,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はゼロ円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計、1ページ及び2ページをお開きください。

議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料1億9,281万2,900円、67万3,800円、285万3,700円。

2款使用料及び手数料4万500円、ゼロ、ゼロ。

3款繰入金5,896万7,315円、ゼロ、ゼロ。

4款諸収入26万7,700円、ゼロ、ゼロ。

5款繰越金160万1,300円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、予算現額2億5,524万5,000円、調定額2億5,721万7,215円、収入済額2億5,368万9,715円、不納欠損額67万3,800円、収入未済額285万3,700円、予算現額と収入済額との比較マイナス155万5,285円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金2億5,145万1,215円、ゼロ、322万2,785円。

2款諸支出金27万9,700円、ゼロ、29万1,300円。

歳入合計、予算現額2億5,524万5,000円、支出済額2億5,173万915円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額351万4,085円、予算現額と支出済額との比較351万4,085円でございます。

歳入歳出差引残額195万8,800円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額2億5,368万9,000円。

2、歳出総額2億5,173万1,000円。

3、歳入歳出差引額195万8,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額195万8,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、介護保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入ですが、1款保険料2億7,496万500円、172万1,900円、566万9,500円。

2款使用料及び手数料4万8,700円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金3億4,758万1,068円、ゼロ、ゼロ。

4款支払基金交付金3億4,935万9,000円、ゼロ、ゼロ。

5款県支出金1億9,182万5,608円、ゼロ、ゼロ。

6款財産収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

7款繰入金2億758万9,000円、ゼロ、ゼロ。

8款繰越金4,649万1,611円、ゼロ、ゼロ。

9款諸収入212万9,845円、ゼロ、ゼロ。

11款分担金及び負担金392万8,507円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、予算現額14億1,773万8,000円、調定額14億3,130万5,239円、収入済額14億2,391万3,839円、不納欠損額172万1,900円、収入未済額566万9,500円、予算現額と収入済額との比較617万5,839円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費2,061万8,031円、ゼロ、378万3,969円。

2款保険給付費12億4,941万8,181円、ゼロ、5,390万4,819円。

3款財政安定化基金拠出金ゼロ、ゼロ、1,000円。

4 款基金積立金ゼロ、ゼロ、1,000円。

5 款地域支援事業費5,271万2,480円、ゼロ、550万8,520円。

6 款健康福祉事業費32万2,062円、ゼロ、42万7,938円。

7 款予備費ゼロ、ゼロ、100万円。

8 款諸支出金2,975万761円、ゼロ、28万9,239円。

歳出合計14億1,773万8,000円、支出済額13億5,282万1,515円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額6,491万6,485円、予算現額と支出済額との比較6,491万6,485円でございます。

歳入歳出差引残額7,109万2,324円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、35ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額14億2,391万4,000円。

2、支出総額13億5,282万2,000円。

3、歳入歳出差引額7,109万2,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額7,109万2,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、稻取財産区特別会計、1ページ、2ページをお開きください。

議案第61号 令和6年度東伊豆町稻取財産区特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款財産収入77万1,497円、ゼロ、ゼロ。

2款繰越金5万1,448円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、予算現額82万1,000円、調定額82万2,945円、収入済額82万2,945円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額ゼロ円、予算現額と収入済額との比較1,945円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款管理費41万9,412円、ゼロ、3,588円。

2款諸支出金34万8,000円、ゼロ、ゼロ。

3款予備費ゼロ、ゼロ、5万円。

歳出合計、予算現額82万1,000円、支出済額76万7,412円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額5万3,588円、予算現額と支出済額との比較5万3,588円でございます。

歳入歳出差引残額5万5,533円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額82万2,000円。

2、歳出総額76万7,000円。

3、歳入歳出差引額5万5,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額5万5,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、風力発電事業特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款繰越金270万6,491円、ゼロ、ゼロ。

2款諸収入52万2,623円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、予算現額323万1,000円、調定額322万9,114円、収入済額322万9,114円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額ゼロ円、予算現額と収入済額との比較マイナス1,886円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款電気事業費52万2,623円、ゼロ、1,377円。

2款予備費ゼロ、ゼロ、ゼロ。

3款諸支出金270万6,491円、ゼロ、509円。

歳出合計、予算現額323万1,000円、支出済額322万9,114円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1,886円、予算現額と支出済額との比較1,886円でございます。

歳入歳出差引残額ゼロ円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額322万9,000円。

2、歳出総額322万9,000円。

3、歳入歳出差引額ゼロ円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額ゼロ円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼稚教育アドバイザー共同設置特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第63号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼稚教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金120万6,000円、ゼロ、ゼロ。

2款国庫支出金99万5,000円、ゼロ、ゼロ。

3款繰越金3万8,946円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額223万9,000円、調定額223万9,946円、収入済額223万9,946円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額ゼロ円、予算現額と収入済額との比較946円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費219万3,031円、ゼロ、4万5,969円。

歳出合計、予算現額223万9,000円、支出済額219万3,031円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額4万5,969円、予算現額と支出済額との比較4万5,969円でございます。

歳入歳出差引残額4万6,915円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額223万9,000円。

2、歳出総額219万3,000円。

3、歳入歳出差引額4万6,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額4万6,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

なお、財産に関する調書は、決算書の巻末に詳細が記されておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いい

いたします。

○議長（栗原京子君） 引き続き、水道課長より決算概要の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 中田光昭君登壇）

○水道課長（中田光昭君） 続きまして、議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

款項の区分による説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

収益的収入及び支出ですが、収入の第1款水道事業収益は、予算額4億3,610万7,000円に対し、決算額は4億4,677万8,426円で、予算額に比べ1,067万1,426円の増です。

第1項営業収益は、予算額4億2,036万5,000円に対し、決算額は4億2,541万3,360円で、予算額に比べ504万8,360円の増です。

第2項営業外収益は、予算額1,574万2,000円に対し、決算額は2,136万5,066円で、予算額に比べ562万3,066円の増です。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用は、予算額4億5,440万3,000円に対し、決算額は4億2,144万7,543円で、不用額3,295万5,457円です。

第1項営業費用は、予算額4億2,945万3,000円に対して、決算額は3億9,772万8,314円で、不用額3,172万4,686円です。

第2項営業外費用は、予算額2,397万3,000円に対し、決算額は2,368万9,161円で、不用額28万3,839円です。

第3項特別損失は、予算額3万1,000円に対し、決算額は3万68円で、不用額932円です。

第4項予備費につきましては、5万4,000円を充用し、不用額が94万6,000円となりました。

3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入はありませんでした。

支出ですが、第1款資本的支出は、予算額2億1,359万7,000円に対し、決算額は1億8,853万8,008円で、不用額2,500万8,992円です。

第1項建設改良費は、予算額1億1,805万円に対し、決算額は9,299万1,359円で、不用額2,505万8,641円です。建設改良費の内容ですが、町道松葉線配水管更新工事など12件の建設工事と、2級河川白田川流量解析業務委託など4件の業務委託を実施いたしました。

建設工事、業務委託の概要につきましては、15ページから18ページに記載してございます。

第2項企業債償還金は、予算額9,554万7,000円に対し、決算額は9,554万6,649円で、不用額351円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,853万8,008円は、当年度分損益勘定留保資金1億8,019万5,138円及び当年度消費税資本的収支調整額834万2,870円で補填いたしました。

次の5ページ、6ページには、損益計算書を記載しております。

6ページをお開きください。

事業損益についてですが、当年度純利益が1,686万1,137円となりました。

次の7ページから9ページには貸借対照表を記載し、10ページにはキャッシュ・フロー計算書、11ページ、12ページには剰余金計算書を記載しております。

11ページ、12ページをお開きください。

未処分利益剰余金3億6,482万6,854円につきましては、剰余金処分計算書（案）のとおり、翌年度へ繰越しとさせていただきました。

13ページ以降には、事業報告書、附属資料、参考資料及び注記を添付しておりますので、御確認ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君）　ただいま決算概要の説明がございました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号　令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第64号　令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまでの8件については、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君）　異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第64号までは、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしております名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしております名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました議案第57号から議案第64号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月30日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会において9月30日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として、決算審査特別委員会は大会議室を充ててあります。

お詫びします。特別委員会審査のため、9月13日から9月29日までの17日間を休会といいます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、9月13日から9月29日までの17日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る9月30日は、午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、来る9月30日は、午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行うことに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（栗原京子君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 10時27分

令和7年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年9月30日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第61号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第63号 令和6年度下田町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 議案第65号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 陳情・要望書等の審査について
- 日程第12 常任委員会所管事務調査の報告について
- 日程第13 意見書案第1号 水道施設の耐震化等の整備に対する財政支援を求める意見書について
- 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第1 発議第1号 議案第56号令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）に対する附帯決議について

出席議員（11名）

1番	山田 豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	13番	定居利子君
14番	山田直志君		

欠席議員（1名）

12番 内山慎一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
企画調整課長	太田正浩君	税務課長	鈴木和重君
住民福祉課長	鈴木貞雄君	健康づくり課長	中山和彦君
健康づくり課 参事	柴田美保子君	観光産業課長	梅原巧君
建設整備課 課長	村上則将君	防災課長	加藤宏司君
教育委員会 事務局長	齋藤和也君	水道課長	中田光昭君
会計課長	国持健一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 村木善幸君 書記 相馬獎君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第3回定例会第21日目は成立しましたので、開会します。

12番、内山議員から欠席の届出がありましたので、御報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程の追加について

○議長（栗原京子君） お諮りします。ただいま2番、鈴木議員から発議第1号 議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）に対する附帯決議についてが提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。したがって、発議第1号 議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時33分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎追加日程第1 発議第1号 議案第56号令和7年度東伊豆町水道事業会計補正
予算（第2号）に対する附帯決議について

○議長（栗原京子君） これより追加日程第1 発議第1号 議案第56号令和7年度東伊豆町
水道事業会計補正予算（第2号）に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） それでは、発議第1号について、朗読をもって説明とさせていただき
ます。

発議第1号 議案第56号令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）に対する附
帯決議について。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年9月30日提出。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

提出者、東伊豆町議会議員、鈴木伸和。

賛成者、東伊豆町議会議員、楠山節雄、笠井政明、稻葉義仁、西塙孝男、須佐衛、村木脩、
内山慎一、山田豪彦、山田直志、定居利子。

議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）に対する発議。

この度の令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）には、浄水場建設費に伴う
用地取得費として、土地購入費800万円が計上されている。新浄水場の建設については、こ
れまでに折に触れ説明をいただいているが、今回の候補地が本当に適しているのか、何か課
題はないのか等については、十分の説明及び議論が尽くされたとは言い難い。また、水道事

業をめぐっては、議会としては新浄水場を含めた事業の全体像や見通しにやや不透明な部分があるとも感じている。

よって、予算執行に当たっては、以下の点に留意し、丁寧な対応を図るよう強く求める。記。

1 新浄水場建設候補地購入に関する予算の執行については、今後の議会への事前説明及び同意を得た上でおこなうこと。

2 新浄水場の建設は、地元住民の好意と協力があつてはじめて円滑に進められるものと理解している。事業遂行にあたっては住民への説明の機会を十分に設け、理解不足による軋轢等を生まないように、しっかりと準備をおこなうこと。

以上、決議する。

令和7年9月30日。

東伊豆町議会。

説明は以上となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第1号 議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）に対する附帯決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第1 議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

て

◎日程第2 議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第61号 令和6年度東伊豆町稻取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第63号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（栗原京子君） 日程第1 議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8 議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の委員長の報告を求めます。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） それでは朗読をもちまして、審査の結果を報告します。

報告書を御覧ください。

令和7年9月30日。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

決算審査特別委員会委員長、山田豪彦。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、付託案件。

事件の番号、件名。

議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算。

議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算。

議案第61号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算。

議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算。

議案第63号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算。

議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、令和7年9月12日、16日、18日及び26日に委員会を開催し、付託された各議案について、関係職員から詳細な説明を受け、慎重に審査を行った。その結果、令和6年度各会計決算は、議案第57号から議案第64号までの8議案については賛成多数で、次に述べる意見を付して原案を認定すべきものと決定した。

3、審査意見。

令和6年度決算審査の意見として、特に以下の8点について改善を図られたい。

(1) 主要施策の成果説明書への記入事項の改善について。

議会の決算審査は、予算、税金が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することであり、行政事務、事業が行政サービス、まちづくりに効果があったか検証、審査することにある。

昨年度に改定された主要施策の成果説明書は、国・県の負担割合が明記されたなどの改善も見られたが、大きな金額の委託事業などでも事業実績の記載がない項目が数多く見受けられた。また、記載された事項の質疑に資料を持ち合わせていないという答弁も多かった。また、「その他」の記載が昨年と同じもの、「特になし」も多かった。金額の動向は、決算書で把握理解できるので、予算を投入した事業の効果を把握できるように、主要施策の成果説明書のさらなる改良を求める。町も決算を単なる報告とすることなく、財政運営を自ら点検できる機会として有効に活用されたい。

また、様式2号の工事費明細書において、随契については不落随契か特命随契かを明記されたい。

（2）各種アドバイザーの活用について。

岩井町長になり、外部からアドバイザーを活用することが多くなった。外部の知見を知り、まちづくりを活性化させる上で、有効な取組である。しかし、時期や人材の選定を誤ると効果はなく、無用な仕事を増やすことにつながりかねない。

この間のアドバイザーは随意契約で導入されているが、町にとって有益なスキルがあるのか、アドバイザーの評価、選定と効果は明確ではない。アドバイザーの評価、選定と効果や導入の時期、担当課の業務量など担当課任せでなく総合的に判断することを求める。

（3）ノッカルひがしいずについて。

一定の利用が生まれているが、町民ボランティアの運転者確保に課題があり、現行は13名にとどまっている。そのため、勤務中など役場職員の協力で事業が運営されている。事業の核となる町民ボランティアの運転者確保に向けては、運転者の負担見直しが必要である。また、ドア・ツー・ドアの対応をしている移動支援事業はボランティア運転者の確保が広がり実績を残している。

高齢者等の交通弱者や公共交通では利便性を得られない町民の生活支援を目指すことが事業の目的であるので、一つの方法にこだわることなく、利用者とボランティアの運転者にも喜ばれる事業を目指して、課題を解決するように検討されたい。

（4）ごみ堆肥化業務委託について。

町長の肝いりで事業を始めたが、契約書に不明確な部分があり、事業が進んでいない。現在は、顧問弁護士が入り変更契約の協議中である。町は、全く新しい事業の採用に際して、経験や対応できる知識などがない中で、堆肥化事業の導入ありきで取組を進めてきた結果、契約書の不明確な部分を見落とした。

新しい事業の採用に際し、成果や課題について十分な調査研究を行い、確実な進展が図れるよう取り組むべきである。議会も、事業規模と期間を考えると、多額の財政負担の生じる本事業を十分にチェックする役割を果たせておらず、事実上認めてきたことは、猛省すべき案件である。

（5）稻取温泉場景観整備業務委託について。

契約書、仕様書、メンバー表及び成果品の概要版などの提出を得て審査した。事業名は、稻取温泉場の景観整備を行うための業務委託であるが、成果品の概要では、3つのテーマの1つとして、「温泉場テーマ」が記されているに過ぎなかった。委託業者が作成した概要版を見ると、事業を「稻取温泉場景観整備検討業務を実施」としており、事業実施の目的がし

つかり共有されていないと思われた。

業務実施中に、「稻取コンセプトの設定が最優先事項であるとの認識が共有されるようになった。」と議論の方針が転換されている。方針の転換がなされても、事業の目的を達成していればよいが、町と稻取のコンセプトと3つのテーマをまとめただけの報告がされている。これでは、契約・仕様書と成果品が乖離との監査委員の指摘は当然である。本事業委託は、本当に必要だったのか。何が必要だったのか。内部での検討が不十分であることから、仕様書の目的や業務内容にも曖昧さを残した。

また、業務内容の変更など事務手続も取られてはいなかった。この事業の中に、町長もメンバーとして入っており、町長の遵法の姿勢にも疑問を禁じ得ない。猛省を促すものである。

（6）九份など台湾関連予算について。

町では、熱川温泉の活性化とインバウンドで台湾を重視した取組を進めているが、その予算は、熱川温泉の活性化イベントと観光交流経費がばらばらに計上されて事業の実態が把握できない。質疑により、台湾関連予算の総額は1,020万3,166円であった。

事業の性格から、熱川九份イベント関連費用と台湾観光交流経費は、分かりやすく予算計上をすることを求める。

また、すぐには効果は出ないが、費用対効果を明確にして、事業を進められたい。

なお、台湾の観光客は、令和5年度3,647人から令和6年度は6,465人へと増加している。

（7）幼児教育アドバイザー後継者育成について。

現アドバイザーの後継者の確保については、以前からの課題としている。後継者確保は事業の要である。毎年同じ報告とならないよう事務担当の町としてリーダーシップを発揮して取り組まれたい。

（8）水道料金の改定について。

浄水場の老朽化、低い水道管の耐震率から水道施設の更新は待ったなしの状況である。水道料金の見直しは、必須の課題となっている。料金改定に対する現状と課題を画像なども使い、町民に知らせる特別な努力・取組を進められたい。

4、主な質疑の内容。

（1）一般会計。

総務課。

問：文書管理業務での文書管理の成果は、ペーパーレス以外に具体例はあるか。

答：文書管理の具体的な効果として、ペーパーレス化や簿冊管理の効率化が期待できる。

県等から送付されるメールを基に、併覧や電子決済が行えることから、文書がデータとしてペーパーレス化され、保管や共有が容易になり、また、データとして整理できるため、検索や共有がスムーズになる。写真もデータで保存され管理が可能。一方、図面などの物理的に存在する文書については、一部は紙で保存し、管理は簿冊データとして記録することで、一元的な管理を行っている。

問：職員健康診断委託業務及びストレスチェック委託業務について、高ストレス者の職員に対し、カウンセリング等も積極的に勧奨しているのか。

答：結果を踏まえ、高ストレスで特に心配のある職員に対し、優先的にカウンセリングを行っている。

問：土地開発基金の本来の目的からすれば、あらかじめ、ある程度の現金を積んでおくべきでは。土地開発基金の土地の中でも、行政財産として既に利用しているものもあり、整理や買戻しを検討する必要もあるのでは。

答：取得額ベースで管理しているが、現金の積み増しについて、令和6年度は未検討だった。今後、必要性を踏まえ、令和7年度以降の対応を検討する。

企画調整課。

問：ワーキングホリデー支援補助金の内容について。

答：ワーキングホリデー支援補助金は、令和6年度が最初で、今年度は保健センター予算にて実施している。交通費、滞在費を予算措置し、人材確保のため保健師体験を保健センターにて実施する内容。令和6年度は、保健師と他の産業分野で計画していたが、実績としては保健師のみ実施している。

問：シティープロモーション事業の東伊豆通信の内容について、その更新状況とPV数（ウェブサイトの閲覧回数）についての状況は。サイトを確認すると2020年以降更新がないが、担当課で確認はしているか。

答：年間11記事の更新、PV数は確認していない。サイトについては、担当課で確認できていない。

問：ワーケーション推進事業については、近隣の市町では撤退した施設もあるが、まだ推進するのか。

答：ワーケーションはコロナ禍終息後、落ち着いてしまっているが、国が二地域居住を推進しており、そちらにも関係してくると考えているため、二地域居住と連携して推進ていきたい。

問：コンパクトシティのアドバイザーへの依頼内容、選定理由、効果について、同様に旧稻取幼稚園アドバイザーへの委託内容、選定理由、効果について。

答：両名については、町長から能力があるからと推選を受けて選定した。1名は、以前、町の白田川橋の関係も携わっていただいたこともあり、アドバイスをいただいた。1名については、町民からの意見を具体化し、どんなふうになるかについて見える化をしていただいた。

税務課。

問：固定資産基礎資料、更新業務委託の内容。

答：基礎資料更新業務委託の内容については、データメンテナンスで地番の分筆、合筆、家屋図の異動修正、地番図データ再編集、路線価評価、建物用途図、評価要因の修正、土砂災害特別警戒区域データ移管し、システムにセットアップしている。

住民福祉課。

問：社会福祉協議会補助金の減額の要因は。

答：社協補助金の減額の要因は、監査からの指摘を受けたこともあり、社協に対する補助金と委託料の在り方を見直しした。人件費の割り振りを見直した結果、補助金が減少し、委託料が増額する形となった。

問：災害時避難行動要支援者支援事業について、要介護・障害・療育等の方を対象に、予算では5名の計画を作成することになっていたが、完了しているのか。また、対象者は680人と聞いているが、今後も計画作成を続けていくのか。

答：避難行動要支援者名簿登録者623人のうち、調査を行った結果、個別避難計画の作成に同意していただいた希望者が159人となった。令和6年度の個別避難計画作成目標のうち、実際に作成できたのは1人であった。個別避難計画の作成には、福祉専門職（ケアマネジャー）や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会など多機関との連携や支援者の確保といった課題も多く困難な面もあるが、一歩一歩進めていきたい。

健康づくり課。

問：各種がん検診向上の取組は。

答：受診率の向上については、令和6年度は大腸がん検診の未受診者に対し、年齢は限らせてもらっているが、キットと問診票を送っている。子宮がんは若年者健診と同時に受けることができるようとするなど受診率向上のために実施している。

問：子育て世代包括支援センター事業の育児支援ロボットの利用がどうだったのか。行政

では少ない事例だと思う。どのようなことがよかつたか。

答：令和6年度は8月からの契約で10回、74名のお子様に使ってもらった。来所した方、遊びの会、療育教室、東伊豆認定こども園、幼稚園等に出向き、また、町民文化祭では展示をして、いろいろな年代の方に見てもらった実績がある。

問：健康増進事業の各種教室は人員的に厳しい中、頑張ってもらっているが、サロン等の出前教室等のところでは、令和5年は14回だったが、令和6年度は7回と減っている。具体的な状況や今年はどんなところで実施しているのか。

答：実施した会場は各地区のサロン、あじさい学級、コートヴィラ熱川のマンションで実施している。

実施回数が減った要因がはっきりしたものはないが、高齢者的一体的な事業も令和6年度から始まっているものもある。モデル事業として、マンションでは、1回実施した。

観光産業課。

問：観光プロモーション推進事業における実績は。

答：じゃらん、楽天トラベル等の宿泊クーポン付きプランをネット販売している。効果があると判断しているので、継続している。ロケツーリズムは変わっていない。着地型はのJR社員研修に使ってもらい、露出を増やした。

問：ふるさと納税事業におけるポータルサイト等システム利用料と事務委託料が増加している要因は。システム利用料は。

答：システム利用料について、手数料が高いサイトからの寄附が増えた。事務委託料増額については、今年度から事務の一部を委託していることと、コンサル会社に新たに委託したことが要因。手数料は10%から18%くらいとなっている。

建設整備課。

問：道路維持管理の維持修繕57件のうち、継続的に自らの判断で行っているのは何件あるのか。

答：修繕の57件は住民や区からの突発的がほとんどである。工事費については、町が計画して実施しているものは6件ある。区画線（白線）の改修や以前から把握していた町有地内の木の伐採などがある。

防災課。

問：カーブミラーの要望個数と設置個数は。

答：カーブミラーの新設は奈良本の下小田原で1件、修繕は湯ヶ岡と北川と稻取で1件ず

つ3件行った。

教育委員会事務局。

問：語学指導委託事業と国際教育推進事業の違いと委託事業の委託先は。

答：語学指導委託事業は、1人は県で派遣いただいている英語指導者で、もう1人は、中国語の堪能な指導者の方、この2名の個人の方に町で委託している。

国際教育推進事業は、国のJETプログラム海外青年協力ということで、外国から町に来ていただいている指導助手が2名となっている。

(2) 国民健康保険特別会計。

問：生活習慣病重症化予防における保健指導委託料、重複頻回受診者対策委託料の内容は。

答：生活習慣病重症化予防における保健指導委託料の内容は特定健診受診者のうち、腎機能が低下している方、または、糖尿病の検査データの一定以上の方で未治療の方に対し、受診勧奨と保健指導を実施する事業。68人に対し電話により受診勧奨保健指導を実施した。26人、38%が受診に結び付いた。

重複頻回受診者対策委託料の内容は国保被保険者で重複頻回・多剤（10剤）服薬該当者の方に訪問、電話により保健指導を実施する事業。対象者は64名、訪問21名、電話27名、合計48名に保健指導を実施した。

(3) 後期高齢者医療特別会計。

特になし。

(4) 介護保険特別会計。

問：総合相談権利擁護事業の地域の見守り・インフォーマルサービスはどのようなものか。

答：近隣住民やアパートの大家、マンション・別荘地の管理事務所等の見守り体制を構築している方からの対応相談。宅配弁当や買物・移動支援等、民間サービス事業者からの相談となる。

(5) 稲取財産区特別会計。

特になし。

(6) 風力発電事業特別会計。

特になし。

(7) 幼児教育アドバイザー特別会計。

特になし。

(8) 水道事業会計。

問：企業債償還計画書について令和11年度には償還が終わり、健全な状態だが管路の更新や修繕は今後どのように実施していくのか。

答：現行の水道料金など利益は1,600万円位。管路の更新を計画しても予算が足りないので、料金改定を含めて今後検討していく。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗原京子君） これより、議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号 令和6年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号 令和6年度東伊豆町後期高者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号 令和6年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第9 議案第65号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）

○議長（栗原京子君） 日程第9 議案第65号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第65号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、65万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を71億4,078万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容ですが、しおかぜ広場隣接地の樹木伐採業務委託料を新たに計上しております。また、自治会活動費助成金や消防用器具備品購入費を増額しております。

必要な財源配分を行った後、財源不足額を補填するため、財政調整基金を取り崩し、予算の調整をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第65号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について、概要を御説明いたします。

令和7年度東伊豆町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,078万8,000円といたします。

第2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の額に65万3,000円を追加し、7,835万5,000円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金65万3,000円の増につきましては、今回の補正予算に係る財源不足額を補填するため、財政調整基金を取り崩し、一般会計へ繰り入れ処理するものでございます。

なお、補正後の財政調整基金の残高は19億5,535万4,000円となります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に3万9,000円を追加し、7億3,661万4,000円といたします。

事業コード1施設管理事業、11節役務費、細節6電気保安管理契約事務手数料1万1,000円の増、及び12節委託料、細節6電気保安管理委託料2万8,000円の増は、現在、改修中のよりみち135の工事の進捗にあわせ、この10月から使用電力の方式を低圧から高圧へ変更することになりました。つきましては、これまでの低圧の電気保安管理契約を改め、高圧に対応するための事務手数料及び電気保安管理委託料を予算措置するものでございます。なお、よりみち135の改修工事は、企画調整課で実施しておりますが、当該施設は、現在、普通財産として、総務課が管理しているため、総務課の予算で対応いたします。

続きまして、5目財産管理費、補正前の額に29万円を追加し、1億2,253万5,000円といたします。

事業コード3町有地維持管理事業、12節委託料、細節2しおかぜ広場隣接地伐採業務委託料29万円の増につきましては、しおかぜ広場に設置予定のトイレトレーラー及びトイレ用の浄化槽設置予定地に、現在、流木が生えております。そのため、設置に支障のある流木を伐採するための委託料を計上しております。なお、当該用地は、土地開発基金で購入しているため、土地開発基金を管理する総務課の予算で対応いたします。

続きまして、10目自治振興費、補正前の額に22万8,000円を追加し、6,318万3,000円とい

いたします。

事業コード3自治会活動事業、18節負担金補助及び交付金、細節1自治会活動費助成金22万8,000円の増につきましては、東区公民館屋根補修工事を実施する自治会に対し、補修工事に係る費用の2分の1に当たる補助金を計上しております。

続きまして、8款1項消防費、2目非常備消防費、補正前の額に9万6,000円を追加し、4,587万9,000円といたします。

事業コード1非常備消防事務事業、17節備品購入費、細節1消防用具備品9万6,000円の増につきましては、消火栓用の筒14本及び地上式消火栓ハンドル1本の購入費を計上しております。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出の補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括しております。

まず、歳入ですが、補正前の額71億4,013万5,000円に65万3,000円を追加いたしまして、71億4,078万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額71億4,013万5,000円に65万3,000円を追加いたしまして、71億4,078万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源はゼロ円で、一般財源は65万3,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第65号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議員派遣について

○議長（栗原京子君） 日程第10 議員派遣についてを議題とします。議員派遣につきましては、現時点で期日等が確定している行事及び常任委員会の行政視察経過などが対象となります。

お諮りします。お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

◎日程第11 陳情・要望書等の審査について

○議長（栗原京子君） 日程第11 陳情・要望書等の審査についてを議題とします。

審査を付託した東伊豆町小中学校及び稲取高校の統合に関する嘆願書及び東伊豆町小中学校及び県立稲取高校の統合に関する陳情書の件について、文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第12 常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（栗原京子君）　日程第12　常任委員会所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

8番、西塚議員。

（8番　西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君）　それでは、朗読をもちまして、調査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和7年9月30日。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

文教厚生常任委員会委員長、西塚孝男。

文教厚生常任委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、會議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙。

1、調査事件。

水道事業の現状と課題について。

2、調査の経過については、報告書に示したとおりでございます。

報告書の2ページを御覧ください。

3、調査に至る経緯。

昨年1月1日に起きた令和6年能登半島地震の被害を知るにつれ、水道施設の被害が大きく、復旧活動に後れをきたす事態が明らかになった。

地域が山で分断される地形、高齢化などが進んでいる中山間地域であることなど、能登半島と伊豆半島が類似していることから、町の水道事業の状況を把握する必要があると考え、水道事業の所管事務調査を行った。

4、総論。

水道事業特別会計では、平成27年度から水道料金の改定を行い、水道の安定供給を図ってきた。また、平成30年度には今後の水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保していくためには、適切な施設の維持管理や経営基盤の強化に取り組むことを目標として、「東伊豆町水道事業ビジョン」を策定した。しかし、この間、収入の伸び悩み、支出の増加等により、財務状況は悪化した。これに伴い管路の更新が停滞し、老朽化が進み水道事業は脆弱な状況となっている。

5、水道事業の経営状況について。

前回の料金改定が行われた平成27年度から令和5年度を比較・検討する。

①人口と入湯客数。

水道事業が成り立つ基礎的な要因である人口と入湯客数は、人口1万3,144人から1万1,352人へとマイナス1,792人、マイナス13.6%。入湯客数は82万4,293人から63万7,642人へとマイナス18万6,651人、マイナス22.6%と人口・入湯客数とも大きく減少しており、配水量・収入に大きな影響を与えている。

②事業量。

年間総有収水量は、263万立米から235万4,820立米へとマイナス27万5,180立米、マイナス11.5%となっている。

一日の最大配水量と最大稼働率を見ても、1万4,461立米、56.5%から1万1,706立米、45.7%へ減少している。現状では施設は過大な状況となっている。

③純利益。

平成27年度以降は、純利益が3,000万円を超える状況となったが、令和元年には純利益1,300万円まで落ち込み、令和4年度には473万円余の赤字を出すなど、人口と観光客数の減と近年の物価高、電気料金の高騰から料金改定の効果はわずかなものとなった。

④管路の経年化率。

平成27年度経年化率31.88%が、令和5年度41.9%と悪化した。これは、投資的経費の建設改良費を確保することができなかつたことが原因である。

毎年の管路更新率は、平成27年度0.27%であり、最高でも0.48%、令和5年度はゼロ%であった。

水道管の耐用年数を50年と見ても毎年2%の管路の更新が必要になる。このままの状況が続ければ、管路の経年化が一層深刻な事態を迎えることが懸念される。管路の耐震化率は、9.5%である。

⑤指定工事事業者の確保・育成。

能登半島地震や繰り返し起きている災害を見てもライフラインの確保は重要であり、ライフラインの復旧には、水道工事事業者の大きな働きが必要である。

指定工事事業者は、平成27年度16事業者から令和5年度12事業者と減少している。今後、指定工事事業者の確保と育成が求められる。

⑥水道事業変更申請（稻取系井戸接続）の進捗について。

令和5年11月県水資源課と申請書作成の事前確認を行い、令和6年4月8日に東伊豆町水道事業変更許認可申請書を県に提出した。その後、令和6年12月県より過去に約束してきた簡易水道の統合等について重大な指摘があり認可変更を許可できない旨の連絡があった。

また、令和7年4月1日に再度、水道事業変更許認可申請作成業務委託契約を締結。7月11日県水資源課に新たに変更申請書を提出している。

なお、8月8日県より内容修正と確認事項の依頼があり、現在は水道課と受託業者で対応中であると確認した。

6、町への提言。

提言1、AIなどの新技術を活用して効率・効果的な水道管の維持管理改修を。

町では、AIを導入して漏水対策を進めている。今後は、老朽化や耐久性の劣化した場所など問題箇所をピンポイントに工事対応できるようにするなど、AIを活用して効率・効果的な維持管理に取り組まれるよう提言する。

提言2、国・県からの支援が必要である。

現在の状況で浄水場の整備や水道管の耐震化を進めるとなれば、水道料金を現行料金の数倍に引き上げても困難である。また、仮に値上げを行ったら、町民、町内産業に大きな負担をもたらし、町民生活、事業経営は困難なものとなる。

水道事業は、公営企業会計制度で運営していることから、独立採算と言われているが、水道は、町民生活と産業の基盤であり町民の命の水であることを考えるなら、国・県に支援を求めることが町の努力としても不可欠であることを提言する。

提言3、資金収支方式の検討も。

町の水道事業は、公営企業法により、損益収支方式会計方式で運営されている。企業債を借りて運営できる面に有利な点もあったが、一般会計等からの資金繰入れは、厳しく制限されている。水道料金を抑えるためなどの理由から、資金収支方式を選んでいる市町もある。町においても検討することを提言する。

日本水道協会の調べでは、181市町村が資金収支方式で水道事業を運営している。そのうち、10万人未満の市町村は151市町村である。

提言4、水道事業の安定的な運営を図るために。

水道事業の安定的な運営には、熟練した職員が不可欠である。水道課として必要な資格を有する人材の育成を事業推進の課題の1つに位置づけ、取り組まれたい。

以上。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、常任委員会所管事務調査の報告についてを終了します。

◎日程第13 意見書案第1号 水道施設の耐震化等の整備に対する財政支援を求める意見書について

○議長（栗原京子君） 日程第13 意見書案第1号 水道施設の耐震化等の整備に対する財政支援を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） それでは、意見書案第1号について朗読をもって説明させていただきます。

意見書案第1号。

水道施設の耐震化等の整備に対する財政支援を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、水道施設の耐震化等の整備に対する財政支援を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月30日提出。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

提出者、東伊豆町議会議員、西塚孝男。

賛成者、東伊豆町議会議員、山田直志、楠山節雄、笠井政明、村木脩。

次のページを御覧ください。

水道施設の耐震化等の整備に対する財政支援を求める意見書。

近年、集中豪雨、台風、地震等大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。静岡県は東海地震を含む三連動の巨大地震の震源域にある。

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震の被災地域は、地形的特徴と観光地であるとともに高齢化が進む中山間地域であることなど伊豆半島と類似した特徴を持っている。

石川県の水道の被害施設は、取水施設8か所、導水施設2か所、浄水施設13か所、送水施設9か所、配水施設33か所、水道管破損1,994か所であり、こうしたことから、9万8,000世帯が断水し、解消されるまでに最大5か月を要した。

この影響は大きく、すべての住民と観光や漆器、陶器などの地場産業、医療、介護・福祉施設すべての産業活動、復興支援自体にも影響を与えた。

長期にわたる断水は、離職や転出を生み地域の人口減、高齢化など過疎を進め地域の衰退、存続にも大きく影を落としている。

ライフラインはどれも重要であるが、水道は復旧に多くの人手と経費が掛かり、長期に住民生活へ影響を及ぼす点で、防災減災の点からも、今以上に重視されなければならない。

国は現在、災害に強い国土を作るために防災・減災国土強靱化計画を策定して取り組みを強めているが、水道事業への支援は「公営企業・独立採算」を理由に部分的な支援に留まっている。

しかし、水道はライフラインであり、水道水の提供は住民の命と地域を守る人権そのものである。

よって、国において、下記のこと実現するよう強く要望する。

記。

- 1、水道の基幹的施設・管路に対する耐震化補助金制度を創設すること。
- 2、「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」において水道の基幹的施設・管路の整備に活用できるように見直すこと。
- 3、「一般会計出資債」を水道の基幹的施設・管路の整備に活用できるよう見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年9月30日。

静岡県東伊豆町議会。

資料の3枚目を御覧ください。

こちらに意見書の送付先が記載されておりますので、御確認ください。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第1号 水道施設の耐震化等の整備に対する財政支援を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（栗原京子君） 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（栗原京子君） 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議あります。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（栗原京子君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長時間、御苦労さまでした。

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長 _____

署　名　議　員 _____

署　名　議　員 _____